



林林合計四十五ヶクタールを対象に、みずから森森林  
内に林間歩道、休憩施設、シティケフレーム栽培  
施設等を整備する中で、生産されたシティケを  
園につきましてはクリッピング場として活用するなど  
で森林の保健休養機能を高度に發揮させ、年間九  
万人の利用者で地元から感謝されております。こ  
のため、就労の場として果たす役割も大きく、森  
林組合作業班の通年就労に役立つており、貴重な  
林業労働者の地元定着に寄与しております。なお、  
対象森林の管理もあわせ行われ、健全な森林の造  
成も図られており次第でございます。

もう一つの例を挙げますと、神奈川県小田原市  
いこいの森の事例でございます。この森林は、四  
十六人の所有者から成る三十ヶクタールの森林で  
あります。が、小田原市が、地権者、すなわち森林所  
有者でございますが、地権者から土地を借用し、  
保健休養機能の活用の場として施設を整備し、小  
田原市森林組合が森林の管理と施設の運営を受託  
しておるものでございます。私ども森林組合連合会  
は、去る十一月五日、小田原市の郊外にあるこ  
のいこいの森でグリーンキャンペーン「親と子の  
森林教室」を開催いたしました。この森林教室は  
約二百人の定員で計画しましたが、四百人の応募  
者があり、このような行事をいかに多くの市民が  
希望するかを再認識したところでございます。林  
内の散策、二十五年生杉、ヒノキ林の間伐、枝打ち  
の実演、製造中の木炭やシイタケの栽培の見学、  
森林についての親子の対話等を通じ、保健休養、  
教育等の有意義な一日でございました。この施設  
の年間利用者は約五万人、森林の管理及び施設の  
経営を受託する森林組合の延べ雇用日数は年間一  
千人余に達しており、地元林業地域の活性化に役  
立っていることを見聞したところでございます。  
小田原市の作成いたしましたこのいこいの森の案  
内書によれば、「このいこいの森は、小田原市が森  
林の大切さを身近に認識していただき、木材の生  
産ばかりでなく、休養の場として活用して戴くた  
めに開設したもので、いこいの森の豊かな自然

ときれいな空気の中で、やすらぎと明日への活力を求める、健全な心身をつちかい、緑を通してふれあいを広めてください。」とつづってございまして。このいの森の案内書の内容は、本法案の目的や趣旨に沿っているものと考え、あえて御紹介を申し上げた次第でございます。

このような各地の取り組みはあります、一方では意見の取りまとめなどに苦労しているのも実情であり、その中から一つには、森林の総合利用について明確な法制度上の位置づけがないこと、二つには、保健休養の場を整備していく上で森林所有者の円滑な合意形成の手法が確立されておらず、現行の個別許可では煩雑なばかりでなく計画的でない、的な整備が図りがたいこと等の問題が浮き彫りになつて出ております。そこで昨年十一月には、森林の総合利用を森林の保全を図りつつ計画的に進めるため、全国森林組合代表者大会の名において森林の総合利用のための制度の創設を政府、農林省に強く御要望したところでございます。

次に、本法案について申し上げます。

この法案は、森林の保健休養の利用が制度上明確に位置づけられるという画期的なものであり、その内容を見ましても、一つには、森林の施業と、施設整備を計画的かつ一体的に進めるために、既に林業関係者に広く定着しております森林計画制度を活用することによりまして、森林所有者の円滑な合意形成を図る手続が明確に示されていることであります。二つには、森林の諸機能に支障を及ぼさない施設整備の技術基準、つまり総量規制、技術的基準が明示されるとともに、許可手続の合理化が図られていることであります。また、施設整備が不適切な場合には森林法の監督権限が行使できるなど、森林の保全のための十分な措置が講じられていくと考えております。これらのことなどを通じまして、林業、山村の立場を配慮した法案で極的に森林の総合利用に取り組めるよう、森林保

健設施を整備する場合について員外利用の特例が設けられていますが、これは、森林の保健機能の増進に関する森林組合の役割が高く評価されていることのあらわれと受けとめておるところであります。森林組合系統としても、今後とも森林の適切な利用に努力していきたいと考えております。

このようすに本法案は、私ども森林組合系統の要望を十分反映して政府から提出されたものと理解しております。大いに賛成すべき法案であると考えております。本法案の早期施行を強く御要望するとともに、その施行を受けて、森林組合系統としても今後一層森林の総合利用に取り組むとともに、このことが山村の活性化と森林、林業の活力回復にも裨益することを期待いたします。本法案についての私の意見といったします。(拍手)

○近藤委員長 ありがとうございました。

次に、高橋参考人にお願いをいたします。

○高橋参考人 私は、鳥取県日南町長の高橋でございます。

私の町は、鳥取県の最西南端、岡山、広島、島根の三県に境を接する中國山脈真っただ中の町でございます。我が国の文豪井上靖先生が本町に建てられた文学碑の中に「ここ中國山脈の稜線 天体の植民地 風雨順時 の植民地 五穀豊穣 夜毎の星闇干たる四季を問わず凜々たる秀氣渡る ああここ中國山脈の稜線 天体の植民地」とおつしやいました。すなわち「天体の植民地」とは、宇宙の神々が住みつきたくなるようないところというふうにおつしやつておられました。美しい自然と人情にはぐくまれた土地でございまして、面積は鳥取県の一割を占める三万四千ヘクタール、うち森林面積が三万六百ヘクタールでございまして、林野率九〇%を占める山村の町であります。森林を守り、国土を保全し、水資源を涵養している立場から、本日、本委員会で意見陳述の機会を与えていたただきましたことにつきまして、大変光栄に存ずる次第でございます。本町は、昭和三十四年内閣總理大臣勅告を受けて旧七ヶ村が合併いたしまして、当時の人口一万六千人でございましたが、現在は

八千五百人となつております。六十五歳以上の人口比率は二四%を占め、過疎、高齢化対策が急務でありまして、農林業を基幹とした町づくりに取り組んでおるところでございます。かつて、天収雲劍伝説の地として古くからたら製鉄が営まられ、木炭が地域経済を支えていたのでござりますが、昭和三十年代の燃料革命により木炭生産は完全に斜陽化し、これに伴いまして人工造林が盛んになつてまいりました。本町の場合、三万六百ヘクタールの山林のうち国有森はわずか千三百ヘクタールと少なく、ほとんどが民有林で占め、しかも保有山林十ヘクタール未満の零細林家が八五%を占めております。杉、ヒノキを中心とした人工林率は約六〇%に達し、森林資源の活用が我が町の一番活性化のために重要なことであると認識しておりますところでございます。その意味におきまして、このたびの森林の保健機能の増進に関する特別措置法案は、まことに当を得たものと存ずる次第でございます。

を積極的に整備する必要があると考えております。そこで、若干手前みそで恐縮でございますが、私の町の幾つかの例を申し上げてみたいと思いま

た。単純計算ではございますが、五十年代期の杉、ヒノキを毎年二十ヘクタールずつ伐採できる経営目標を掲げておるところでございます。主伐できるのは二十一世紀からでございまして、今後保育等の質的充実と管理体制の充実を図る必要があります。しかしながら沈滞する山村地域の中にあって、町有林経営は大きな就労の場を提供するとともに、路網の整備、造林技術の向上等、地域林業に果たしてきた役割は極めて大きいと言わなければなりません。さらにも、高度経済成長の過程で町内の林地が買あさられ、町外者所有の森林が激増いたしました。本町では、このような林地流出を抑えるため、流出のおそれのある森林の取得や、一たん流出した森林を買い戻したりいたしております。中でも、町外地主から買い戻しましてあります。中でも、町外地主から買い戻しました六百ヘクタールの山は、町民の森として、また子供たちの自然体験の場として今提供しております。これは、ルパン島から奇跡の生還を果たしました私の同期小野田寛郎君を講師に、毎年夏この山で町内小学生と下流地域の小学生が一緒に参加して行う自然体験塾を開催して、今六年になつております。

また、本町では都市との交流事業や国際交流なども推進しておるわけでございますが、都市との交流事業の一環といつしまして、ふるさと日南邑事業がござります。町と農協、森林組合、商工会などで第三セクターを設けて運営しておりますが、十平方メートルの森林を利用し、景観を保ちながら自然体験の場として体験実習館、運動広場、テニスコート、森のことなら何でもわかる森の文化館、体験農園を配置し、町と村の交流を図つてお

ります。これは単に村の活性化という観点のみではなく、交流によって都市の人々に山村を十分理解していただく願いが込められておるわけでござります。

さらに、本町では、水の大切さを理解することから日野川の上流と下流との交流を進めておりましたが、下流の米子市及び境港市では、本町に山林を求めて造林を実施し、市民の森として活用していただいております。

また、全国に会員を持つ地元農協によるシイタケオーナー制度、すなわちいたけ友の会も都市との交流の一つでござります。また、資源エネルギー活用として、農協、森林組合、町で第三セクターの株式会社、小水力発電事業を行つております。このよな国土の保全、自然保護と開発との調和を図りながら、地域住民と密接な連携のもとに、模索しながら町づくりを進めておるところでございま

す。今回、この法案につきましては、保健休養の場としての森林事業に関しては、単に都市住民のレクリエーションや休養のためのものということではなく、山村活性化に向けて、林業者の所得確保につながる森林資源の活用の重要な方策の一つとしてとらえておりまして、山村側の希望を取り入れ、地域の自主性を大切にしていく面で、私は極めて重要であるものと考えております。

次に、これまで町づくりに携わった者といたしまして、その体験めいた話をさせていただいて恐縮でございますが、さきに申し上げましたように、保健休養の場としての森林の整備は、これまで町が主体となって行ってまいりましたが、整備に取り組むための契機がなかなかつかめなくて困つておつたところがございまして、特に私有林を含むとなると、零細森林所有者が多いため、またそれに大変苦労しております。また、経済面で直ちに効果が出ないのでないかというところもございまして、森林所有者の理解を得られず苦労することがござります。さらに、森林の管理が低下

する中で、施設の整備のみが行われ、森林 자체の整備が十分に行われない面もござります。今回の法案では、保健休養の場として森林利用を進めることについての法制面からの明確な位置づけができるのは、このような事態を改善していく上で画期的な措置となり、私の体験からいたしまして、この制度を利用して、林業者、森林組合、町村が一体となり、地域の自主性を基本として、このような森林利用に向けて森林の整備を進めてまいりたい。また、このような地域の自主性が基本となるならば、私どもの計画に賛同してくれる民間資本とも強調しながら整備を行つていただけるものと考えております。

さて、いま一つ我が町で進めております都市と山村との交流の場づくりについて、私の考えを申し上げていきたいと思います。

都市栄え、山村滅ぶ、人類の文明は果たしていつまで続くのであるかといふのは、私たちが一番心配しているところでござります。山村をめぐる情勢が厳しい中にありまして、これを克服し、その活性化を図るために、林業者等山村住民の自助努力はもとより、都市住民による物心両面にわたる協力が必要で不可欠なものであるかと思ひます。すなわち、山村の維持発展は国全体に影響を及ぼす問題でありまして、ここに居住する人々だけではなく、国民全体で山村活性化のための協力が必要と考えております。

美しい自然だけでは人々は住めないわけでございまして、特に若者の定住の場所になり得ないのが山村でございます。本町では、子供のときから山に親しむよう、小学校を対象に、今八つの小学校のうち五つの緑の少年団を結成し、緑と森を大切にしております。都市の小学生を一年間預ける山村留学制度を始めましてから現在で六年目を迎えております。人づくりを積み上げて町づくり国づくりへと、このモットーのもとに、健康づくりを含めたあらゆる機会をとらえて生涯教育、学習に取り組み、生涯教育宣言の町として、健

康で豊かな町づくりを進めております。今回の法案が、立派な山をつくると同時に、生涯教育実践の場として、また、保健休養の場としての森林利用を通じまして、都市と山村の交流の促進に大いに役立つことを念願しております。

これまで申上げました本町における都市と農村との交流事業として、ふるさと日南邑事業の展開をしておりますが、本町の自然景観を基礎といたしまして地域住民が精神的な連帯感を強め、みづから地域の歴史的・文化的・社会的・経済的な発展と潤いのある美しい農村づくりを、自助努力を目標に展開しております。景観条例や緑の文化基金を設置いたしておりますのもこのよな趣旨からでござります。都市住民の人々に実際に山村を訪れていただき、山村の実情やすばらしい自然に触れ、それを十分に理解してもらつことが必要であります。保健康養のための森林の利用は、この都市と山村の交流に一層役立つものと考えております。

このよな森林の利用を通じまして、分収育林などにより都市住民に森林の造成に直接参加してもらいますとともに、水源涵養のため森林につくましては下流域の住民からその造林費の一部を拠出していくたくまう動きが活発化することを期待しておるところでございます。また、このよな経済面での協力に加え、山村住民による山の管理が、森林の持つ水源涵養や国土保全の機能の発揮を通じて、山村地域ひいては国土を守ることに大きく寄与しているという意識を持つていただき、山村住民を応援していただけることを願うものでござります。山村住民も、多数の国民がみずから仕事を評価してくれたらどれだけ心強いものでござります。山村住民も、多数の国民がみずから仕事を評価してくれたらどれだけ心強いものでござります。

美しい自然だけでは人々は住めないわけでございまして、特に若者の定住の場所になり得ないのが山村でございます。本町では、子供のときから山に親しむよう、小学校を対象に、今八つの小学校のうち五つの緑の少年団を結成し、緑と森を大切にしております。都市の小学生を一年間預ける山村留学制度を始めましてから現在で六年目を迎えております。人づくりを積み上げて町づくり国づくりへと、このモットーのもとに、健康づくりを含めたあらゆる機会をとらえて生涯教育、学習に取り組み、生涯教育宣言の町として、健

康で豊かな町づくりを進めております。

これまで申上げました本町における都市と農村との交流事業として、ふるさと日南邑事業の展開をしておりますが、本町の自然景観を基礎といたしまして地域住民が精神的な連帯感を強め、みづから地域の歴史的・文化的・社会的・経済的な発展と潤いのある美しい農村づくりを、自助努力を目標に展開しております。景観条例や緑の文化基金を設置いたしておりますのもこのよな趣旨からでござります。都市住民の人々に実際に山村を訪れて

○近藤委員長　ありがとうございました。

○森参考人　御紹介いただきました森巖夫でござ

います。早速意見を申し述べさせていただきたいと思います。

御承知のように、この十数年来、特に一九八〇年代に入りましてからの最も際立った社会現象の一つに、森林というものに対する世間の関心が著しく高まっていることが挙げられるかと思います。すなわち、まず地球的な規模の問題として、熱帯林の減少とか沙漠化の進行、さらに酸性雨による森林枯損など、つまり、今日国際的にも極めて重要な問題となっております地球温暖化現象などとの関連において、ある種の危機感を持つて森林問題が提起されております。また、国内に限つて見ましても、一方では急速な工業化や都市化の進展に伴う生活環境の悪化のもとで、いわゆる余暇時間の増大や所得水準の向上などを背景に、緑、とりわけ量的にも質的にもその中核となるべき森林に対して、国民一般は高い期待を寄せております。そういう期待が、例えば、時には森林浴や自然体験学習を始めとして、林内におけるスボーツやレクリエーションなどを含むさまざまなる活動となつてあらわれておりますし、また時には、その方向性が異なり、あるいはその内容に程度の差はありますけれども、いわゆる自然保護運動として展開されているものと考えられるわけであります。

他方、森林への関心の高まりは、近年における林業活動をめぐる厳しい状況にも向けられております。すなわち、長く続いている木の需要及び木の価格の低迷、山村の過疎化のもとでの林業従事者の減少や高齢化などによって、人工林の除間伐や保育作業のおくれが、最近幾分緩和されつつあるとはいえば、自立しておりまして、産業としての林業の振興の視点からも森林問題が取り上げられております。ここで今日の林業状況について申し上げる必要はありませんが、このような今日の林業活動の不振は、結局のところ健全な森林の造成を困難にし、林業者がひとしく期待しております國産材時代の到来を不可能にするばかりではなく、それはまた国土管理上にもゆき事態

を引き起こしかねないと憂慮されるわけであります。

このように、今日の森林問題の内容は、実に多面的であると同時に、いずれの局面もそれぞれ相互に関連を持ちながら、極めて深刻であります。

さしあたりここでは地球環境問題とのかかわりにつきましては割愛しますが、そして専ら国内の森林問題に目を向けることといたしますが、これまでのところ率直な印象としては、ただいま申しま

したような森林への関心の高まりの中で、都市住民サイドの森林に対する期待ないし関心と林業及び山村サイドからの要望とが必ずしもうまくマッチしていかなかったのではないか、もつと両者をうまくドッキングさせる仕組みをつくる必要があるのではないかと感じられるのであります。

若干具体的に申しますと、都市サイドの緑の欲

求の高まりは、森林を対象として営まれる経済活動、すなわち林業を初めとして森林利用の一切を否定するような極端な自然保護運動に走つてしまつたり、反面では全く反対に、緑を求めるながらも結局のところ大事な緑資源を破壊してしまうようにな、いわば乱開発と呼ばれるような事態を引き起こしたりしていることを目にすることがあります。前者は、林業や山村というものに対する認識不足と言わざるを得ませんし、後者はまた、自然とか緑の象徴としての森林の重要な意義についての理解の不足と言わざるを得ないと思うわけあります。ともに誤りであることは言うまでもありません。やはり、一口で言うならば、我が国の風土の条件と経済社会の成熟度に調和した、あるいはそれに対応した、いわば日本型の自然保護なり森林利用なりが求められるべきであると言うべきであります。

私はかねがね、森林には大きく分けて四つの顔

があるなどと申しておりました。その一つは、経済資源としての顔であります。木材等の林産物を供給する役割であります。第二は、環境資源としての顔であり、国土と人間生活の安全や快適さを保障する役割であります。三つ目には、文化資源

と申しましようか、歴史的、文化的な遺産を継承し、また健全な人間の育成、青少年の教育などに役立つ役割であります。そして四つ目は、生物資源としての顔であり、多種多様な動植物の生息と遺伝子の貯蔵庫としての役割であります。

いすれの分野についても細分すれば多種多様な働きが挙げられます。従来、例えば森林計画制度や保安林制度などによつてそれぞれの機能が確保されるよう特別の措置が講じられているわけではありませんけれども、これまでのところ、どちらか

といえれば木材生産や国土保全等の機能が重視されているのに比べて、最近著しく高まつてきておりますところの森林の保健機能への対応が必ずしも十分であつたとは言えないのではないかと考えられます。そして、この森林の保健機能の重視は、今

日、都市住民サイドからの要請と山村、林業サイドからの要請とを結びつける重要なきずなになる分野であると考えられます。

しかし、御存じのように、森林は多種多様な支障を及ぼさないと認められるときには、森林についても保健機能以外の諸機能が破壊されてしまうことがあります。先ほども申しましたように、森林は多種多様な動きをしているのでありますから、いかなる期待にも沿わないことになるであります。

さて、開発許可を得たからといって、むやみやたら

に森林保健施設を設置してよい、というわけではありません。恐らくそれは都市住民の眞の森林への期待にも沿わないことになるであります。

なお、ここで特に強調したいことは、森林の保健機能に対する欲求が高まつて、むやみやたら

に森林保健施設を設置してよい、というわけではありません。

いすれの分野に於いても、保健機能以外の諸機能が破壊されてしまうことがあります。先ほども申しましたように、森林は多種多様な動きをしているのでありますから、いかなる期待にも沿わないことになるであります。

さて、開発許可を得たからといって、むやみやたら

に森林保健施設を設置してよい、というわけではありません。恐らくそれは都市住民の眞の森林への期待にも沿わないことになるであります。

さて、開発許可を得たからといって、むやみやたら

に森林保健施設を設置してよい、というわけではありません。

いすれの分野に於いても、保健機能以外の諸機能が破壊されてしまうことがあります。先ほども申しましたように、森林は多種多様な動きをしているのでありますから、いかなる期待にも沿わないことになるであります。

さて、開発許可を得たからといって、むやみやたら

に森林保健施設を設置してよい、というわけではありません。

いすれの分野に於いても

今回の森林の保健機能の増進に関する特別措法案に関連して、以上、愚見を開陳して終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）○近藤委員長　ありがとうございました。

○近藤委員長 これより参考人に対する質疑を行います。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笹山登生君。

○笛山委員 参考人の三先生、きょうは御苦労さまでございます。時間もございませんので、順を追つて逐次御質問したいと思います。

私も森林組合とのつき合い、非常に長いわけでもございませんけれども、実際のこところもう林業組合はまさに今氣息えんえんの状態でございまして、こういういい一つのシステムができるても、やりたいところほどなかなかそれまでやれない状態のところが多いのではないか。それに対して森連なりまたは県森連なりでどのような支援体制、バックアップ体制をとつしていくかというのが非常に大きな課題ではないか。非常に現実的な話を一申しわけないわけでござりますけれども、その考え方をどうされているのかということが第一点でございます。

ういうような休養施設なり保養施設などとは、ソフトが伴うものでございまして、この辺のいわば保健機能のためのソフトの支援というものをどうやって賄っていくのか。町と結託してやるのか、いろいろな案があるうかと思いますけれども、その辺の管理体制なりまたはその辺のソフトの向上ですか、そのようなものをどう考えているか、人材養成をどう考えているのか、この二点目をお伺いしたいということをございます。

三点目は、先ほど二つの例を御提示いただきましたけれども、先ほどの例は小田原そして大阪高槻、このようなことで非常にアクセスがいい、そして日帰りが可能なところでございます。先ほど日の南の例は非常にアクセスが悪いながらも御苦労されている。したがつて、この休養を考える場合、都市近郊なのか過疎型なのか、あるいは日帰り型なのかそれとも滞在型なのか、いろいろなタイプ別に一つの考え方をモデル化する必要があるのじやないかということをございます。その三点につきましてまずお伺いしたいと思います。

○泉参考人 それではお答えさせていただきます。

第一点の関係でござります。言うまれば、非常にいいこういう条件のシステムが与えられても、これに森林組合はなかなか取り組むよくなことが難しい面があるが、どのように取り組むか、その考え方をという趣旨ではなかろうかと思ひます。

〔委員長退席、保利委員長代理着席〕

まず、先ほど若干触れましたけれども、私ども、千七百余の末端の森林組合関係と考え方を一つにいたしまして行動をとる、必ずしもそれは地域の森林、林業の実態によつてできないところとできるところとはござりますけれども、物の考え方として思想統一をするというような意味合いで、先ほど若干触れましたけれども、私どもの「体制刷新運動」というのがござりますが、これが今年度で終了いたしましたので、新年度からは「森林と人いきいき運動」という五ヵ年計画につきまして全国的な思想統一を図ることといたしております。この中に先ほど触れましたような保健機能の面、

特にレクリエーション等を加味いたしました。それで、この総合的な活用ということをまとめてございましたけれども、この法案が国会で採択していただくこととなれば、私ども、この法案についての内容等を全国に十分に情報として伝達いたしました。また、ときには今まで先輩森林組合がこういう保健休養施設という面でいろいろ活用されます事例もございますので、それぞれの地域が取り組むとすればそれに合ったような事例というようなものを参考にしてスムーズにやっていただけよう指導いたしたい、このように考えております。

それから次に、保健機能のソフト部門でございますが、今までの実績を見ても、市町村行政それから県行政というようなところと、要するに地方の自治行政と一体になりましてこういうような事業に取り組むことが最も大切ではなかろうかと思いますので、そういう点をこれからも考慮し、取り組むときにはそのように対応するように手がけていきたいと考えております。

それからもう一点、先ほど御紹介いたしました高規あるいは小田原等についてはわりかた日帰りコースということで便利なところでござりますけれども、そのほかの一泊泊まりのようなところでは、やはり宿泊施設等も簡易につくりまして、都市住民の人たちがおいでいただいた場合には利用していくだくような措置で、全国的にそのような対応措置をしているところもございます。むしろそういう過疎化された地域につきましては、まだいま先生から御指摘がありましたように、宿泊施設その他、遠距離からの方々の便宜を図るようなこともこういうような保健休養の施設の整備には配慮すべきではなかろうか、このように思っております。

以上でございます。

○笹山委員 ありがとうございます。そういうことで、全く新しい事業でございますので、ひとつ新たな体制でもって頑張っていただきたいと思います。

では、次に高橋参考人にお伺いしたいわけですが、さいますけれども、私ども、この森林のレクリエーション機能というものを考える場合に一番ネットクになるのは、レクリエーションリーダーですね、そういう人材、いわばソフトが不足しているというようなことをつくづく感じるわけでござります。幸い日南さんの場合は小野田さんという非常にスター的な方を中心にしてのそういう活動が行われて、非常にうらやましい感じがするわけになります。幸い日南さんの場合は小野田さんというして、もう少し、レクリエーションリーダーを育てる一つの塾といいますが、レクリエーションリーダーを育てる一つの場を設けるということもこれからまた必要なんじやないかというふうに思うわけでございます。その辺、いかがお考えのかということがもう一点。

もう一つ、日南さんは山村留学里親制度があるということをございます。現在、山村留学制度というのは四十三町村、六十七校ということで大体年間四百人程度の方が関東を中心にして過疎県の学校に留学している。中身はいろいろあるかと思うのですけれども、病気がちの方とかいうのが多いのか、その辺の内容が大体どういうものなのかということと、恐らく日南さんの場合にも一人か二人がぼちぼちと何年かごとに留学しているというのが実情だと思うのです。これを毎年統的に送り込んでいくためには、何かその辺の、山村留学のためのセンターなり、出し手と受け手の一つの紹介センターのようなものがやはりないと、三年に一回一人ぐらい来てもその辺の効果というものがなかなか上がりにくいのじやないかと思いますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○高橋参考人 お答えいたしたいと思います。  
先ほどおっしゃいました、これは私の町で单町で思ついた事業でございまして、中四国で一番大きな町をつくらせていただきました。あるものは山だけという中で何が生かせるかということとで、私は「三つの見直し、四つの欲望」というのを

十年前に起こしましたして、それを実践するある手段としてのそういう形を設けてみました。それは、小野田自然塾の場合は、ちょうど私の同期の小野田君が、こんな形でおれも十年もすると終わってしまうだろう、しかしながら何か国のために役立ちたい、こんな形で青少年が育つて日本は大丈夫かと、いうふうなことで議論する中で、子供のための奉仕活動をやってみたいということも相々ましまして私が山を買ひ戻したという、活用の手段として始めたのが出発でございます。これは全く單町でございまして、制度もございません。したがつて、仰せのように、本当は組織的な人材あるいはまた機関というものをびしつと整備してやらないと、永続性がないと意味がございませんし、価値が上がつてこないというふうに思つて、今、教育委員会を中心としまして先生を主体にリーダーの町内派遣ということでやつております。ただ、申し上げましたように、町の人に入つてきてもらわないうといけませんので、必ず町の小学生を来させていただいて、しかも電気も水道も全く何もない森の中で必ずやるということにしておりまして、町の人人が大変喜んで参加してもらって、六年目になりますけれども、毎年百人以上の方がやらせてもらつております。仰せのようびしつとした機関というものが必要だなということで、事故等に対しましてはそれが責任を負つかということにつきまして、日南町長の高橋が責任を負いますということで負わしていただいているような状況でございます。

にはもう一年おらしてもらえなかといふうな制度も何もないのを私の町で勝手につくってやつておることでござります。方々からいろいろなことをやつていらつしやる情報を聞きまして、やはりこれも、きちっとした教育の問題も含めたものを持つていただきと、うふうなことがあります。されば、さらにこの価値が上がつてくるではないかと、いうふうなことを感じながら、今北九州から関東までといふうな学生を迎えて、これまた学校の先生が生涯教育の一環として張り切つてやつてもらつておりますので、私も、継続して続けていきたい、その機能の十分な発揚のための制度等の導入について御配慮いただければ幸せかと存思つております。

以上でございます。

○ 笹山委員 森参考人にはちょっと時間がなくなつたのであれなんでござりますけれども、森林法の中にレクリエーション機能を設けるというのは世界的にもなかなか難題でございまして、私の知る限りでは、一九七五年の西ドイツの連邦森林法の改定のときに、片一方では同時並行的に連邦自然保護法というものがありまして、それとの整合性をめぐつてあのときいろいろ問題があつたといふうに聞いておるわけでございますが、その辺いかがございましょうか。

○ 森参考人 まことに申しわけありませんが、全く知識がございません。

○ 笹山委員 じゃ、以上で終わります。

○ 保利委員長代理 竹内猛君。

○ 竹内(猛)委員 参考人の皆さんには御多忙中御出席をいただきました、貴重な御意見をありがとうございました。

私ども社会党では、参議院選挙後の各地での御支援にこたえながら、新しい農業政策を地域住民の皆さんの要求とともに今つくりつづりますが、その中で中山間地帯というところに重点を置いております。最近全国の代表にお集まり

をいただいたときに、せつかく立派な政策をつくるつもりでそれを受ける者が中山間地帯にはいなくなってしまうではないか。農村の後継者が四、五百人から今年では二千百人になってしまった。三百四十を超える市町村があるのに後継者が二千人ということになれば一町村に一人も残らないという形になる。財界では、あと五年もたつたら跡取りがなくなってしまうだろう。こういう状態のときに、せつかく立派なものを持つても受け立つ者がない。それをどうしたらいいかという問題で、これは日南の町長さんにお伺いをするわけですが、お話によると七つの町村が合併をして一万六千人ですか一万五千人の人口が現在は八千五百人になった。しかも六十五歳以上は二四%いらっしゃる。こういうことになると、まさに日本の農業の縮図みたいな形になっている。これをどうするかという問題で、何よりも各地域の実態に沿ったメニューを地域から出して、それに国がその財政を支えていく、そういう制度にしなければならぬ。社会党では、フランスがやっている農村青年を保護する制度と、うようなものを今度新しく提案しようと思っておりますが、この点について日南の町長さんにお伺いしたいと思います。

にこそ本当のエネルギーが出るものだというふうに若干の体験から覚悟しております。私の町は乏しい中に大変な活力を出させてもらつて、今見ておれというふうなことを私は口癖のように申し上げて、ともに元気づけておるところでござります。国会の先生方に大変でございましょうが、そのような中で何が一番大切なかということをよく御存じのことでおこないますので、先ほど話したようなことにつきまして、また制度等も含めたものをつくつていただければありがたいものと私は思つております。

○竹内(猛)委員 続いて森参考人にお尋ねいたし

ます。

自然保護団体のやや強い厳しい要求、それから利益主義の乱開発といふものの調整、調和をとらなければならぬ、そういうことがこの法案には盛り込まれている、だからこれはよろしい、いい法案だ、こういうお話をございます。さてそこで、この問題はやはり一番大事なところだと思うのです。これは後で森林組合の専務理事さんからもお伺いしたいのですが、最近日本開発銀行が、都市と交流、農山村を活性化するという形でパンフレットを発行しまして、それでリゾートレジャー、ふるさと産品、山村留学、観光農園など八つを挙げて、それそれについて各地の進んだ実例を紹介している。この銀行ではこの冊子を希望する自治体等に配っていくというのです。こういう形で既に自治体が今やろうとしている、あるいは林野庁が今なそそうとしていることを開発銀行がやる。こうなつてきたら、これは紛らわしいですね。

それから、ゴルフ場の問題があります。ゴルフ場は、端数は除きますが、現在全国に千六百ある。そして農林水産省も、二千くらいはつくつてもいいじゃないか、ある業界では二千二百は必要だとおっしゃる。我々も別にゴルフ場、ゴルフを否定するわけじゃありませんが、ゴルフ場はやはり民有林が対象になるのです。国有林の一部を開放してくれといふ話もあるが、大体民有林だ。そうすると、そこに農薬をまく、けしからぬ、まずそこ

ある自然の形態が壊れるだけではなしに、地域の皆さんのがれについては大変心配をする、こういう問題があります。最初の問題については森参考人から、後のゴルフ場の現状と今後の問題等について森林組合の方からぜひお願いしたいと思ひ

○衆参考人　ただいま先生の方からの御質問でござりますが、日本開発銀行や特定の企業体が独自でやればというようなお話をするとすれば、なかなかやはり営利を目的とした関係は必ず後、問題にしこりを残しやすいというようなことも考慮に

町長さんがよろしいでしようか。そういうふりで、自分たちの問題として資本の導入を好むか好まなかという問題なんです。これをどうして抑止ということなんですね。森林組合の方から、から、結構ですかから、ちょっと

変な開発ラッシュです。先ほどおっしゃった地球環境保全の問題、自然環境の保全ということに日本を開発抑止という方向が大事ではないかという基本的な認識でいるわけであります。

○森参考人 先ほど申し上げましたように、森林の多面的な利用、なからんずく保健機能の増進、クリエーション的利用と言いかえてもよろしいかと思いますが、それをめぐって二つの極端に对立する方向があるようと思われるわけです。今度の法律案を、私まだ十分な勉強とは言えませんけれども一応勉強した限りでは、その二つの対立する考え方方が持つ問題点を、言うならば調整あるいは両者の調和を図ろうとしているところに積極的な意義があるのでないかと考へておるわけであります。が、先ほどの御質問の中にも先生の御意見の中にもありましたように、今農山村地域が大変な危機的な状況の中であつて、その中でもある重の

今までの実績も、市町村あるいは県の行政を中心  
に御指導を受けながらこの森林の保健機能という  
面に取り組んできた経緯がございますので、その  
ことによって地域の住民の方々の考え方も十分に  
反映されたものであれば、私ども安心して手がけ  
ますので、そのような考え方でこれからも配慮し  
ていきたい、このように思っております。よろし  
くお願ひします。

ゴルフ場の関係につきましては、この保健機能の  
増進に関する特別措置法ではゴルフ場が対象には  
ならないものと我々は初めから考えておりますの  
で、それ以上のことはお答えできないと思ってお  
ります。その辺につきましてはよく御審議いただ

○高橋参考人 そういう高度の国のあるに携わるようなことを言うだけの知識というものは私も持つておりませんが、町と村との交流を進める基本のものは、町だけが栄えるとか山村だけが滅ぼるというふうなことではなくして、ともどもに栄えようというのが私たちが単町で起こした出発でございまして、そのような意味でまた國の方でお考えになつて、そういう観点からおつくりいただければと思つております。それ以外のことは、私はちょっとそれがございません。

○衆参考人 私どもも、団体の森林組合法という法律の中に當利を目的としないということを前提にすべての事業に取り組んでおるところでございまして、そのような意味でまた國の方でお考えになつて、そういう観点からおつくりいただければと思つております。それ以外のことは、私はちょっとそれがございません。

けれども、それらは全部この法律によつて除外されておる。農林水産省並びに都道府県が責任をもつて認定をするのですからそういう事態は当然起きないであろうという想定のもとに、本来ある

男屋を見せて貰ふ事があることを喜んで居ます。それは基本的に自助努力を基礎にしなければいけませんけれども、今日の農林業の状況を見るならば、農山村の中だけで完結的にあるは狹い意味での農林業だけで自立化することも極めて難しいことも事実でありますから、都市との交換を何らかの形で図らなければいけないということ

○竹内(猛)委員　もう時間も来ましたが、私は長野県の蓼科高原の山の中に生まれて、嫌というほど山のことについては知っております。海拔千二百メートルでありますから、こよなく山を愛している者の一人で、農村を大事にしなければならぬといふことは小学校のころからよく知つております。

したように、都道府県とか市町村行政というような点のいろいろの御意見等を承り、これらに取り組むべきが妥当ではないかという考え方の基本姿勢でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ての権利をも奪つてしまつてゐるわけであります。先生、そういう意味で、この特別措置法が今私が申し上げるような懸念がないかどうか。そういう観点から私はこれをどういうふうに御判断しておられますか。それが一つ。

もう一つは、この特措法によつて相当厳しい技

し、そのことが都市住民の欲求にもつながることになるという意味で高く評価するわけであります。ただ、お話をありましたように、都市山村交流に対する社会的ニーズが非常に高まっているからこそ、今まで苦労を抱えていた農土と山林土

もとであり、関東一の筑波山でありますからこれもまたよく承知をしております。そういう中で、資本が利益を中心にどんどんリゾート開発だの何だのといって所有権を求めて投資をする、こういうことに対する自台本なりが、管轄中心の方

○水谷委員 参考人の皆様、大変お忙しいところ貴重な御示唆を賜り、ありがとうございました。公明党の水谷弘でございます。

た。これは内容はかなり厳しくござります。しかし片方では、この区域を設定する以外の場所ですね。リゾート開発等で民有林が開発されておりましたり保安林が開発の対象になつたりしておりますが、現行の保安林制度及び林地開発許可制度も

す。ただ、お話をありましたように、都市山村交交流に対する社会的ニーズが非常に高まっているからこそさまざまな経済活動をする銀行とか商社とか利潤本位の事業体なども取り組むわけですが、それが利潤本位に取り組むことがもたらすマイナスの事を前に計画的に一体的に防いでいこうというのがこの法律のねらいではないかと考えたわけであります。

以上、お答えにならなかつたかもしれませんがあくまで終わります。

資本が利益を中心どんどんリゾート開発だの何だのといって所有権を求めて投資をする、こういうことに対しても自治体なり国なりが、営利中心のものでなしに、皆が公平にといいますか、つまり山村留学であるとかそういういろいろな形の交流——私は、この間この委員会の皆さんと一緒に兵庫県の神崎町のグリーンエコーを見てまいりましたして、ああいう形のものが非常に好ましいではないか、こう思つてゐるのですが、この点についてはどうなたにお答えいただきましょうか。日南町の

私どもが心配しておりますのは、先ほど先生がおっしゃいました森林の持つ四つの顔、これをしっかりと維持しながら、その中で都市と農村、山村の交流とか国民的な縁に対する要求にこたえさらに森林もしっかりと守っていく、こういうことをこの法律をつくつたという御認識でありますけれども、現在、全国それこそリゾートブームで土地

すね。リゾート開発等で民有林が開発されておりま  
たり保安林が開発の対象になつたりしております  
が、現行の保安林制度及び林地開発許可制度も  
今回この特措法がこういう形で技術基準で縛りを  
かけるとするならば、森林全体とということを考え  
れば、当然それらについても今回のこの技術基準  
の方向を尊重してその運用については適正化を図  
るべきだと私は考えておりますが、この二点、お願  
いいたします。

大麦高度などといいましょうか、法体系上の問題でござりますから私の守備範囲とはいささか違うのでござりますけれども、認識不足のところはお許しいただきたいと思います。

今回この法律に基ついて、森林の保健機能の増進のための基本的な方針を国が定めるわけであり

持ちであります。

反するような形の開発が行われやしないか、こういう心配があるわけありますが、この点について、この法の中で十分であるというふうにお考えになつておられるか、それとも、そういうことについてはもつとしつかりこの法の中で位置づけが必要であるとお考えなのか、お二人からちよつと

ほど来基準が厳しいと言われるくらいいろいろござりますけれども、そういう基準に適合するようことで取り組む姿勢が大事ではなかろうか、このように考えております。

ますか、それに基づいて地域森林計画なり森林所有者が立てる施業計画が立てられることになつてゐるようでありますけれども、この基本的な方針あるいはそれぞれの地域森林計画なり施業計画なりは、当然のことながら、森林の寺つて、いるべきま

○水谷委員 泉参考人と高橋参考人、同じ質問とい  
いますか御意見を伺いたいわけであります。  
先ほど来のいろいろなお話の中で、やはり森林組合、それから特に関係市町村、この三者の議論、答へておこなつて、二つを並べます。

御意見をお聞かせいただければありがたいと思います。

わせていないわけでございますが、全く個人的な考え方でござりますけれども、かつて高度経済成長の末期に、私の町からゴルフ場用地へとセスナ機を飛ばしまして、三千六百町歩の山が土地に消

三者の割合未だ力としないものか。この区域の設定、いわゆる保健機能森林という区域を設定するわけでありますけれども、この区域の設定にこの方々の意向が十分反映されるのであるうか、私はそこがちょっと心配なんです。基本方針についての本質、第三点、二点、三十九、

この保健休養の施設というような点で森林を有効に活用するという点においては、まず第一に森林所有者といふものはどう考えてゐるか、要するに、私ども関係する組合員でござりますけれども、

えたことがございます。それはゴルフ場とか機械ブローカーのなせるわざであつたわけでございま  
す。私はそのときに実は、若かりしときでございましたので、それだけは何とかやめてくださいとい  
うことで、反対運動と言わずに、ゴルフ場をつ

でございますし、それらの機能を損なうような計画は、出発点においてこの森林の保健機能の増進の基本方針になり得ない。つまり、出発点においてもう既にそれらの森林の持つきままなる公益的機能が、保安林の機能もそうでござりますが、そ

「農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。」と仰ってあります。これは協議事項であります。協議は形式上いろいろやりました。しかし、也行自台本の通り、未見に未本行<sup>アラシ</sup>。まことに

組合員の方々がどういうお考えにあるかというところをまずたださなければいけないと思います。そして、その考え方方が必ずしもこの法制度に適合しなければ、それは我々森林組合という立場で組合員に対していろいろ指導する義務が出てくると思

くる前にもつともつと我々は山を守る義務があるぞということ、ちょっと県にお願いしてゴルフ場の規制をしてもらつたのが昭和五十年の初めでございます。自來緩和されましたけれども、私もそのようなことは余りやるべきではないなという

地方自治体の意向、意見と森林所有者や森林組合の皆さん方の意向とがぶつかったときの意見調整とか、これに対してもう一つふうにすると、それがないわけなんです。そういうことを私は大変心配をするわけであります。

それから、その段階におきまして森林組合としてはどう取り組むべきかということになつていきましたけれども、この取り組みに当たりましては、どうしても森林組合と所有者でひとり相撲という

ふうな考え方にはなっておりますが、今私の町にリゾートという波が押し寄せてきまして、コンサルの皆さん方が私の町は乱開発というようなことにやなくて、親自然型の、すなわち自然に親しむ型の開発はどうかという提案をしていただいた

も、そのことは、結論からいえば規制の緩和には至らないのではないか。つまり、出発点がもう規制しているわけですから、それ以上規制するということは手続上どういう問題なのかなという気がむしろするわけでございまして、規制緩和ではないとふうに考えてあります。

現在、私も各地のこれらの保健休養施設を見ておりますけれども、それはいずれもかなり市町村が相当乗り込んでつくり上げている。また、森林組合も王体的にそこへ乗り込んでおつくりになつていらっしゃるもの。私は、何も大企業や大資本がこういう開発をしてはならないという考え方には立ちません。

ことは非常に難しい問題ではなかろうかと思いま  
すので、やはりこの問題には、先ほど申し上げま  
したような市町村行政あるいは都道府県行政とい  
うような意向を十分に酌みながら、時には森林組  
合が中心になりますて、この三者の意見調整とい  
うものが運用段階として図られる場合もあるで

それからもう一つ、技術基準がありますが、先ほども最初の意見開陳のときに申し上げましたけれども、私も拝見いたしましたけれども、本当に誠実しいといふか、特に、かつて二十年近く前のいわゆる乱開發が行われたあの経験を十分踏まえて厳しく定められているものでありますし、そしてまた、國あるいは林野庁當局がつくったというよ

現在、私も各地のこれらの保健休養施設を見ておりますけれども、それはいずれもかなり市町村が相当乗り込んでつくり上げている。また、森林組合も主体的にそこへ乗り込んでおつくりになつていろいろしやるもの。私は、何も大企業や大資本がこういう開発をしてはならないという考え方には立ちません。しかし、その資金を出す方の側の意向とかいろいろなものがどうしても強く出てくる。また、施業計画を出されるのは森林所有者かもしれません、実際にその事業をやるのはかなりの大企業や大企業が事業を推進していくということ形態になる場合がある。そういうときに所有者や森林組合や市町村のこのお考えがぴしつと位置づけられるようになつていませんと、所期の目的に

ことは非常に難しい問題ではなかろうかと思いま  
すので、やはりこの問題には、先ほど申し上げま  
したような市町村行政あるいは都道府県行政とい  
うような意向を十分に酌みながら、時には森林組  
合が中心になりまして、この三者の意見調整とい  
うものが運用段階として図られる場合もあるで  
しょうし、時には市町村なり県行政が中心になっ  
て我々に働きかける場合もあるのだろうと思いま  
す。そういうようなことを考えながら、この三者  
等の意見の調整を図り、あるいは図っていただき  
まして、あくまでも私どもは森林というものの造  
成と保全が一番大事な仕事でございますので、森  
林の造成、保全というようなものを損なうことが  
ないよう、その点につきましてはつき去を伺

ことがございます。私は、それには賛同させてもらつております。私も県の保安林の委員をさせてもらつております。時代申し上げておりますけれども、これはやはり調和のとれたものを求めていかないといけない。その出発点は、先ほども意見がありましたように、我々は山を守り育てるという使命がござりますので、それから逸脱をしてないようなことだけは私は考えていく必要があるうかなどということだけは忘れないようにしておるところでございますが、余り専門的なことは、私はそれだけのものを持ち合わせないのでお許しをいただきたいと思います。

○水谷委員 どうも、お忙しいところありがとうございます。

ことがございます。私は、それには賛同させてもらつております。私も県の保安林の委員をさせてもらつております。時々申し上げておりますけれども、これはやはり調和のとれたものを求めていかないといけない。その出発点は、先ほども意見がありましたように、我々は山を守り育てるという使命がござりますので、それから逸脱をしてないようなことだけは私は考えていく必要があるうかなどということだけは忘れないようにしておるところでございますが、余り専門的なことは、私はそれだけのものを持ち合わせないのでお許しをいただきたいと思います。

○水谷委員 どうも、お忙しいところありがとうございます。

以上で終わります。

○保利委員長代理  
滝沢幸助君。

○滝沢委員 委員長、御苦労さまです。お三人の参考人さん、お忙しいところありがとうございます。また、大変教訓に満ちた御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

私は、一々御氏名を特定せずに、私が信じておりますることと今回の法案等につきまして、いさか気になること等を申し上げさせていただきますので、これに対して御感想、御意見がおありの方々に、一言ずつ御意見をお漏らしちょうだいできればありがたいと存じます。

さて、お三人とも、そのような御年配と承るものであります。戦後一時ベストセラーと言われました「二等兵物語」、あの作家の梁取三義という先生は私の方の出身であります。つい先ほどその文学碑がふるさとになりました。その詩は数行ございましたが、最後に、あの地方の山です。神々が遊んだ山だという言葉で結ばれております。また、おなじみ石川啄木は、ふるさとを追われて出ていって都會で苦しむんだけども、しかしふるさとの山は、ありがたきかなという歌を残しております。私は、いろいろと法的に言えばありますけれども、例えば所有權はいかあれ、私は山川草木はとにかくあの岩手の山々のことは放棄をして、残った人々に委託をしてふるさとを捨てたと云つても過言ではないでしよう。

そうした中でひとつ私は実情をお訴えいたしましたことは、私の方は島根県の状況とは全く逆で、ことごとく国有林であります。すなわち、そこに住む者の所有にも管理にも至らざる、国の権力がこれを經營する国有林であります。このことについて、国有林解放が呼ばれた時代もありましたが、もう一つ。そのような思想に立つなれば、今回のこの法案において保安林の解除手続等が簡略さ

れ、かつ異議申し立て等の道が閉ざされてしまつてありますからそれでいいのだとおっしゃるのでありますようけれども、やはり地域住民の意見を吸収することにもっと勇敢でなければならぬと私は思うわけであります。いかがでありますようか。  
もう一つは、私が申し上げたような思想に立つならば、都会の方々がふるさと、田舎に、いわゆる過疎地、この過疎の状況において命がけでふるさとの山河を守つておる者のものでなくてはならぬというふうに考えますれば、この都市住民の、保健機能の増進といえはいい言葉でありますが、日本は戦中も戦後も美名のもとに別のものが行われるということがございまして、そういうふうに思ふならば、保健機能の増進はよろしいことであります、しかし逆に言つならば、都会の金権勢力への金もうけになつたり、あるいはまた乱開発になつたりするおそれなしとしない。そういうふうに思つて、この法律とは直接関係ありませんが、日本が南の島々において自然林をいわば伐採をする、後進国に対するそのような措置が批判されていると聞いております。御見解あらば、三人のお先生ひとつそれぞれおっしゃつてちよだいしたいと思ひます。

うことで、非常に世の中物質主義化からさらに心の安らぎのような方向に向こうという国民のいつわらざる希望がこのように反映されているのではないかと私は思っております。

論をやつたことがございまして、その中で先生いわく、大切なことは国自身がやるべきものだ、そして、そのことを個人に提供したりそんなことをやるから大切なことがだめになるぞ、いかに金が要ろうとも国家の損失になるようなことを任しておつてはいかぬといふふうなことを言われたことを、私は大変興味深く聞いたことがございます。私の町もあらゆる農用地開発、また畜産振興、そのような方面に行く間に必ずぶつかっていく問題等もございまして、國家の機能と目的というものは十分考えながら、国民全般が享受できるものについては多少のことは考えていただいてもいいのではないか。その過程においては地域の住民の利害に反したり、あるいはまた国家的な損失に及ぶようなことはびしっとやっていたかなければならぬではないかということを考えるつもりでございます。私も非常に学がございませんので詳しいことは申し上げられませんが、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

か 都市住民が山村に入り、あるいは森林に入つたときに、森林のよさを本当に味わえるような指導者の養成が必要ではないかといふ御指摘があつたわけでござりますが、私もそばで聞いておつてまことにそのとおりだ、今それが欠けてゐるからこそさまざまな一方的な流れでもあるし、山村側がマイナスの被害を受けたり、あるいはそういう状況があるからこそ、利益本位といつたらいいでしようか、資本のわがままのもとに森林がめぢやくちやにされるということにもなる。健全な森林観を国民の中に育成していくためには、拒否することも必要ですけれども、やはり現時点では前向きにといいましょうか、いろいろな形を通じて、経験を通じて森林の大しさ、林業の意義、山村の人々の生活、文化といふものを知らせる方向に持っていくべきではないか、こういうふうに考えたわけであります。

○保科委員長代理 藤田スミ君。○藤田委員参考人の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。先ほどからお話を伺いましたとして、自然に対する、とりわけ森林に対する皆さんの愛情というものについては本当に胸が打たれるような思いがいたしました。にもかかわらず、私どもは、今回の法案は全体として保安林の規制の緩和を主体とするリゾート法と強く関連している開発志向型の法案だと考えざるを得ないわけであります。

実は、私の地元にも紀泉高原というささやかな山がございます。その中にはキャンプ場もございまして、子供たちはそこでいろいろと自然を楽しむわけですし、家族ぐるみの楽しみもしております。ところが、ここ数年前から大阪の経済界が勝手にここに開発の絵をかきまして、アドバルーンを上げるようにしばしばマスコミにも登場をして

いるわけです。もちろん当該の町も、そういう画には全く参加をしておりませんし、大阪府の方も実際にはよく知らない、こういうふうに言わるわけです。今保安林などの関係で、この計画はまさにアドバルーンと言えるがなというふうに思つておりますけれども、しかしこの法案が成立をしていけば、これはアドバルーンではなくによいよ現実のものになっていくんじゃないか、私はそういうことを大変心配しております。また、財界の代表でもある日経連が行革審に対しても保安林内の林地開発にかかる手続の簡素化、森林施業計画制度の弾力的運用、こういうものを提言しておりますが、こういう財界の動きについてどういう御感想をお持ちか、最初にお願いをして大変恐縮ですが、まず泉参考人にお願いをいたします。

場にはございませんが、やはりあくまでも日本の大切な森林というようなものが、木材の将来は十分な住宅資源あるいはその他紙等の資源の活用に充てられることは、必ずしも望ましいことだと思ふ。しかし、片や公益的な面で、水資源の涵養あるいは保健休養ということで国民の皆さん方に十分に楽しんでいたたく機能、そして国土の保全にも十分に立つというような新哲学を取り組んでいかなければなりません。今後とも御指導のほどをお願いしたいと思います。

（保利委員長代理退席、委員長着席）

○藤田委員　ありがとうございます。

次に、森参考人にお伺いをいたします。

この法案をめぐっては既に朝日新聞の「論壇」などで、リゾート開発を容易にするために従来の保安林制度を改悪するものだ、こういう大学の教授や弁護士などが反対の声を上げておりますのはもう御承知のことだと思いますが、林野庁は、この法案による開発施設用地面積が三〇%であっても保安林機能は残る、こういうふうに言つてゐるわけですが、その科学的根拠はもう既に立証されているのでしょうか。この点が一つでござります。

また、相当な開発行為がなされるために、その資金を投入した分を回収しなければなりませんが、現在のようにだれでも、言ってみれば無料で森林浴ができる中で、有料での森林利用が果たして国民に受け入れられるのか、これは多分に入山料の問題にも連なると思うのですが、私はかつてこの場所で入山料の問題を取り上げたことがござりますが、これは単にお金が必要ということじやないと思うのです。入山料の問題は、結局人の気持ちをとんでもなく荒らしてしまつ。現に山の愛好会の多くの皆さんは今、山をきれいにしようといいますからボランティア活動に参加をして、広くみんなに呼びかけて山を掃除をする日なんというのを決めたり、大変ユニークな活動も見られるわけです。私はそういう気持ちを踏みにじつていいくんじやないかという点で大変問題だというふうに思っておりますが、御意見をぜひお聞かせください。

○森参考人 先生の御質問の中で、今度の法律は開発志向型ではないか、こういう御指摘でござりますが、法文の第一条にもありますように、森林の利用を総合的に發揮していく、森林利用の増進ということをもつてすぐ開発というかどうか、これはかなり議論の分かれるところになるのではないかと思ひますけれども、それはさておき、今度の開発の規制の基準の科学的根拠いかん、この点でござりますが、これまた、まだ中間報告の段階かとは思ひますが、大学の教授等を中心としてその道の専門家の方々が集まつて検討して、私は農山村地域經營ということを専門にしておりますが、その立場から従来の開発の実態を見て、先ほどひんしゆくを買うような事態があるとも申しましたけれども、そういう事態と比べればかなりの程度厳しい規制であるし、科学的根拠となりますと私専門の分野ではありませんから、これは絶対間違いない、真理だと言い切るだけの自信はありませんけれども、少なくとも従来の乱開發とは随分と違う規制がかけられているというふうに理解しております。

ちろんあるわけですが、従来の開発許可制度は三つの条件を阻害しない場合は開発を許可しなければならないということになつて、いたのに対しても、今度は幾つかの条件をつけ、これを満たすものでなければ許可してはならないということになつて、いる点においても、これは、条文の読み方は私は専門ではありませんけれども、その面からもむしろ開発促進型というよりも抑制型を見るべきであるし、もし財界などがその点を理解せずにこれによつても野となれ山となれ、何でもできるんだというよう思つて、いるとしたら、これこそ法律についての無理解であると言わざるを得ないのではないかと私は思つております。ぜひここに掲げてある厳しい規制が厳格に実施されるように行政当局並びに森林所有者やこの保健機能の増進に取り組む人々にお願いしたいと思うわけであります。

○藤田委員 最後になりますが、現在の保安林制度においては、保安林の解除に際しては利害関係人がそれに異議のあるときは意見書の提出、公開の聴聞を行うことができるだけではなく、解除に際して開かれる森林審議会の内容についても情報公開によってその内容がわかるなど、関係者に対する配慮があるわけであります。

そこでお伺いいたしますが、森参考人と高橋参考人にお願いをいたします。

ところが、今回の法案では、総面積の30%もの開発が認められても保安林の範囲内ということでの何のチエックもできないし、また、このような決定を下した経緯についても全く情報公開されないと、いう極めて非民主的な手続になると考へるわけです。このようなことが保安林制度の中に持ち込まれる点について、お二人の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○森参考人 保安林制度は先生も御存じのように、我が國の大手な森林を守る上で極めて重要な法律的措置であると理解しておりますけれども、今までのこの保安林解除手続の省略といふんでしようか、それは決して保安林そのものを否定するもの

ではない。法律の第二条の中で厳格に規定しておりますように、施設の「設置によつて森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る。」と明定しているところを私は高く評価したわけであります。ですから、このことによつて保安林制度の持つておる崇高な精神といいましょうか、あるいは民主主義の原則といいましょうか、それが破壊される事にはならないというふうに理解しております。

○高橋参考人 お答えできるかどうかわかりませんけれども、保安林の問題につきましては私たちは古くから、ある使命感を持って実践しておるところでございます。現在のうな姿になつてまいりますと、なぜこんなにううなことが直に申し上げますと、私がこの参考人で出るといふことが知れ渡つたところが、それはもつと保安林が地域の住民に使わせてもらうようになるか、そのことをあんたは言つておかなければいけんぞと極端なことをおつしやる町民もありました。私は県の審議会委員もやっておりましたし、保健保安林の委員もやっておりますので、絶えずそのようなことは歴史の流れにおける立場といふのはしっかりと踏まえていかないと、勝手な個人的な利害関係に基づいてそんなことをやるべきではない、またやつてはいけないといふに考えておるところが、まさにます。特にやつてはいけないこと、やらなければならないことといふものはびしつと決まっております。私も学のない者でございますが、そのような立場で今の委員を貰かせてもらつております。

詳しいことはわかりませんけれども、先ほど申し上げましたように、その次のものについてはそんないに厳しいといいますか緩和してもらつたとは私は理解しておりませんでして、極端なことを言いますともつと皆が使えるようなことができないでしようかと思つておりますけれども、無制限にどうも手詰まり状態にあるのではないかといふことがあります。

法だけは考えていただきたい、基本だけはびしつと守つていただきたいというふうに私は思つております。

○近藤委員長 以上で参考人に対する質疑は終りました。

○藤田委員 大変ありがとうございました。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

参考人各位には、御退席をいただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

午後一時から委員会を開くことにし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時一分開議

○近藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第百十四回国会、内閣提出、森林の保健機能の増進に関する特別措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。

○笹山委員 大臣、連日御苦労さまでございます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笹山登生君。

きょうは、森林の持つ保健機能の法案に関する質疑でございますけれども、林業に限らず、生産空間と余暇空間といいますか、これの調和といふのがこれから農林漁業の一番のポイントではないかというようなことを感じますので、この審議に先立ちまして、全般的なこの辺の考え方をひとつお伺いしたいといふに思うわけでございます。

また、このような構想の具体化を図つていく上におきまして、関係者を始め広く英知を結集する必要がありますことは、今先生おつしやられたとおりでございまして御指摘のとおりでございまして、この構造を今後とも積極的に推進をしていきたい、こういうふうな考え方でおるところであります。

それに注目した新政策が展開しつつある、これは非常にありがたいことでござりますけれども、今後、中山間地域活性化のための一つの戦略とか、あるいは私から言わせれば今農村活性化戦略があるのも手詰まり状態にあるのではないかというようないいことを感じまして、それをどうやってこれから農政の中に位置づけ、そして戦略としてどうやって使っていくのか、その辺の大臣の御所見をひとつ賜りたいと思います。

○鹿野国務大臣 笹山先生、市民農園等々の問題につきまして積極的に取り組みをいただいておられます。どうも手詰まり状態にあるのではないかといふことを感じまして、それをどうやってこれから農政の中に位置づけ、そして戦略としてどうやって使っていくのか、その辺の大臣の御所見をひとつ賜りたいと思います。

○鹿野国務大臣 笹山先生、市民農園等々の問題につきまして積極的に取り組みをいただいておられます。どうも手詰まり状態にあるのではないかといふことを感じまして、それをどうやってこれから農政の中に位置づけ、そして戦略としてどうやって使っていくのか、その辺の大臣の御所見をひとつ賜りたいと思います。

現在その周知徹底に努めているほか、森林につきましては、森林浴等保健休養の場としての利用を促進するため本法案を提出しているところでございまして、農山村の活性化のための条件整備に順次努めているところであります。特に、今申されましたとおりに中山間地域におきましては、その地域資源というものを生かしながら特色のある農林業の振興や定住条件の整備というものを通じた地域の活性化を図つていく必要がありまして、このための対策を今後とも積極的に推進をしていきたい、こういうふうな考え方でおるところであります。

これから検討課題でございますが、ともかく広

く英知が結集されるよう関係部局を督励してまいりたい、このように考えております。

○笹山委員 よろしくお願いたいと思いま  
　経済局長にちよつとお伺いしたいのですが、私ども今考えております農家民泊を主体とした農村リゾート構想、ただこの構想だけがひとり歩きする。その前提がないといかぬ。その前提というのは、やはり農村らしい空間とかあるいは農村らしい景観、快適性、そのようなものを取り戻すための土地利用に対して、何らかのインセンティブを与えないかのではないかというようなことを考えておるわけでございます。

そこで、私今注目しておりますのはECの動きでございます。ECの一九八八年のEC規則ナンバーハイ百十五号という中にEC粗放化計画といふものがなされまして、その中で粗放化なる概念が出されたわけでございます。これは単なる生産調整の一つの変形なり新しい動きといふ以外に、やはり農村農業の持つ景観的な土地利用、環境的な土地利用に対して一つのインセンティブを与えようというような一つの新しい動きではなかろうかと私は思うわけでございます。

またもう一つ、これは経済局の和泉真理さんがこのところ、「英國の農業環境政策」という、非常に私ども中山間対策を考える上で示唆に富む本を出されました。この中で言われているのは、やはり農村の多様な機能といふものに注目して、多様化といふものをキーワードにして農村の活性化を図ろうといふことで、粗放化、多様化といふものが国にとっても大きな一つのキーワードになるのじやないかといふふうに思いますが、その辺の局長さんのお考えをちよつと簡単にお願いしたいと思います。

○塩飽政府委員 EC共同体で粗放化計画が取り上げられているというお話をございました、御案内のこととござりますけれども、ECは既に十二カ国の加盟国を抱えて、農産物の生産なり貿易の面でも非常に大きなゾーンを形成しているわけで

ございます。特に、一九八〇年代まではどちらか

といいますとECは農産物の輸入国としての性格が強かつたわけでございますが、八〇年代に入りまして、これは技術の革新でございますとかある効果による点もあると見られておるわけでございまして、これが技術革新でございますとかある

ます。八〇年代に入りました共通農業政策の主要な農産物が大変な過剰生産の状態になつて在庫を抱える、その在庫の処理のために財政負担をせざるを得ないという事態に直面をいたしました。その過剰の解消というのが今日のECの農業政策の最大の課題になつてきておるわけでございまして、また同時に、例えば西ドイツなどでの緑の党の運動などに見られますように、從来環境を保全する、環境にいい効果を与えるというふうに見られたいた農業が、逆に非常に集約的な生産方法、肥料なり農薬を大量に投入する、そのことを通じて環境へマイナスの影響を与えるというような問題が出てきているわけでございます。そこで、一九八二年以降各種の生産抑制的な改革措置が実施されまして、共通農業政策の改革に取り組んでいるわけでございます。

この改革は、その主軸はやはり域内の価格水準をできるだけ抑制をしようという価格政策に関する手段がその中心をなすものでございますけれども、あわせて構造政策的な改革措置も取り上げられておりまして、その中にただいま先生の方からお話のございましたいわゆる生産の粗放化、エクステンシブファーミング、インテンシブに対し、エクステンシブアーミング、粗放化といふやり方による生産抑制を導入することになつてきているわけでございます。

具体的には、ことしの一月からパイロット的にEC全体の計画いたしましてそういうものを導入したわけでございます。その内容を簡単に申し上げますと、過剰生産にある穀物、牛肉、ワインなどを、他の生産物の生産を増加することなく五年間で最低二〇%以上生産を減少せしめる場合に農家に奨励金を交付するという制度でございます

が、そのやり方として、日本の減反のように端的に面積を減らすとかあるいは量を減らすというこれだけではなくて、肥料の投入量なり農薬といつたような生産手段の縮減を通じてそういう効果を図つていこうという内容でございまして、環境に対する保全、あわせて生産の抑制を図る、いわば一石二鳥の効果をねらうという対策を導入したわけございまして、まだ始まつたばかりなのでその具体的な成果については申し上げにくいわけでございますけれども、注目すべき動きではないかとふうに思つてございます。

○笹山委員 そういうような世界的なトレンドの中で、構造改善局あたりはかねてから水辺空間の復活とか、あるいは直線的な水路を曲線的にするとか、いろいろ景観を重んじた一つの土地利用というものをされておるというようなことで、これから農村リゾートプロジェクトをやる場合もそのような前提条件を少し整理しなければいけないとふうに私は思つたわけでございます。せつかり来ていただきましたが、ちよつと時間の関係で、私の意見のみを申し上げます。

そこで、森林の今回の法案でござりますけれども、私はこの法律というのは非常に画期的な一つの手段がその中心をなすものでございますけれども、あわせて構造政策的な改革措置も取り上げられておりまして、その中にただいま先生の方からお話をございましたいわゆる生産の粗放化、エクステンシブファーミング、インテンシブに対し、エクステンシブアーミング、粗放化といふやり方による生産抑制を導入することになつてきているわけでございます。

この改革は、その主軸はやはり域内の価格水準をできるだけ抑制をしようという価格政策に関する手段がその中心をなすものでございますけれども、あわせて構造政策的な改革措置も取り上げられておりまして、その中にただいま先生の方からお話をございましたいわゆる生産の粗放化、エクステンシブファーミング、インテンシブに対し、エクステンシブアーミング、粗放化といふやり方による生産抑制を導入することになつてきているわけでございます。

かも、そのレクリエーション施設の整備とともに、本来の業務である森林施設というものをバランスよく位置づけるというようなことで、非常に知恵を絞つたマイルドな格好ですんなりレクリエーション機能を森林に潜り込ませたということではあります。また始まつたばかりなのでそこまで困つたこと、そして今後この法的な整備においてどのような体制が國られるのか、その辺の御意見を林野庁長官からお伺いしたいと思います。

○堺政府委員 ただいま先生から御指摘をいたしましたような姿で、今回私ども保健休養の場の整備につきまして新しい法案を御提案させていただい

ます。森林の持つ多面的な機能、特に保健休養の場としての森林の利用につきましては、午前中も参考にいたしましたように、各地でこれができるようになっております。これにつきましては、たゞ大臣から申し上げましたように、山村の活性化のためにも今後助長していく方針をとつておるわけでございますが、現状におきましては、この保健休養の場としての森林の利用につきまして幾つか問題点があるようを感じておったところでござります。森林に関する法制度において、御指摘もございましたように必ずしも位置づけがはつきりしまして、森林に付加するということは非常に最近の話でございまして、例え西ドイツは一九七五年の連邦森林法の改正のときに、森林法の中にレクリエーション機能というものを位置づけ、その関連施設でござります。森林を利用する場合に、現行制度は一件一件何分その多数にわたる森林所有者を統合、誘導いたしまして円滑な合意形成を行つていく仕組みがない、こういうことが指摘されておりました。また、森林を利用する場合に、現行制度は一件一件に直接話法的に森林法の中に位置づけるということでなくて、森林法の定める森林計画の中にこの辺のレクリエーション機能というものを位置づけてござりますけれども、これは西ドイツのようになります。また、現実にキャンプ場等施設を整備いたします場合にも、森林の保全上必ずしも適切でないものがあるんじやないか、また、間々その周辺の森林の施設がおろそかになつてゐるんじやないか、こういった指摘もあつたところでござい

ます。また、今の法体系でございますと、施設の敷地になつた箇所が森林法の傘の外に出てしまふ運用になりますものですから、施設の整備につきまして監督が十分でない、例えば不都合な事態が生じてもこれを是正するような仕組みがない、こういうような問題も実は指摘されておつたところでございます。

そういった問題点を踏まえまして、この法案は森林の保全と利用の新しいルールづくりをしようということで、大臣が基本方針を定めますとかその計画的推進を森林計画制度の中に位置づけますとか、施設の整備につきましても施業と一体的にこれを定めまして、総量規制あるいは技術的基準に適合しなければならないとか、またそれを守るために都道府県知事が計画認定を行うとか、不適切な事態が生じた場合には原形復旧の命令等ができる、こういった措置を講じて、今後的確にやつてまいりたいということございます。

○笹山委員 それで、この新法案の概要が公表された後、いろいろ新聞等一部反論があり、そしてその反論に対するまた反論があり、再反論になる、非常に活発な御議論がされた、私はこれは非常にいいことだと思うのですよ。こういう一つの画期的な転換の中において、いろいろな意見が発生するということ是非常にいいことだと思うわけであるこの場で正式にしていただきたい。

大体五点があつたと思うのですけれども、一つは、施設整備することによって森林の破壊にならぬのではないかという御意見。そして二番目には、総量規制を設けても区域が、分母が大面積になれば分子も大きくなってしまうのではないかというような大規模開発のおそれに対する反論。三番目は、保安林伐採許可を不要とするといふのは規制緩和の行き過ぎではないかというような御質問ではなかつたか。四番目は、保安林伐採跡地への植栽免除の特例、これも規制緩和の行き過ぎではないかというようなことだと思いま

す。五番目は、計画認定に利害関係人の意見書提出ができないのはおかしいというようなことだと

思いますけれども、保安林というのも大昔から、いわば禁伐林というような格好での延長線上で明治以降來ているということでございますから、歴史のいろいろな価値観の変化に応じていろいろ流れがあるということでございますから、我々もかなりその辺は時代に即応した考え方をしていかなくちゃいけないんじゃないかというような感じもあるということです。

この辺、以上五点につきまして林野庁の御意見をお伺いしたいと思います。

○鷹政府委員 ただいま御指摘ございました新法案についての各方面からの御意見、特に、その誤解と思われる点があるのではないかという点につきましてお答えを申し上げたいと思います。

五点ございまして、第一点は、その施設整備が森林の破壊につながるのではないかということでございます。

もちろん、その施設の整備が何事のためでございましても無秩序なものであつては困るといつことはそのとおりでござりますけれども、一方、森林の破壊につながるのではないかということでございます。

もちろん、その施設の整備が何事のためでございましても無秩序なものであつては困るといつことはそのとおりでござりますけれども、一方、森林の破壊につながるのではないかということでございます。

促進されるのじゃないかといった点でございます。

この総量規制につきましては、私ども、その区域が非常に大面積にわたる場合には、これを流域を勘案した小区画に分けましてこの規制を適用していくというふうに考えておりまして、特定の区域に施設が偏るといったことはないようにしたいと思つております。さらに、総量規制だけではございませんで、個々の施設の規模、配置等につきましても一定の制限をきちんと設けますので、心配されるような大規模開発がこれによつて促進されることはないと、うふうに考えております。

それから第三点は、保安林の伐採等について許可が要らなくなるので、規制の緩和ではないかといつた点は御批判の中にあるわけでござりますけれども、そういうことをいたしますと改めてまた許可をするということにいたしました場合には手続が二重になる、この二重許可を防止するという観点から、この法による手続をとつた場合にはこれまでの保安林の伐採等の許可は要らないというふうにいたしたものでございます。

なお、この法の対象にならないと申しますか基準に合わないような大規模な案件、これが間々ゴルフ場等の例を引き合いに御指摘のある点でござりますけれども、そういった案件につきましては従来どおり保安林の解除の手続に従つてやつて

いくということでおございまして、この保安林の伐採等の許可とはまた別の世界に、これまでどおりの規制は依然として設けられておるという点を御理解いただきたいところでございます。

具体的には、先ほど申し上げましたように森林計画制度の中に仕組みまして、それぞれの計画の仕組みはこのルールとして検討され、確認を持つて御提案をしておるところでございます。

これは、新法案の仕組みに従いまして総量規制あるいは技術的な基準等に適合した施設整備を行ふことでござりますと、整備後も保安林の公益的

機能は維持されております。また、そいつた保安林の公益的な機能が維持されるものに限つて認められるんだと、いうことを法律も明定しておりますので、その機能回復のための植栽義務というものを免除しておりますところがございまして、規制の緩和といったことではございません。

それから、最後の第五点でございますが、計画の認定に当たりまして、利害関係人による保安林の解除の場合のような意見書の提出等の手続の規定を設けていないのはいかがかといった点についてでございます。

これにつきまして、新法案の仕組みに従いまして総量規制あるいは技術的基準に適合した施設整備をいたします場合は、整備後も保安林の公益的機能は維持される、また維持されるような規制が行われるというところでございまして、保安林による受益者の利益といつものが侵害されることにはならないということでおござりますので、こういった保安林の解除の場合に受益者の利益を侵害するおそれがあるということで決められておりまして意見書の提出等の手続は設けていないというふうにいたしました。

なお、ただいまも申し上げましたように、森林の公益的機能の維持が困難な程度に大規模な施設の場合は、保安林については現行の保安林指定の解除、その他の森林については現行の林地開発許可の手続といつものが厳然とございまして、それによつて適切な運用を図つていくというふうに考えております。

○笹山委員 環境資源の中で森林の持つ比重が非常に高いということですから、当然そういう森林と環境保全の問題というのは切つて離せない問題でございましょう。先ほどお話ししました西ドイツの連邦森林法の制定の場合も、同じ時期に相前後して連邦環境保全法が出まして、それなり合われが非常に苦労したというようなお話を私聞いております。我が国の場合、唯一森林法の第二十五条で、自然環境保全法に指定される原生自然

なことで、いわば保安林は過熱林であれば計画的に切るんだというようなことで、原生の自然林とは違うんだという一つの位置づけがなされているわけでございます。今後ますますこのよつた環境保全的な問題がセンシティブになつてくる場合、その辺の森林の持つ環境保護機能というものをもう一回林野庁の方としても整理して、そしていかなる論理にもたえ得るような一つの理論武装を今からやつておく必要があるのではないかと思つわけでございます。ですから、今回歴史的な転換でレクリエーション機能を森林の中につけたとすることのございますが、次は、その辺の環境保全的な問題に対する対応するかという理論の構築をひとつこれからもやつていただきたいなと思うわけでございます。

○藝政府委員 ただいま御指摘いただきましたような趣旨から、森林のレクリエーションリーダーともいへべき人たちの存在が非常に大事ではないかというふうに私どもも考えております。特に都市住民が通常森林に接する機会が少ないといたることもござりますし、都市と山村との交流というのもまだ何といつても新しい形の活動であるといったことからいたしましても、そいつた交流と活動でありますとか森林の利用につきまして指導する人たちを育成する必要があるというふうに考えております。

このため、林野庁といたしましては、新しい分野なものでございますからまだ十分な対応にはなっていないと思いますが、ただ、国有林におきまして、森林インストラクターを養成してこれから一層活動していくということを考えておりますほか、民有林におきましても、こういった趣旨からの指導者の養成を図るために何か新しい事業を起こして、これを一層進めていきたいというふうに今考えているところでございます。

○筈山委員 終わります。

○松田(九)委員長代理 串原義直君。

○串原委員 森林の保健機能法案と私は申し上げますが、この法律案提出の目的、それから真に政府がこの法律によつて求めたいとしたものは何なのか、まずお教えください。

○藝政府委員 お答え申し上げます。

近年、特に森林浴でございますとか森林内のレクリエーション活動、言つなれば保健休養の場としての森林の利活用というものが国民的に非常に関心を高め、期待が寄せられているというふうに考えております。また林業、山村の側から申しましても、保健休養の場としての森林を整備いたしまして都市と山村との交流を図る、理解を深める、さらには、それを通じて林業、山村の活性化を図つていきたいという強い要望があるわけでございます。そのため保健休養の場として今後森林を利用に供していく場合に、森林に関する法制度

上の位置づけをはつきりしてもらいたい、ある  
は森林所有者相互間の合意形成の手続をはつき  
させまして、許可手続がスムーズにいくようにな  
った要望もござります。また一方、森林の利  
用に当たっては、森林の保全をしっかりと確保し  
ければならないといった点にも十分留意してい  
なければならぬという問題がござります。  
私ども、そういうふたるもの要請にこたえ  
して本法案を御提案しておるところでございま  
が、森林の保健機能の増進を適切に促進するた  
に、森林の利用のための施設の整備を森林計画制  
度の一環として位置づけまして、森林の保全に  
分留意しながら施設の整備が適切に促進され  
うな仕組みをつくりたいというのが本旨でござ  
ます。

○串原委員 六十二年でしたか、リゾート法が制定されましたね。一口にリゾート法と言われておると思いますが、このリゾート法も、我が国のが然条件を生かしながら主要な対象といたしまして保健的活用を図っていくのが目的であろうと想う。このリゾート法と本法との関連がどうなるのか。ここが違います、リゾート法と本法の違うところはここです、こういうものがありましたらお示し願えませんか。

○鷲政府委員 お話をございましたいわゆるリゾート法でござりますけれども、国民の余暇活動に対する需要にこたえまして一般的にスポーツ、レクリエーション施設などの整備をしていこう、その際、民間活力を利用して促進していくこうという内容のものと承知をしております。ただ、その中でやはり森林の維持をリゾート整備の条件とすることによっておらぬいかと思いまして、施設整備に当たつて森林保全のために具体的にいかくかくの措置が必要であるといったこともございません。

一方、この私たちの法案につきましては、林業山村の側に立ちまして、森林そのものを維持するということを基本いたしまして保健休養の場としてその利用を促進していくこう、また、それを通

じて地域の活性化を図つていこうというところに  
ねらいがあるわけござります。  
したがいましてこの法案は、林業関係者の間に  
定着しております森林施業計画を中心に、地域の  
森林所有者の主体性のもとにこの制度を活用する  
ことによつて森林施業と施設整備を一体的、計画  
的に進めていこうということを規定しようといふ  
ものでござります。森林の諸機能に支障及ぼさ  
ない施設整備の基準もそれに伴つてはつきりさせ  
ておるところでござりますし、認定計画に反する  
施設整備等があつたような場合には原形復旧命令  
等森林法の監督規定が行使できる、こういった措  
置も講じられておるわけでござります。そういう  
具体的な点におきましていわゆるリゾート法と  
いつたものとの性格はおのずからはつきりしてお  
るというふうに思つております。

思います。これが法手続の上では森林計画制度がおなじみのものでございますから、これを使って森林所有者相互間の合意形成がより容易になる、それから、もちろんの規制の許可を受けるといった場合にも全体計画についての包括認定といった適正な道筋がつけられるというようなことも考えあわせますと、そういったことが各地においてやりやすい、またこれを進めていく際の一つの契機になるといったようなことも期待されるわけでございまして、全体を通じて、森林林業厳しい中でございますけれども、こういった新しい機能を一層充実させていく中で山村の活性化にも裨益していき得るものではないかと考えているところでございます。

○串原委員 本法で対象にしようと考えておられ

る森林地域の面積、規模、これはどの程度のことをお考えですか。それは、びしやっとした、百万ヘクタールということであるかどうかは別として、およそそんなことを考えておりますといふのがおりになるでしょう。いかがですか。

○鷹政府委員 ちょっと難しい御質問でございま

すが、まず、どういうふうに面積が決まっていくかということを申し上げたいと思います。

仮にこの法案が成立を見ました場合には、施行後速やかに基本方針を決めましたり全国森林計画の変更を行つてまいります。その後、各都道府県におきまして、市町村でありますとか、森林組合等の意向を聞きながら地域森林計画の変更を行います。この地域森林計画は現在期間が十一年間というのが立てられておりますので、その変更でござります。さらに、森林所有者がそれにのつとりまして森林施業計画を策定して、知事の認定を受ける、こういった手続が今後予定さ

る点でござりますけれども、近年の森林レクリエーション需要の状況等を考えますと、相当数の実施が見込まれるというふうに考えておりますが、具体的には今申し上げましたように地域森林

計画の変更でござりますとか森林施業計画の認定の過程で全体の実施規模が決まつてくるというところでございますので、今の時点では対象面積はどのくらいになりますというと具体的に申し上げるのは難しいわけでございます。

それほどどんなイメージで考へておられるのかということになりますと、私ども既に整備が行われている箇所の状況でござりますとか意向調査とか

いうようなものであえて見当をつけてみますと、保健機能の増進を目的とした森林面積ということではおおよそ二十万ヘクタール程度になるのではないかといった感じを持っています。

恐縮でございますけれども、そんなことで御理解をいただきたいと思います。

○串原委員 今御答弁は理解でございます。

それはなかなか難しいと思う。けれども、おおよそという話でありましたので、それは一応受けとめておくことにいたします。

そこで、今のお尋ねと関連して、小区域の場合もある程度のめど、上限を決めておかないと、分母が大きくなることによりまして開発の歴史がなくなるのではないか、こういう心配の意見もあります。私もそう思う。そして、大規模開発に道を開くということを避けていくために、対象森林の間隔、A地区とB地区的間隔、この間隔についてもある程度規制をしていく必要があるのではないかと思います。この辺についてどのようにお考えでござりますか。

○鷹政府委員 一ヵ所当たりどうするのか、またそれが森林の保全等の上で心配のないようにする

必要がある。こういう御指摘かと思いますが、私どもその点は十分考慮していかなければならぬと考へております。ただ、そのために一ヵ所当たり上限を設けるとかいうことをしたらいいかどうかといった点につきましては、なかなか難しい問題であります。

この法案の本旨は、先ほど申し上げおりま

すように、地域の実態に応じまして森林所有者等がいろいろ工夫をして対応していただきたいとい

うことでございまして、地域の実態すなわちその地域におきます森林の状況、森林所有のあり方等々、これはもう御承知のように全国いろいろな形があるわけでございまして、一律に、これまでなければいけないとか、これ以上あつてはならないとかいうふうにも決めがたいのではないかと思

います。ただ、そういうようなことをしないで十分心配のないようできるのかといった点になるわけでございまして、おおよそ二十万ヘクタール程度になるのではないかといった感じを持っています。

恐縮でございますけれども、そんなことで御理解をいただきたいと思います。

○串原委員 今御答弁は理解でございます。

それはなかなか難しいと思う。けれども、おおよそという話でありましたので、それは一応受けとめておくことにいたします。

そこで、今のお尋ねと関連して、小区域の場合もある程度のめど、上限を決めておかないと、分母が大きくなることによりまして開発の歴史がなくなるのではないか、こういう心配の意見もあります。私もそう思う。そして、大規模開発に道を開くということを避けていくために、対象森林の間隔、A地区とB地区的間隔、この間隔についてもある程度規制をしていく必要があるのではないかと思います。この辺についてどのようにお考えでござりますか。

○鷹政府委員 一ヵ所当たりどうするのか、またそれが森林の保全等の上で心配のないようにする

必要がある。こういう御指摘かと思いますが、私どもその点は十分考慮していかなければならぬと考へております。ただ、そのために一ヵ所当たり

上限を設けるとかいうことをしたらいいかどうかといった点につきましては、なかなか難しい問題であります。

この法案の本旨は、先ほど申し上げおりました。平均では百十ヘクタールというお話をございました。平均ですから、今御答弁のよう

に大きなのは五百ヘクタール、六百ヘクタールと

いうところもあるわけでございましょう。しかし、そうであるとすれば、つまり関係する団体の皆さんの心配する点がそこにあるのではないか。五百ヘクタール、六百ヘクタールということになりま

すと、分母が大きくなりまして心配をするようになります。したがいまして、一地区の区画、このことについてはおよそ百ヘクタール前後とか、この程度のところをめどにしていくことが望ましい

と思います。というような考え方をお示し願いたい

ことだと思うのです。ある意味ではポイントからいって、総量規制にいたしましてもきちんと

技術的基準にいたしましてもきちんと図つてい

くということにしておるわけでございましますし、また対象森林全体の公益的な機能を確保しなければならないといった観点で、総量規制にいたしまして

施設が特定の区域に集中しないように、流域等に

も配慮しながら一定の単位ごとに適用していく

ことなども考えておるところでございまして、

そういうことによってそれぞれの森林におきま

す公益的な機能の発揮が確保される、保全と両立

する形での施設整備が行われるということがそれ

ぞれに確保されるということをもつて、そういういつた御心配になるようなことにはならないのではないかと思つております。

ただ、具体的にどういう姿で展開するであろうかという点につきましては、これまで整備が行わ

れている一ヵ所当たりの状況を見ますと、大体平均面積が百十ヘクタール程度というのが実績でござります。平均的に見ますと今後とも大体この程

度の規模になるんじやないかというふうに考えております。しかしこれは平均でございますので、

具体的には小さいものは十ヘクタール程度のものから大きなものは数百ヘクタール程度のものまでいろいろの規模があるということ、そういう実情

にあるということは御理解いただきたいと思いま

す。

○串原委員 平均では百十ヘクタールというお

話をございました。平均ですから、今御答弁のよう

に大きなのは五百ヘクタール、六百ヘクタールと

いうところもあるわけでございましょう。しかし、

そうであるとすれば、つまり関係する団体の皆

さんの心配する点がそこにあるのではないか。五百

ヘクタール、六百ヘクタールということになりま

すと、分母が大きくなりまして心配をするよう

になります。したがいまして、一地区の区画、この

ことについてはおよそ百ヘクタール前後とか、この

程度のところをめどにしていくことが望ましい

と思います。というような考え方をお示し願いたい

ことだと思うのです。ある意味ではポイントから

いって、総量規制にいたしましてもきちんと

技術的基準にいたしましてもきちんと図つてい

くということにしておるわけでございましますし、また対象森林全体の公益的な機能を確保しなければならぬといつた観点で、総量規制にいたしまして

施設が特定の区域に集中しないように、流域等に

も配慮しながら一定の単位ごとに適用していく

ことなども考えておるところでございまして、

そういうことによってそれぞれの森林におきま

す公益的な機能の発揮が確保される、保全と両立

する形での施設整備が行われるということがそれ

ぞれに確保されるということをもつて、そういういつた御心配になるようなことにはならないのではないかと思つております。

ただ、具体的にどういう姿で展開するであろうか

かという点につきましては、これまで整備が行わ

れている一ヵ所当たりの状況を見ますと、大体平均

面積が百十ヘクタール程度というのが実績でござ

ります。平均的に見ますと今後とも大体この程

度の規模になるんじやないかというふうに考えて

おります。しかしこれは平均でございますので、

具体的には小さいものは十ヘクタール程度のもの

から大きなものは数百ヘクタール程度のものまで

いろいろの規模があるということ、そういう実情

にあるということは御理解いただきたいと思いま

す。

○串原委員 平均では百十ヘクタールというお

話をございました。平均ですから、今御答弁のよう

に大きなのは五百ヘクタール、六百ヘクタールと

いうところもあるわけでございましょう。しかし、

そうであるとすれば、つまり関係する団体の皆

さんの心配する点がそこにあるのではないか。五百

ヘクタール、六百ヘクタールということになりま

すと、分母が大きくなりまして心配をするよう

になります。したがいまして、一地区の区画、この

ことについてはおよそ百ヘクタール前後とか、この

程度のところをめどにしていくことが望ましい

と思います。というような考え方をお示し願いたい

ことだと思うのです。ある意味ではポイントから

いって、総量規制にいたしましてもきちんと

技術的基準にいたしましてもきちんと図つてい

くということにしておるわけでございましますし、また対象森林全体の公益的な機能を確保しなければならぬといつた観点で、総量規制にいたしまして

施設が特定の区域に集中しないように、流域等に

も配慮しながら一定の単位ごとに適用していく

ことなども考えておるところでございまして、

そういうことによってそれぞれの森林におきま

す公益的な機能の発揮が確保される、保全と両立

する形での施設整備が行われるということがそれ

ぞれに確保されるということをもつて、そういういつた御心配になるようなことにはならないのではないかと思つております。

ただ、具体的にどういう姿で展開するであろうか

かという点につきましては、これまで整備が行わ

れている一ヵ所当たりの状況を見ますと、大体平均

面積が百十ヘクタール程度というのが実績でござ

ります。平均的に見ますと今後とも大体この程

度の規模になるんじやないかというふうに考えて

おります。しかしこれは平均でございますので、

具体的には小さいものは十ヘクタール程度のもの

から大きなものは数百ヘクタール程度のものまで

いろいろの規模があるということ、そういう実情

にあるということは御理解いただきたいと思いま

す。

○串原委員 平均では百十ヘクタールというお

話をございました。平均ですから、今御答弁のよう

に大きなのは五百ヘクタール、六百ヘクタールと

いうところもあるわけでございましょう。しかし、

そうであるとすれば、つまり関係する団体の皆

さんの心配する点がそこにあるのではないか。五百

ヘクタール、六百ヘクタールということになりま

すと、分母が大きくなりまして心配をするよう

になります。したがいまして、一地区の区画、この

ことについてはおよそ百ヘクタール前後とか、この

程度のところをめどにしていくことが望ましい

と思います。というような考え方をお示し願いたい

ことだと思うのです。ある意味ではポイントから

いって、総量規制にいたしましてもきちんと

技術的基準にいたしましてもきちんと図つてい

くということにしておるわけでございましますし、また対象森林全体の公益的な機能を確保しなければならぬといつた観点で、総量規制にいたしまして

施設が特定の区域に集中しないように、流域等に

も配慮しながら一定の単位ごとに適用していく

ことなども考えておるところでございまして、

そういうことによってそれぞれの森林におきま

す公益的な機能の発揮が確保される、保全と両立

する形での施設整備が行われるということがそれ

ぞれに確保されるということをもつて、そういういつた御心配になるようなことにはならないのではないかと思つております。

ただ、具体的にどういう姿で展開するであろうか

かという点につきましては、これまで整備が行わ

れている一ヵ所当たりの状況を見ますと、大体平均

面積が百十ヘクタール程度というのが実績でござ

ります。平均的に見ますと今後とも大体この程

度の規模になるんじやないかというふうに考えて

おります。しかしこれは平均でございますので、

具体的には小さいものは十ヘクタール程度のもの

から大きなものは数百ヘクタール程度のものまで

いろいろの規模があるということ、そういう実情

にあるということは御理解いただきたいと思いま

す。

○串原委員 平均では百十ヘクタールというお

話をございました。平均ですから、今御答弁のよう

に大きなのは五百ヘクタール、六百ヘクタールと

いうところもあるわけでございましょう。しかし、

そうであるとすれば、つまり関係する団体の皆

さんの心配する点がそこにあるのではないか。五百

ヘクタール、六百ヘクタールということになりま

すと、分母が大きくなりまして心配をするよう

になります。したがいまして、一地区の区画、この

ことについてはおよそ百ヘクタール前後とか、この

程度のところをめどにしていくことが望ましい

と思います。というような考え方をお示し願いたい

ことだと思うのです。ある意味ではポイントから

いって、総量規制にいたしましてもきちんと

技術的基準にいたしましてもきちんと図つてい

くということにしておるわけでございましますし、また対象森林全体の公益的な機能を確保しなければならぬといつた観点で、総量規制にいたしまして

施設が特定の区域に集中しないように、流域等に

も配慮しながら一定の単位ごとに適用していく

ことなども考えておるところでございまして、

そういうことによってそれぞれの森林におきま

す公益的な機能の発揮が確保される、保全と両立

する形での施設整備が行われるということがそれ

ぞれに確保されるということをもつて、そういういつた御心配になるようなことにはならないのではないかと思つております。

ただ、具体的にどういう姿で展開するであろうか

かという点につきましては、これまで整備が行わ

れている一ヵ所当たりの状況を見ますと、大体平均

面積が百十ヘクタール程度というのが実績でござ

ります。平均的に見ますと今後とも大体この程

度の規模になるんじやないかというふうに考えて

おります。しかしこれは平均でございますので、

具体的には小さいものは十ヘクタール程度のもの

から大きなものは数百ヘクタール程度のものまで

いろいろの規模があるということ、そういう実情

にあるということは御理解いただきたいと思いま

す。

○串原委員 平均では百十ヘクタールというお

話をございました。平均ですから、今御答弁のよう

に大きなのは五百ヘクタール、六百ヘクタールと

いうところもあるわけでございましょう。しかし、

そうであるとすれば、つまり関係する団体の皆

さんの心配する点がそこにあるのではないか。五百

ヘクタール、六百ヘクタールということになりま

すと、分母が大きくなりまして心配をするよう

になります。したがいまして、一地区の区画、この

ことについてはおよそ百ヘクタール前後とか、この

程度のところをめどにしていくことが望ましい

と思います。というような考え方をお示し願いたい

ことだと思うのです。ある意味ではポイントから

いって、総量規制にいたしましてもきちんと

技術的基準にいたしましてもきちんと図つてい

くということにしておるわけでございましますし、また対象森林全体の公益的な機能を確保しなければならぬといつた観点で、総量規制にいたしまして

施設が特定の区域に集中しないように、流域等に

も配慮しながら一定の単位ごとに適用していく

ことなども考えておるところでございまして、

そういうことによってそれぞれの森林におきま

す公益的な機能の発揮が確保される、保全と両立

する形での施設整備が行われるということがそれ

ぞれに確保されるということをもつて、そういういつた御心配になるようなこと



います。水であります。そして食糧であります。もう一つ加えるならば温度であります。もしされませんが、まず空気、水、そして食糧、この三つを生産し、保持し、涵養しているのは何かといいますと、これは農業、林業、水産業であります。したがって、この農林水産業というのは、産業構造上の第一次産業というふうなものではなくて、むしろ基礎産業である、あるいは生命維持産業である、環境保全産業であるという位置づけをきちんとしないと、農林水産行政というものは原点が揺れるという考え方を持つておるわけあります。

私、ここ数年間農林水産委員会でいろいろ論議をする中で、例えは農畜産物の自由化の問題であるとか減反政策の問題であるとかいろいろ出てくる中で、政府あるいは内閣内部で、外務、通産と農林水産というような形で必ずしもそんと意見が一致しないという場面もあつたように感ずるのであります。そういう中で、ひとつ内閣の一員として大臣は、生命を維持する基礎産業なんだ、環境保全産業なんだ、その責任者であるということの自覚と自信を持たれまして、事に当たつては一步も引かないというくらいの気概でお勵みいただきたいと思うのですが、その決意のほどを一言お聞かせ願いたいと思います。

○鹿野国務大臣 農林水産業のさらなる重要性というものを認識をさせていただきまして、懸命な努力を払つてしまひたい、このように考えております。

○沢藤委員 さて、森林関係に入りたいわけがありますが、私は、今提案されております森林の保健機能の増進に関する特別措置法案そのものとい

うよりは、むしろこの法案の背景、この法案が生まれてきた経過あるいはそれを支えている背景、あるいはこれを提案なさつておる提案者の基本的な理念、考え方、そういったものを中心に御質問申し上げまして、次に前島 石橋両同僚議員があつた御理解願いまして、法案の内容から外れる

場合もあると思いますがひとつ御理解をいただきたいと思います。

まず最初に、今大臣に御質問申し上げたことと類似するわけありますが、森林の持つている機能、森林の果たしている役割、この重要性といふものについてどのように評価し、把握なさつていいか、これをお聞きしたいと思います。

○堀政府委員 森林は御承知のとおり我が國の国土の約七割を占める、この狭いかつ急峻な国土に多くの人口がおりまして、また極めて高度な経済文化活動を展開している、こういう実態にあるわけでございます。そこで森林が、林産物の供給だけではございません、そこで森林が、林産物の供給だけではございませんで、水資源の涵養あるいは山地災害の防止、自然環境の保全形成といつたいわゆる公益的機能の発揮を通じまして、国民経済あるいは国民生活に重要な役割を果たしておるところでございます。申すまでもないところでございま

す。

こういった森林に対する期待、要請にこたえます。そういう中で、ひとつ内閣の一員として大臣は、生命を維持する基礎産業なんだ、環境保全産業なんだ、その責任者であるということの自覚と自信を持たれまして、事に当たつては一步も引かないというくらいの気概でお勵みいただきたいと思うのですが、その決意のほどを一言お聞かせ願いたいと思います。

○鹿野国務大臣 農林水産業のさらなる重要性といふもの認識をさせていただきまして、懸命な努力を払つてしまひたい、このように考えております。

○沢藤委員 さて、森林関係に入りたいわけがありますが、私は、今提案されております森林の保健機能の増進に関する特別措置法案そのものとい

うよりは、むしろこの法案の背景、この法案が生まれてきた経過あるいはそれを支えている背景、あるいはこれを提案なさつておる提案者の基本的な理念、考え方、そういったものを中心に御質問申し上げまして、次に前島 石橋両同僚議員があつた御理解願いまして、法案の内容から外れる

ならないというふうに考えております。あるいは降水量と森林の保水量の関係でござりますとか、最大限見た場合に、年間降水量の約六割、二千三百億トン程度になるのではないかといった数字がございます。

○堀政府委員 その数字は私の調べております数字とほぼ一致するわけです。これは水年報から持つてきました数字ですけれども、四千億トンのうち、五百億トンといふことになります。私は第一次として約七〇%の二千九百億トンが保

持されるが、葉っぱの表面から蒸発する水等が約六百億トン、差し引いて、今長官言われました二千三百億トンということになると思うのです。私が住んでいる岩手県の中で最も大きい田瀬ダム

の住んでる岩手県の中でも、これが総貯水量が約一千億トンといふことですから、この二千三百億トンという森林の保持機能は、言葉をかえればかなり大きい規模のダムの二千三百に匹敵する、こういふことを言えるかと思うんです。

また、これもお話をありましたが、国土の保全、水資源の涵養。これはある学者から聞いたのですけれども、もし誰が関の人たちが農業、林業に余り関心を示さないのであるならば、関東平野に面した山林の木をみんな切つて、水田のくろ、畦畔ですね、あれを穴をあけて待つていれば、一雨来れば霞が関は水没しになる、こういう話があつた点をねらいとしてこの法案も提出させていただいているというような次第でござります。

なお、この森林の機能につきまして、世の中の理解を得るためにどの程度の評価を与えるべきか、いろいろ計量的な努力もこれまでになされておるわけでございますが、これは御承知のとおりなかなか難しい問題を伴うわけでございます。特

に最近になりますと、炭酸ガスを吸収する、こういった点もいろいろ言われておりまして、それじゃそれが具体的にどんなふうに評価されるべきかといったことについては、率直なところその計算の手法といったものもはつきり見出されれておるわけではございません。したがいまして、評価が

どうかというような点に関して、私どもは世の中の理解を得るためにもつくり説得力のあるものを今後いろいろ工夫して出していかなければ

はなかろうか。それに対しまして、森林の保水量は最大限見た場合に、年間降水量の約六割、二千三百億トン程度になるのではないかといった数字がございます。

○堀政府委員 今長官も申されましたように、森林の果たしている役割は非常に重要で、しかも多岐にわたっている。空気、酸素をつくるという点ももちろんあるわけですね。これはちょっと余談に

なりますけれども、東京でございますと鼻毛が伸びるのです。これはもう人間の持つている自衛本能のあらわれでございまして、空気が汚れますと、これを過するための鼻毛が自然に伸びる、こういうことなんです。やはり人間にとつて空気といふのは大変に重要なものでございまして、これは森林あるいは農産物を含めまして緑の植物の果た

している大きな役割だらうということを認識したいと思います。

また、これもお話をありましたが、国土の保全、水資源の涵養。これはある学者から聞いたのですけれども、もし誰が関の人たちが農業、林業に余り関心を示さないのであるならば、霞が関は水没しになる、こういう話があつた点をねらいとしてこの法案も提出させていただいているというような次第でござります。

なお、この森林の機能につきまして、世の中の理解を得るためにどの程度の評価を与えるべきか、いろいろ計量的な努力もこれまでになされておるわけでございますが、これは御承知のとおりなかなか難しい問題を伴うわけでございます。特

に最近になりますと、炭酸ガスを吸収する、こういった点もいろいろ言われておりまして、それじゃそれが具体的にどんなふうに評価されるべきかといったことについては、率直なところその計算の手法といったものもはつきり見出されれておるわけではございません。したがいまして、評価が

どうかというような点に関して、私どもは世の中の理解を得るためにもつくり説得力のあるものを今後いろいろ工夫して出していかなければ

はなかろうか。それに対しまして、森林の保水量は最大限見た場合に、年間降水量の約六割、二千三百億トン程度になるのではないかといった数字がございます。

○堀政府委員 森林の保水量がどうなつてあるか、こういう御質問かと思います。

この問題につきましてもなかなか一概にこうだとうふうに言いにくいわけですが、正直お答えにならないわけですが、私どもは森林の機能に依拠しているということを自覚する必要があると思うのです。そういう意

味で、森林の果たしている役割はまさしく公益的な役割あるいは公共的な役割といつもの非常に大きな規模のダムの二千三百に匹敵する、こういふことも言えるかと思うんです。

これは単純な表現ですからあるいはいろいろ論があるかもしれません、そういうようなことで、私どもは森林の機能に依拠しているということを自覚する必要があると思うのです。そういう意

味で、森林の果たしている役割はまさしく公益的な役割あるいは公共的な役割といつもの非常に大きな役割あるいは公共的な役割といつもの非常に大きい、こういうことを申し上げたいわけであります。産業としての側面、これはもちろん大事であります。ただ、数字的に見ますと、林業所得とい

うのは国内総生産の〇・二%、しかし国土の面積からいえば六七%という面積を持つているわけですね。ですから、産業的な面で林業あるいは林野事業といつものを見たところを申し上げさせて

います。たゞ、森林の保水量がどうなつてあるか、こういった点もいろいろ言われておりまして、それじゃそれが具体的にどんなふうに評価されるべきかといったことについては、率直なところその計算の手法といったものもはつきり見出されれておるわけではございません。したがいまして、評価が

どうかというような点に関して、私どもは世の中の理解を得るためにもつくり説得力のあるものを今後いろいろ工夫して出していかなければ

はなかろうか。それに対しまして、森林の保水量は最大限見た場合に、年間降水量の約六割、二千三百億トン程度になるのではないかといった数字がございます。

○堀政府委員 森林の保水量がどうなつてあるか、こういう御質問かと思います。

この問題につきましてもなかなか一概にこうだとうふうに言いにくいわけですが、正直お答えにならないわけですが、私どもは森林の機能に依拠しているということを自覚する必要があると思うのです。そういう意

問題にぶつかって判断を迫られます。あるいは幾つかの政策の中から政策を選択するという決断、判断を迫られる場合が多いわけですね。その場合にどのような価値基準、原点でそれに尺度を当てるかによって判断は違ってくるわけあります。X軸、Y軸、その交わるところの原点をどこに据えるか。そういった場合に、ここ列島改造以降と言つていいのでしょうか、私はやもすれば金の多寡、経済性で判断をするという傾向が強いような気がする。数字を持つてきて、アメリカの米はこのくらい買える、日本の米はこのくらい、だからアメリカから買うんだというふうな単純な発想つまりそろばんで価値判断をするという弊が強くなっているんじゃないかという気がするのです。これはどうぞひとつ、生命産業、環境産業をつかさどる農林水産省は価値観というもののX軸、Y軸をきっちり据えてかかっていただきたいということを御要望申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

今申し上げたような意味で、国土保全あるいは水資源涵養ということになりますと、保安林あるいは国有林の果たす役割というのは極めて大きく、なってまいります。そこで、今まで話し合ってまいりましたいろいろな考え方、基本的な考え方あるいは価値基準というものを据えながら次の質問に移っていくわけですが、次は、国有林野事業と国有林野事業の会計制度について二、三御質問を申し上げたいと思います。

まず、具体的なところから入ってまいりますが、昨年と今年、一九八八年と八九年の国有林野事業の収支予算があるわけありますが、これの大まかな特徴をお示し願いたいと思います。特に私注目したいのは、収入の中に占める借入金と、支出の中に占める償還金の実態を中心にして、去年とことの予算の特徴というものをお示しいただきたいと思います。

○農政府委員 国有林野会計の予算の特徴という御質問でございます。

御承知のように、国有林野事業につきましては

ただいま経営改善の途上にございまして、事業運営の能率化あるいは要員規模の縮減、さらには販売対策の強化、資産の利活用による自己収入の確保といった各面において改善計画につなげて努力を推進しているところでございますけれども、その財務事情は依然として厳しい状況にござります。そこで、最近の予算におきましても、まず自己収入につきましては、需要動向に応じまして付加価値を高めた木材販売活動を強化する、さらには林野、土地の売り払いを促進する、分収育林やふれあいの郷等によります新規収入の確保といふことに努めます一方、歳出につきましては、人件費の抑制あるいは投資の効率化等を柱にして経費の削減に努めておるところでございます。あわせて、この経営改善の円滑な実施を図るため、また国有林野事業の推進のために財政措置も講じております。一般会計からの繰り入れもふやしております。こういう状況でございます。

そういった中で、お尋ねのありました借入金に関するでございますが、借入金への依存は残念ながら続いているわけございまして、財投からの

借入金の歳入に占める割合につきましては、六十三年度は一千七百億、四七・五%になるわけでございます。

また、長期借入金の利子償還金につきましては一千九百四十九億、割合をいたしまして三四・三%、こういう現状になっております。

○沢藤委員 今最後の部分で、収支予算の中に占める借入金、返済金、これの率のお話がありましたが、借入金の総予算に占める割合が四七%、半分近くまで借入金で予算を組んでいます。しかも、支出のうちの四割近くが借入金返済だ。これはもう借入金を中心として予算を組んだとか言えないような状況なわけですね。しかも、その借金返済の中でたしか六〇%は利子分でしよう。利子に対する返却になつておるわけです。

こういう状況というのは、普通の会社はもちろんでありますけれども、自治体の予算としても私は考えられません。私は県議会におつた関係から

県のこういった問題にぶつかるのですけれども、公債費が二〇%となつたらこれは赤信号、それを超えれば赤字再建団体指定、こういうことですね。ですから、私はどうしてここまできたのだということがの追及を今するつもりはありませんけれども、こういう借金をして借金返しをするという、例えてみれば借金を食うわけでしょう。下からも排せつしますね。すと素通りするだけではなくて利子分を吸い取つて出ていくわけですから、体がやせ細るのは当たり前ですよ。ここは反省、点検して、思い切った手法でもってこの悪循環をどこで断ち切る。国の全体の財政運営なり制度の中で、それは制度がこうだとか林野庁にそんなに金を回せないとかという大蔵の理論があるかもしれませんけれども、しかしこれは、普通の素人の目に見たらこんなばからしいことはない。これはきちんと断ち切れば、次の年度から四六%を借金しないで済む。支出のうちの三十数%が借金返済、しかもその六割が利子分だというふうな、全く間違つてない予算を組まないで済む。こういうことについての何からりずんという方法なり決断といふものは出てこないでしょか、どうですか。

○農政府委員 この借入金の問題でございますが、これが増加をしてまいりまして、ただいまお話しのよう、支払い利子償還金の増大が財務を大変圧迫しているといったことが実情でございます。

国有林野事業を今後適切に運営していくために、何とか借入金への依存を抑制いたしまして自己収入を確保していく、あるいは支出の削減等を一層図るといった点が基本ということで、現在六十二年七月に改定強化した改善計画に基づく諸般の自

助努力を尽くしておるところでございます。所要の財源措置もあわせて講ずることによりまして、まず経営の健全性の確立、これは収支の均衡といふものを実現していかなければならぬ。同時に、累積債務の減少に向けて努力を傾注していかなければならぬというふうに考えておるところでございます。

事前にいろいろお聞かせ願つたところでは、現行改善計画の骨子というものでもって今進行しておる、こういうことでもつて、私も県段階の知識しかありませんけれども、こういう借金をしている場合には、何年度には幾ら返しますよ、こうのうこう返していきますよ、ピーク時は何年ですか、そして何年には償還は終わりですよ、年次ごとの、年度ごとの償還計画というものがあるわけなんです。なければ、これはとてもじゃないが運

とも、今後の経営上も極めて重大な問題をはらんでおるところでございまして、いずれにしましても国有林野事業の健全性を確立するために、本当にどう対処していくべきかといった議論は今後尽くしていかなければならないと考えておるところです。現在、国有林野事業の健全性を確立するための総括的な対応策につきまして、林政審議会の場で検討も始めていただいておるところでございます。

○沢藤委員 今お答えありました累積赤字、債務残高の処理について次にお聞きしたいのですが、たしか債務残高は六十三年末で一兆八千八百七十億円、この数字は間違いないでしょか。長官、どうですか。利子分も含んでいるかどうかもあわせてお願いします。

○農政府委員 お話しの数字のとおりでございました。

○沢藤委員 利子の分も含めてでしょうか。

○農政府委員 今お答えありました累積赤字、債務残高をしておりますその累積の残高ということでお聞きをしておりますその分について、一部償還をしておりますその利子は既に払つたものもある、しかし、今後の支払いの分についてはまだ利子として残つておるわけございますが、そういった関係は含まれております。

當できないんですね。それが、お聞きすると、どうも数字的にはつきりした年度別の償還計画というものを持つておられないようです。これはどうでしよう、やむを得ないということで、この現行改善計画でもって当面やるんだということなのかどうか。そこは簡単でいいですからどうぞ答えてください。

事実もありますし、造林投資資金の六〇%はいわゆる公共的な勘定分になるという考え方方に立つて、累積赤字の解消策として毎年の元利償還の六〇%くらいは一般会計から繰り入れるべきだ、こういう主張をしたいわけです。林野庁所管の国有林の約六割が保安林であることに注目したい。累積債務のうち、造林投資資金一兆五千七百

の方針を固めているわけでありますけれども、累積赤字を解消して経営を軌道に乗せる、もちろん収益勘定も大事にしていく必要がある、それは手堅くいい。もし収益勘定で余裕が出たならば公益的な勘定の方に繰り入れることもあり得るというふうに、幅を持たせながらこの会計を立て直していくことが必要だと思うのです。これから私ども

されてきています。今度の森林法の説明の中にも、農山村あるいは森林事業の活性化という言葉を使つておられるわけです。私はそれはそれで一つの考え方だと思いますから、一つの手法だと思いませんから、これはいいのです。

ただ、大臣、私はぜひ考えていただきたいと思うのは、農山村の活性化のためにいろいろな手法

**○ 沢藤委員** 年度別の償還計画についてのお尋ねでございますけれども、長期にわたる償還計画、いろいろ試算は私どもの中で当然行っておるわけでございます。ただ、収入につきましては、大宗を占める木材収入が木材価格の動向に多く影響されるわけでございまして、支出につきましては、物価、賃金、財投資金の金利等、社会経済の変動によって影響を受ける要素も大きい。さらには一般会計繰り入れあるいは財投資金の借り入れ等につきましても、御承知のとおり毎年度の予算編成を経て決まるといった変動的な要素が避けられないわけでございまして、公式的なものとしましてこいつた償還計画になつておりますということをお示しすることは、これまででも御勘弁をいただいておるということでございます。

九十一億円の絶大部は九千四百八十億円といううとに単純計算をすればなるわけですが、これは公益性的な勘定分として毎年の元利返済を一般会計から繰り入れる。こういう債務の解消方法を私たちには強く提言したいのですが、いかがでしょうか。

これは大臣ですか、長官ですか。

○薗政府委員 累積債務を今後どうするのか、またこれを解消していく上でだいま、ある考え方のもとに一般会計からこれを払つていつたらいのではないかという御提言もあつたわけでござります。

私ども、おっしゃいますように国有林の果たしている公益性的な機能、あるいは今後期待されております社会経済的な一層の機能強化を図つていく上で、まずその経営の健全性を確保することが基本であるかと思っております。したがいまして、

は繼續してこのことを要請し、政府に申し上げておきますから、林野厅あるいは農水省としても大変な実態があるわけですから、これはよほど用意した単に職員の首を切ればいいとか事業を縮小すればいいとか當林署の建物、土地を売ればいいといった問題ではないと思うのです。これは会計制度上の構造上の問題です。そのことをしっかりと旗振りをして、今後政府、といつても政府の一員であるうと思いますけれども、財政当局に立ち向かって、党を挙げて主張し、運動してまいりたいと思っております。

さて、時間もあと十数分ということですのです最後の問題に入りたいと思います。

農山村の活性化は農業そのものを活性化する、林業そのものを活性化するのが筋道なんです。そのまま自らの資源を活用することに重点を置いて、それを対するに筋道をきちっと精魂込めてやる。いろいろな補助手段あるいは補足的な手法として、業導入があつてもいいでしょ。リゾート開発もあつてもいいでしょ。しかし、それが本筋じゃなくて、ないのだということを、ここできちんとお考えをお聞きしたいのです。

○野鹿国務大臣 農林業は農山村の主要な産業でありまして、これらの地域の活性化を図るために、は、農林業の振興を図ることが基本的に重要な要素だと思っています。同時に農山村は、緑なり水なり、常に自然環境に恵まれたゆとりのある生活空間となりました。豊富な地域資源を擁しておりますが、これを多面的に活用することは農山村の活性化

うと思うので、これ以上年次、年度別の計画を示せということはここであきらめます。しかし、やはり言つておきたいと思うのです。自治体レベルでもこれはきちんとやつてゐるのです。また、償還計画がなくて借金をするということもかなり無責任なような気がするので、この点については、改善計画をきちっとやりながら、なるべく早い時期に償還計画が浮かび上がつてくるように努力をしていただきたいということを申し上げておきたいたいと思います。

この問題の締めくくりになるわけですが、先ほど来話し合いになつたとおり、国有林あるいは森林の持つ公益性、公共性ということを我々は重視していくのだということ、あなた方と私とはほぼコンセンサスが成立したわけであります。とするとならば、国有林の六〇%が保安林であるとい

その経営の健全性の確保を今後どのように図つて  
いくかということにつきましては、これまでも関  
係各方面とも協議しながら鋭意検討してまいつ  
てございますが、今後さらに総括的な対応策の検  
討の中でもその点を十分詰めて検討していくなけれ  
ばならないと考えております。そ  
ういった中におきまして、さらに各方面でいろいろ  
御意見あるいは御提言も承りながら進めてまい  
りたいと考えております。

○沢藤委員 言葉でおっしゃったことのさらに事  
の裏と申しますか、心情的なものも含めてわかる  
ような気がするのですが、経営改善の努力を一つ  
の担保にしながら財政当局に切り込んでいくく  
と言つてみればこういうことだと私は思うのです。  
それについて、今私どもは社会党としての一つか

リゾート法あるいはリゾート法的手法、先ほどの  
から既にいろいろな論議がなされております。こ  
わば大型開発か環境保全か、あるいはリゾート開  
発か農林水産業かと二者択一を迫られるケー  
スもないわけではない。こういう意味で最後の質  
問は、リゾート法と農林水産業との関係、ある  
う点で幾つかの質問を申し上げておきたいと思ひ  
ます。

まず最初に、農山村の活性化という問題につい  
て御質問申し上げたいわけです。

今まで私どもが取り扱ってきた法案なり政策の  
中で、いろいろな規制緩和でもつて、例えは農地  
地利用増進法の改正、農地転用の許可基準の改  
正といふのは農村地域に工業の導入を促進するとか  
洋のリゾート開発とか、いろいろな手法が打ち出  
されています。

化を図っていく上で重要なことと考えております。このような地域資源の活用を図ることは農林業の振興と相対立するものではなく、むしろそれを一環として重要な位置づけを占めるものと考えております。このため農林水産省といたしまして從来から生産基盤の整備なり担い手の育成なり技術の開発普及などの推進とともに、地域資源の活用対策の推進を図ってきたところでございます。

○沢藤委員　環境庁、来ておられますでしょうかひとつ簡単に御質問申し上げたいと思います。

開発と環境保全という問題で重要な役割を果すのは、私は環境庁だと思います。しかも、開発いうものが農山村あるいは海洋を舞台にして行われた場合に開発側と自然保護というやもすれば対立的に考えられる、このバランス、自然保護いう立場にウエートを置いてバランスをとる

は、私は環境庁だと思う。そういう意味で、くどくどう聞かせんけれども、自然環境保全審議会のある小委員会の報告をめぐつて、一部の報道で、環境庁は開発寄りじゃないか、こういう指摘がなされた経緯があるのですが、その反論という意味じやなくて、それを含めて先ほど来論議になつております開発と環境保全、これについての環境庁の基本的な考え方を一言お聞かせを願いたいと思ひます。

○大木説明員 環境庁といたしましては、自然環境を保護する、自然の保護、そういうものが非常に大事である、こういうふうに考えておるところでございます。

そういう観点から、自然環境保全法あるいは自然公園法等を所管しておるわけでございますが、特に自然公園法等につきましては、すぐれた風景地である自然を保護すると同時に利用というのも図る、こういう趣旨で法律が成り立つております。我々いたしましては、開発が行われる場合につきましても自然環境等の保全というものがとれるよう、そういう意味から十分にいろいろな問題につきまして対処していく、従来も対処してきましたし、今後も対処していく、そういうふうに考えております。

○沢藤委員 項目としては最後になるわけあります

が、水産業と環境保全、環境保全と水産振興という問題で、一つの例を引きながら質問を申し上げたいわけです。

岩手県に大船渡湾という湾がござります。

この最近問題になつておりますのは、湾内の水の汚濁、汚染であります。そのことによって湾内の漁場が三分の一になつたという指摘も漁民サイドからなされております。何とかしてくれ、これは湾内の水質汚濁が進行して湾内の漁場が圧迫されている、被害が大きい、しかも、そういう評判が立つたものですから大船渡湾でとれた海産物は売れない、漁民にとっては死活問題だという指摘がなされている。私も先日現地でいろいろな視察、調査をしてまいりました。

そこで、この問題は複合的な原因があると思われますので、運輸省、水産庁、環境庁、三つの省庁にそれぞれお聞きしておきたいと思うのです。まず一つは水産庁ですが、今申し上げた大船渡湾の湾内水質汚濁が進んでいて、漁場が圧迫される、水揚げが減る、売れないので、こういう実情、訴えをどう受けとめてどう対処するかということがあるのであります。もちろんあそこの港湾は管理は県でありますからそれは県の問題だと言つてしまえばそれまでですけれども、これを大船渡湾という特定ではなくて、湾に隣接している市街地がどんどん都市化が進行する、そのことによつて生活雑排水がたくさん出てくる、事業場、工場からの排水が出てくる、そういう問題は共通の課題として国内にはたくさんあるはずです。それに対してどう取り組むかという一つのモデルとしてお答え願いたいのですが、水産庁の御見解をまずお聞きしたいと思います。

○京谷政府委員 ただいま大船渡湾の水質問題についての問題提起でございます。

この地域はカキ、ホタテガイの養殖漁業、それにウニ、アワビのいそ漁業が展開をされている地域でござりますけれども、この数年来の開発の進展あるいは生活様式の変化ということがございまして、工場、事業所からの各種の排水の増加がある

は、生活雑排水の流入によりまして、関係する水域におきます水質あるいは底質の悪化が懸念されておるという状況を私どもも承知しております。

ごく最近におきましては、順調に発展をしてきておりましたこれら関係漁業の生産高がやや停滞的

な状況でござりますけれども、この対策を現地はもちろん一生懸命やると思いますけれども、何しろ財政力も弱い

ところの問題を抱えています。下水の排水施設がないような状態ですから、ひとつ市、県と連絡連携をとりながら、御指導、御援助を賜りながらこの排水の浄化、環境の回復ということについて御努力をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

運輸省にお願いしますが、実は漁民の中には、

これが大変大きな課題と思つております。大船渡市を中心いたしまして、六十一年から家庭雑排水を削減するためのモデル事業を実施してきており

ますとか、あるいは県においては、ことしじゅう

に大船渡湾の水質管理計画を策定して実行していくとというふうな御予定もあると承知をしておりま

す。これらの取り組みによって、水産の側で懸念される水質の汚染あるいは底質悪化というものが歎めをかけられていくということを私ども期待をしておるところでございます。

また、一般論として申しますと、このような養殖漁業等が展開される水域での底質あるいは水質の悪化に対応する方策としまして、しゅんせつを行つとか作溝を行つて漁場条件を改善するための補助事業を我々持つております。この大船渡湾で

そのような構想まではまだ具体化されておらないようでありますけれども、そういう事業の活用も含めて、地元なり県当局のこれから御検討次第で我々も一緒に相談にあずかっていきたい、か

ようになっておる次第でございます。

○沢藤委員 五分前ですといふ紙が回ってきたので、質問の仕方をちょっと変えさせていただきま

す。我々も一緒に相談にあずかっていきたい、か

う取り組むかという一つのモデルとしてお答え願いたいのですが、水産庁の御見解をまずお聞きしたいと思います。

○京谷政府委員 ただいま大船渡湾の水質問題についての問題提起でございます。

この地域はカキ、ホタテガイの養殖漁業、それにウニ、アワビのいそ漁業が展開をされている地域でござりますけれども、この数年来の開発の進展あるいは生活様式の変化ということがございまして、工場、事業所からの各種の排水の増加がある

は、生活雑排水の流入によりまして、関係する水域におきます水質あるいは底質の悪化が懸念されておるという状況を私どもも承知しております。

ごく最近におきましては、順調に発展をしてきておりましたこれら関係漁業の生産高がやや停滞的

な状況でござりますけれども、この対策を現地はもちろん一生懸命やると思いますけれども、何しろ財政力も弱い

ところの問題を抱えています。下水の排水施設がないような状態ですから、ひとつ市、県と連絡連携をとりながら、御指導、御援助を賜りながらこの排水の浄化、環境の回復ということについて御努力をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

運輸省といたしましては、大船渡湾の環境改善と水産振興、地域振興、並びに津波対策と湾域及

び背後地域の安全確保等、関係者の意見も聴取し総合的に検討し、適正な湾域利用が図られますよ

う引き続き港湾管理者を指導してまいりたいと考えております。

○沢藤委員 要望を一つだけお許しいただきたい

と思います。

今のお答えのとおり、複合していいる原因がある

わけでございますから、総割り行政じゃなくて、一

ひとつ仲よく緊密な協力体制をしきながら、現地

とも連絡をとりながら進めたいと願う。これはお願いしておきたいと思います。

今その港湾の問題で現地と連絡しておりましたら、最近地震が群発しまして海岸地域に非常に不安が広まっている。湾口防波堤に対する信頼度というものはあるわけでござりますが、釜石、久慈の湾口防波堤の建築についてはぜひ急いでいただきたいという電話がありましたので、一つつけ加えて要望しております。

○松田(九)委員長代理 前島秀行君。

○前島委員 沢藤委員が基本的な点を質問されましたので、具体的な点を中心にして質問をしたいと思います。特に、今澤藤委員が言わられましたように、人間が生きていくのに大事な三つのうちの二つはやはり森林と密接な関係があるということであります。したがって、その大事な森林に手を加える、開発するということを始め、一步間違うと大変な事態になりかねないという問題を含んでいると思いますので、若干細かくなるかもしれませんけれども質問をさせていただきたいと思っています。

〔松田(九)委員長代理退席、杉浦委員長代  
理着席〕

最初に、いわゆる都市の人たちが、ビルの林立

している殺伐とした都市の生活に対して自然を求める気持ちが非常に強いということは、私はその

おりだろうと思っているわけであります。そう

いう面で森林の保健機能、保健機能と盛んに書

われであります。最近の開発ブームとの非常に密接な関係の中で繰り返されて、ある意味では保健機能というのかひとり歩きしているような気がしてならない部分があるわけです。そして、今度の法案も、森林の保健機能を増進するのだ、そのためにはどうなっているわけであります。そういう機能といふことと、森林がどういう状況にあるならば今盛んに言われている保健機能を本当に果たし得るのか、その辺の概念という考え方といふか、出発点をまずお聞かせを願いたいと思いま

す。

○齋藤政府委員 森林の保健機能でございますけれども、そういう言葉はこれまでにも保安林の目的として「公衆の保健」というふうに使われてゐる例がござりますし、また森林組合の事業として公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設」といった例もございます。

その内容でありますけれども、森林が山岳、渓谷、湖沼等と相まってすぐれた景観を構成していることがあるわけでございますが、その森林の内部で森林浴、休養、レクリエーション活動等が行われ、そこ訪れる人たちに快適な環境を提供するという機能があるとされておるわけでござります。なお、森林の有する気象条件の緩和とか、ばいじん等の過作用等も言われまして、生活環境の保全機能もあると解されておると考えております。

○前島委員 いわゆる森林の持つている保健機能を高度に發揮させるという観点で森林を見ると、何だかんだと言つても、いじらないということが、より高度に發揮させる条件ではないだろうかといふのがます第一私はあるのです。しかし、一定の便利性というか条件を整備してやらなければ、森林が本来持つている保健機能と都会の皆さんとの享受とが一致しない、こういう形で施設の整備といふ問題が出てきていると私は思うのです。したがって、施設の整備というのは、あくまでも森林が本来持つている保健機能をより高度に發揮させるための補助機関というか補助設備だと解釈しなければ、本法で言う森林の保健機能を増進するという形にならないと私は思うのです。そういう角度で目的が書かれているわけであります。森林が本来持つている保健機能を増進すると、ければ、本法で言う森林の保健機能を増進するといふ意味で具体的に書かれているわけであります。そういう意味で具体的に書かれているわけであります。そのために、森林の保健機能を増進させるその施設は何かというのは、二条で政令で定めるとなつてゐるわけであります。そういう意味で具体的に書かれているわけであります。そのために、森林の保健機能を増進させるその施設は何かといふことは言つてあるといふけれども、林野庁としては、保健機能を増進させるその施設は何かといふことは言つてあるといふふうに思つております。

○前島委員 先ほど長官は、施設の中にゴルフ場は想定しない、こういうふうに言いましたけれども、後でちょっと議論しますけれども、長官の方

だということが想定されなければ、本法の目的を達成できないと私は思うわけでございます。保健機能を増進させるための政令で定めるという二条の設備について、具体的に書かないというのではなくて、そういうものを想定していなければ目的は達成できないわけでありますから、先ほどの串原委員の質問とはもう少し具体的に、その設備について考えている点を明らかにしてほしいと思います。

○齋藤政府委員 森林保健施設についての考え方方は、先生が今おっしゃった内容に尽くると思います。また、その法文上の表現といたしましても、第二条の第二項二号にござります「森林の有する保健機能を高度に發揮させるための公衆の利用に供する施設」ということでございまして、その考え方方が明確をされておるというふうに思います。そういう施設につきまして「政令で定める」、こういふことになつておるわけでございますが、先ほども御説明申し上げましたように、この政令上の表現といたしましては、これまでに也有る立法例に従いまして、地域の創意工夫の中でいろいろ出てまいります施設が可能となりますように、例えば休養施設でありますとか、教養文化施設でありますとか、スポーツもしくはレクリエーション施設でありますとか、宿泊施設等というような規定の仕方になろうかと実は思つております。そういうものについて、具体的にどんなイメージがあるかといった点につきましては、これは先ほども申し上げたかと思いますけれども、休憩舎、あずまや、展望台等もございましょうし、樹木園、体験林業施設、野外劇場等もありましょうし、また野営場、遊歩道、林間広場、フィールドアスレチックといった施設もあろうかと思います。これはこれまでに実際にはこういった例がござりますけれども、およそそういうところで見られるものが対象になるであらうというふうに思つております。

○前島委員 先ほど長官は、施設の中にゴルフ場は想定しない、こういうふうに言いましたけれども、後でちょっと議論しますけれども、長官の方

で想定してなくたって、僕はこの法律から見ると、できる可能性があるというふうに思つてゐるわけあります。その議論はまた後でしますけれども、私は、ゴルフ場もでき得る、可能性がある。こういうふうに見てゐるわけですが、その場合、先ほどから見て、ゴルフ場は入るか入らないか。ある観点から見て、ゴルフ場は入るか入らないか。ある森林の持つている機能がマイナスにならなければいいじゃないかという議論ではなくして、積極的な意味で森林の持つ機能を高度に發揮させるという観点から見て、ゴルフ場は入るか入らないか、その辺の基本的な考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○齋藤政府委員 森林に設置されますスポーツ、レクリエーション施設といったものを一般的に見ますと、それはスポーツ、レクリエーション活動をする人たちに対しまして、森林の持つすぐれた景観でありますとか、快適な環境を提供するということがあります。それで、これは森林の保健機能を発揮するということに当たると思います。したがいまして、そのための施設を整備することは、森林の持つ保健機能を高めるというふうに言えると思います。

ただ、その場合、これが大事な点でありますけれども、あくまで森林の果たしておるその森林の役割を発揮しながらこれを展開するということが基本的な考え方でございます。言いかえますと、具体的には第二条第二項の定義にありますように、「その設置によって森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る。」こういうふうに明定をされど、その設置によって森林の現に有する保健機能を発揮しながらこれを展開するということが基本的な考え方でございます。言いかえますと、具体的には第二条第二項の定義にありますように、「その設置によって森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る。」

おるわけでございまして、したがいまして、これを具体化した総量規制や技術的基準から実際の具体的な森林保健施設というものを判断していくということになるわけでございます。

○前島委員 要するに、森林の保健機能という立場から見てもゴルフ場は入るということですよう。そういうふうに理解してよろしくうございま

すね。その他の持っている機能を侵さない限りにおいてといふ、こつちの消極的な部分じやなくして、積極的に本法の目的である森林の持っている保健機能を増進させるという立場から見てもゴルフ場は考えられる、こういうふうに理解してよろしくうございますか。

○齋政府委員 ただいま申し上げました総量規制あるいは技術的基準に適合しなければならないわけでございまして、それでは今おっしゃいますよう一般に見られる形のゴルフ場がそういうた基準に適合するかどうか、こういうことになろうかと思ひます。ただ、具体的に私ども学識経験者の御検討を仰ぎまして現在考えております基準は、總量におきましても、裸地の場合には全森林の一割、草地の場合でも三割ということをございますし、傾斜の問題もござります。また一ヵ所当たりの施設、これはゴルフ場につきましては、恐らくクラブハウスでありますとか各一つ一つのコースでありますとかいうものが施設に当たることになりますけれども、一ヵ所最大で三ヘクタール以上ありますとか、建物につきましては一千平米以内でござりますとか、また施設間の距離は五十メートル以上であるとか、物によれば百メートル以上であるとか、それからさらに切り土、盛り土の規制等々がござりますので、そういうものに照らしますと、一般に見られるゴルフ場といふのは私どもの考え方ではとても基準に合わない、そういう実態にあると思っておりますので、先ほど来ゴルフ場は想定してはおらないというふうに申し上げております。

○前島委員 要するに長官の考えは、技術基準の方で合えばゴルフ場はええんだ、本来の森林の持つている保健機能の増進という観点から見るとゴルフ場は入らない、こういうことだと私は思ひますので、これ以上このことについては——もし違つたら長官言つてください。私は今の話から見ますと、この技術基準の方に合致すればええんだということだと思いますので、もし違つたらまた

後であれしてください。

そこで、いわゆる現行ある保安林制度あるいは開発許可制度と本法における一連の認定との関係についてお聞きしたいんですが、まず最初に、現在の森林法等々である林地開発許可制度、保安林制度の特徴といいましょうか原則といいましょうか、要点を簡単に御説明願いたいと思います。

○齋政府委員 林地開発許可制度は、一般の民有林におきまして乱開発を防止しなければならないといった観点で設けられて運用されておりましてことは御承知のとおりでございます。また保安林の解除につきましても、これを他用途に使うために保安林でなくする、林地でなくするといった事態にこたえるための制度として手続が決められておるということでございまして、一つの点を申し上げますと、これは森林を森林以外のものにする、こういうことになる場合であろうかと思います。

いずれにしましても、これまで森林でございましたし、また、周辺の国土保全その他配慮すべき事項がござりますから一定の規制がございましたり、代替施設をつくるという条件がございましたり、これは森林でなくするにしましても、もちろんの配慮をして適正に行っていこうという制度になつておるわけでございます。

○前島委員 林地開発許可制度が出てきた四十九年の森林法の改正の議事録いろいろ読んでみると、当時の開発アームという形の中から議論をされて、この制度で守れるかどうかというかなりの議論がなされているようあります。

そこで、まず手続的な問題でちょっとお伺いします。

この法の方には出でこないけれども、議事録には出でますが、局長通達において、いわゆる開発を許可する過程において地方自治体等々の意見を聞け、あるいは、県が許可するわけですから県の森林審議会等々の意見を聞け、こういうふうに理解してよろしくうございますか。

○齋政府委員 林地開発許可の場合はござりますが、都道府県知事に申請書が提出されるだけでござります。それで知事が必要に応じて、おっしゃいました関係市町村長、都道府県森林審議会等の意見を聴取するということを、これは運通達で指導をしておるという実態でございます。

○前島委員 そこで、手続のことともう一つ、許可の条件の問題ですが、いわゆる林地開発許可で

が、都道府県知事に申請書が提出されるだけでござります。それで知事が必要に応じて、おっしゃいました関係市町村長、都道府県森林審議会等の意見を聴取するということを、これは運通達で指導をしておるという実態でございます。

○前島委員 そこで、手続のことともう一つ、許可の条件の問題ですが、いわゆる林地開発許可でありますね。国土保全と水源涵養と環境保全、こういう三つの条件の中で、それを侵さなければいいよ、こういう形になつておるわけですね。今度は、それにかわり得ると言つては語弊がありますけれども、かわり得るものは何に該当するのでございましょうか。

○齋政府委員 ただいま林地開発許可の基準として三つの点があるという御指摘がありましたが、その三つの点が法律に書かれておりまして、それを具体的に運用いたします際に通達におきますたし、また、周辺の国土保全その他配慮すべき事項がござりますから一定の規制がございましたり、代替施設をつくるという条件がございましたり、これは森林でなくするにしましても、もちろんの配慮をして適正に行っていこうという制度になつておるわけでございます。

○前島委員 林地開発許可制度が出てきた四十九年の森林法の改正の議事録いろいろ読んでみると、当時の開発アームという形の中から議論をされて、この制度で守れるかどうかというかなりの議論がなされているようあります。

そこで、まず手続的な問題でちょっとお伺いします。

この法の方には出でこないけれども、議事録には出でますが、局長通達において、いわゆる開発を許可する過程において地方自治体等々の意見を聞け、あるいは、県が許可するわけですから県の森林審議会等々の意見を聞け、こういうふうに理解してよろしくうございます。

この法の方には出でこないけれども、議事録には出でますが、局長通達において、いわゆる開発を許可する過程において地方自治体等々の意見を聞け、あるいは、県が許可するわけですから県の森林審議会等々の意見を聞け、こういうふうに理解してよろしくうございます。

○前島委員 基準がいい悪いはまた後であれしませけれども、そうすると、これからはこの基準が開発を許可する条件だよ、クリアしておるかどうかということだよ、こういうふうに理解できるところの基準を計数的にこれはこれまでになくきちんと決めていく、こういうふうに考えておるところでござります。

○前島委員 基準がいい悪いはまた後であれしませけれども、そうすると、これからはこの基準が開発を許可する条件だよ、クリアしておるかどうかということだよ、こういうふうに理解できるところの基準を計数的にこれはこれまでになくきちんと決めていく、こういうふうに考えておるところでござります。

〔杉浦委員長代理退席、委員長着席〕

○前島委員 技術基準のことはまた後で議論しませうからいいですけれども、それがクリアされたところの基準を計数的にこれはこれまでになくきちんと決めていく、こういうふうに考えておるところでござります。

○前島委員 基準がいい悪いはまた後であれしませうけれども、それがクリアされたところの基準を計数的にこれはこれまでになくきちんと決めていく、こういうふうに考えておるところでござります。

○齋政府委員 実はこの法案におきまして関係の森林審議会等々で十分反映するように努力せい、こういう通達で出しているような手続は要らなくなりますよとあります。

○齋政府委員 実はこの法案におきまして関係の森林審議会等々で十分反映するように努力せい、こういうふうに理解してよろしくうございます。

○前島委員 地域住民の意向も当然反映していくかなければならぬという点は含められておるわけでございまし

しますけれども、基準に合格さえすれば、手続的には従来の手続とは変更になる、こういうふうに理解してよろしくうございます。

○前島委員 そこで、手続のことともう一つ、許可の条件の問題ですが、いわゆる林地開発許可でありますね。国土保全と水源涵養と環境保全、こういう三つの条件といふのは、森林法で言われるこの三つの条件といふのは、審議あるいは議論する場といふのはこれからはなくなる、こういうふうに理解してよろしくうござります。

○齋政府委員 ただいま基準を政令で定めるといふふうにあるのはお答えしたかもしませんが、もしそうだったといたしますと、省令で定めるといふことここでござりますので申し上げておきたいと思います。

そこで、現在この法律の二条の二項二号でこの施設についての基本的な考え方方が打ち出されておるわけでございますが、そこにはつきり書いてござりますように、「森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る」ということで、この施設の性格とその自然条件でござりますとか水の利用状況等を総合的に勘案しまして、防災施設、貯水池等の設置計画、あるいは残業管理する森林の割合等、厳正に審査をしておるという実態でござります。

今回の法案で出しておりますのは、これが法律におきまして公益的な機能が妨げられないようないう保全林に対する規定等のほかに、具体的に先ほど申し上げております総量規制あるいは個別の技術的な基準といふものを政令で定める、こ

て、具体的に申しますと、保健機能森林の区域でございますとか区域内の施業の方法、森林保健施設の整備に関する事項等につきましては、地域でこれでこれを決めるというふうになつております。したがいまして、その地域森林計画を樹立すれば、たゞ変更する場合には、森林法の規定に従つて関係県森林審議会あるいは関係市町村長の意見を聞くということになるわけでござります。

○前島委員 そうすると、今度は施業計画の際に森林審議会に諮るからそこで意見を聞くようになります、こういう理解でよろしくうござりますね、いいですね。

じゃあ保安林のことについて伺いますが、ここで保安林の方は、いわゆる住民の異議申し立てである場合は場合によっては行政訴訟というものが保障されているわけありますけれども、今回本法に基づいて施設を整備する、それが保安林がかかる、こういった場合は、こういう従来あった異議申し立てあるいは行政訴訟等々は發揮できるのかどうなのが、その辺のところを確認をさせていただきたいと思います。

○堀政府委員 保安林の場合のお尋ねでございますけれども、これは解除いたします場合は、保安林の指定目的に即した機能がなくなるということをございまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、一定地域の住民の利益に直接的に影響を及ぼすおそれがあるというわけで、意見書の提出の手続が定められておるわけでございます。これに

○前島委員 そうしますと、結局は保安林解除じゃないんだから、その機能は制度としては残つていいわけだから、結局技術基準のクリアがその保安林を結果において開発するといいましょうか、手をつける条件だ、こういうふうになると思いますね、考え方として。

そこで技術基準について伺いたい。まず、その技術基準の前に総量規制、先ほども議論がありましたが、私はどうもこの総量規制というのがバーセントで来て いますからはつきりしないわけでありますけれども、私の理解力が足らないのかどうかわかりませんけれども、この総量規制になる根拠を、長官、悪いですけれども、もう一度説明をしてくれませんか。

○鷲政府委員 そもそも総量規制の考え方でございますけれども、森林性を保しながら施設の整備を行っていく場合に、森林の機能の低下を防ぐたためにには整備対象森林面積に占める施設用地の面積比率を一定比率以下に抑える必要があるという考え方

○建設委員 ただいまあるのはそこまで申し上げるべきであつたと思いますが、この総量規制につきましては、おつしやるよう分母と申しますか、対象森林面積が大規模にわたる場合に、施設が特定の場所に集中しまして結局その場所をとれば相当大きなものになつてしまふ心配がある、こういふお話をかと思ひます、それは避けなければならぬ、ということで、流域が一番適当かと思ひますが、下流域の集落等の分布状況にも配慮して特定の流域に施設が集中することがないよう流域ごとにこれを適用するということが必要であろうかと思つております。

その点が一つと、それから御心配の点に関してつけ加えますと、技術基準の中で一ヵ所当たりの面積としては規制があるわけでございます。施設間の距離でありますとか、設置箇所の規制でありますとか、切り土の盛り土の制限でありますとかいうようなことが伴つておりますて、御心配のよう大きなものが一ヵ所にまとまってつくられる、その結果悪い影響があるのでないかといふ

配慮した総量規制あるいは個別の一ヵ所等の規制等々からして、それはないのだ、非常に考えにくくいというふうに御理解いただきたいと思います。

○前島委員 余りしつこく言いませんけれども、私は、できると思います。それが広範囲になるから、財政的にというか、経営的に買えないだらうとか、あるいは小流域云々だからできないだらうと思いますというふうに長官は言っているわけでしよう。ここで別な意味で、ゴルフ場は許可しないというようなところは法文上に出てこないし総量規制だと言つていいけれども、分母は規制してなくて率でいくわけですから私はできると思うのですよ。この総量規制という議論の中からは絶対できるだろう。これは長官はできない、こう言つてているので、この法案が施行されたときにどうなるか、いずれまた議論をしたいと思います。

次に、技術基準の設定をされてきた、いわゆる三〇%、一〇%等々というのがこれから決定的な要因になると私は思うのです。この論理構成から見ると、この技術基準を設定したから心配する

対しましてこの新しい法案の場合には、保健機能を發揮すべき森林として指定された区域内の施設整備につきましては、これも先ほど申し上げておりますような総量規制あるいは一定の技術的基準に適合する、また保安林の場合には指定目的に即した機能が損なわれないという場合にのみ、計画が行政庁の認定を受けられる、こういうことになつておりますまして、この認定を受けた計画に従つた施設整備でござりますれば保安林の指定目的に即した機能が維持されるということになつております。したがいまして、直接的な利害関係者に対する意見を聞く、こういうことは定められておりません。それで、なお現行の森林法におきましても、いわゆる三十四条許可、伐採許可でござりますとか作業の許可に当たっては、こうした住民の意見書提出の機会は与えられておりません。これはやはり、森林性が継続する、森林でなくなることによつてその利害関係に直接の影響を及ぼすものではない、こういう考え方であろうかと思ひます。

でございます。そこで現在、裸地利用の場合は一〇〇%以内、植生状態の利用では三〇%以内が安全を見ても適当であるというふうに考えておるわけですが、これは施設設置に伴いまして対象森林の持つ機能の低下を最小限に抑える、それから、その低下分については森林施業の適切な実施等によって補完し得る範囲、こういう観点で検討されまして、そういうふた数字が適当であろうと考えておる次第でございます。

○前島委員 いろいろな言葉としては出てくるけれども、いわゆる総量規制というならば、率を出してきた場合には分母を規制しなければこれはトータルとしてならないわけでして、何々の条件とか何々を満たせばとかいうことになりますと、先ほどの議論に戻ると別な議論が出てくるのですよ。規制というのであれば数字でなければ意味がないのですよ。どうですか、長官。

○前島委員 総量規制なんて言わなければ私はこんなことを質問しないのですよ。今長官が言ったように、下流住民の云々だとか等々を考えて範囲を決めるというのなら、私はこんな質問はしない。総量を規制するから心配するなと言うからこういう質問をするのでして、そうなると思うのですよ。

それで、先ほど小流域は五十ヘクタールと言いましたね。ちょっとゴルフ場を想定してみたいと思うのですけれども、この小流域というのは、ゴルフ場十八ホールなら十八ホールでもいいです、十八ホール全体を含めて小流域というのですか。

○斎藤政府委員 先ほど申し上げましたように、この具体的な技術基準に照らしますと、ゴルフ場ということで私どもが見ておりますようなものは到底基準には当てはまらないというふうに思いました。その判断は結局、五十ヘクタールということを持ち出すまでもなく、その流域別の下流域にも

な、こういうことですから、この技術基準が、いろいろ心配する、あるいは本当に森林が保健機能を高度に發揮するかどうかのすべてだろうと私は思うのです。そういう面で、この技術基準というのはどんな経過の中で、どんな形でできたのか、そして、これの根拠というのは自信を持つて林野庁は言い得るのか。その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○**農政府委員** 総量規制なり技術基準が非常に重要な役割を果たすものである、それが一つこの法律自体にも不可欠の要素になつてゐるという点はおっしゃるとおりでございまして、私ども、この基準につきましては、技術的に見てきちんとしたものであることはもちろん、それが一般にも納得されるものでなければならぬというふうに考えております。

そういう観点で、これまでこの法律の検討とあわせましてこの技術基準をどのようにつくるかという検討はしてきております。具体的には、その道の専門家でございます大学教授でありますとか、研究者等の学識経験者で専ら構成していただきました研究会を開催して検討を行つたわけでございます。したがつて、これは純粹にと申しますが、科学的な根拠に基づいていろいろ数字が出でておる、こりうふうに思ひます。当然これでわせましてこの技術基準をどのようにつくるかなどは、私がしつこく聞いたのは、林地開発許可制度とか保安林解除における地域の声、自治体の声、あるいは森林審議会の中では、数字で示したマイナス分をカバーする方法でないか、こりうふうに私は理解するのです。だからそこを大事にしてくれというのですよ。

例えは、私のところは静岡で新幹線の三島、沼津、富士のあの周辺なんです。愛鷹山というのがあるのです。その裏に富士山があるのです。そしてわざか數百メートルしか離れていないところにはちよと愛鷹山、富士山に雨が降ると田んぼがそのまま流れてしまつという地域だったのです。そこまでわざか數百メートルしか離れてないところに通称浮島という湿地帯があるのです。その後に二十万の沼津市民と富士の人たちがずらつといつたのです。これは浮島と言われるだけあって、かつてはちよと愛鷹山、富士山に雨が降ると田んぼがそのまま流れてしまつという地域だったのです。そしてやつと水路をつけて、せめて流れない

ようにはしたけれども、依然湿地帯なんです。その地域に学校が建つてゐるけれども、傾きそうな危険性があるという地域なんです。愛鷹山なんかの部分があると私は思ひます。というのは、土地条件とか周辺のいろいろな条件というのが特に地域によつて違つてくるわけですね。例えは、想定する地域と住民が住んでいる地域の距離の差だとか山の角度だとか、いろいろな条件が違つてくる。あるいは一つの自然の条件、雨量についても、地域によつても雨の降り方というの違つてくるのです。わずか百メートル、一百メートルでも、山

の方はいつも降るところと全然降らないところという形で、数字ではあらわせないような条件が地域で非常に違つてくるわけですよ。そういうところは、この数字でもってそれをかなり固定してしまったといいましょうか。これが大きなウエートを占めたところでは非常にマイナスの危険性が伴つてくるわけです。私はそう思うのです。そういう意味で、数字を出してびしと取り締まるというこのプラス面はいけれども、地域によつて事情が違う、条件が違う、マイナス面が必要なときましては、技術的に見てきちんととしたものでなければならないというふうに考えております。

○**農政府委員** 数字を示す場合にいろいろ気をつけなければならない点があるわけございまして、基準の中におきましても、例えは傾斜に応じてどう

あるとか、樹冠疎密度に応じてどうであるとかいうきめ細かな検討が実はなされておりまして、それによって、一つの数字ではございませんで幾つかの数字が示されております。ただ、それも數字でございますが、現実にそれを当てはめる場合に、保安林につきましては、この基準と同時にそれが並んで、対象森林の全部または一部が保安林

の場合は、その指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限つて認定をするのだと並んで、この法律でも決めておるわけござります。

それからまた具体的にこれを行つてまいります場合に、先ほど申し上げました地域森林計画で各地の実情に応じて決めることになつております。

○**農政府委員** この法案に基づきまして保安林の中に森林保健施設を整備するということでございまして、保安林は保安林といふことでございます。

○**農政府委員** この法案に基づきまして保安林の申しますと、例えは不動産取得税のようなことが

思ひますが、これも現行で特定の公益的用途に供するために取得する場合で、担税力等の問題もあると思ひますが、特例がござります。したがつて、原則的にはこれが適用されることになると思ひます。

○**前島委員** 私はその辺のところも議論があろう

と思います。  
それからもう一点、時間がありませんので要望としては数字であらわしたことの危険性がいっぱいあります。  
○**前島委員** 長官いろいろ言いますけれども、林地許可制度と保安林解除時における住民の反映の御注意の点は十分生かしながら運用してまいりましたと考へております。

それからもう一点、時間がありませんので要望としておきますけれども、いわゆる罰則と監視体制の問題。ここをちゃんとおきませんと、どんなにいい規定、ルールをつくつたつて何の意味

めには、長い歴史を持つて、長く住んでいるその地域の人の声を聞くものはちゃんと保証しておきます。これが決定的なウエートを占めていく怖さといいましょうか、マイナス要因は地域によつていつぱいあるのです。それをカバーするには地域の声なんです。自治体の声なんです。住民の声なんです。これを何らかの形で、本法をやつていく過程において明確にしてもらわないと、とんでもないことが起らぬとも限らない、こりうふうに私は思いますけれども、どうですか。

○**農政府委員** 数字を示したことのよさ悪さと申しますが、悪さの面もあると、いう御指摘でござります。まず数字を示す場合にいろいろ気をつけなければならぬ点があるわけございまして、基

準の中におきましても、例えは傾斜に応じてどうあるとか、樹冠疎密度に応じてどうであるとかいうきめ細かな検討が実はなされておりまして、それによって、一つの数字ではございませんで幾つかの数字が示されております。ただ、それも數字でございますが、現実にそれを当てはめる場合に、保安林につきましては、この基準と同時にそ

れと並んで、対象森林の全部または一部が保安林

の場合は、その指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限つて認定をするのだと並んで、この法律でも決めておるわけござります。

それからまた具体的にこれを行つてまいります場合に、先ほど申し上げました地域森林計画で各地の実情に応じて決めることになつております。

○**農政府委員** この法案に基づきまして保安林の中に森林保健施設を整備するということでございまして、保安林は保安林といふことでございます。

○**農政府委員** この法案に基づきまして保安林の申しますと、例えは不動産取得税のようなことが

思ひますが、これも現行で特定の公益的用途に供するために取得する場合で、担税力等の問題もあると思ひますが、特例がござります。したがつて、原則的にはこれが適用されることになると思ひます。

○**前島委員** 私はその辺のところも議論があろう

もないことありますから、ちょっとやりたいのですけれども時間がありませんのでやりませんけれども、この罰則と監視体制というものをちゃんとやつてほしいということをお願いをしておきます。

最後に大臣にちょっとお聞きしたいのですが、時間があつたらヒューマン・グリーン・プランのことで細かく質問したいと思っていたのです。今林野庁の方がヒューマン・グリーン・プランという計画を持っている。そして私の富士地域の方もその一環として調査活動が始まっているわけです。ある報道によりますと、ヒューマン・グリーン・プランの一環として、国有林を使って百ヵ所のゴルフ場をつくりたいという構想を持つているやの報道もあるのです。百ヵ所ですよ。これが違っていたら違っていると言つてもらつていいですけれども。私の地域は、先ほど出ましたリゾート法で富士山のそ野から伊豆半島の半分がリゾートにかかる。新たに四ヵ所のゴルフ場が許可された。現在富士山周辺にゴルフ場が四十二あります。それに今度は富士山の国有林をヒューマン・グリーン・プランの対象にして、何をやるかについてはまだ調査段階ですから決まってないと思うけれども、こういう一連の考え方からすると、林野庁、一体本来の林野行政というのは何だったのかなということを改めて聞いてみたい側面もあるわけなんです。しかも、ヒューマン・グリーン・プランの計画について私は全面的に否定はしないのです。ゴルフ場そのものも全般的には否定しないけれども、やはり本来の林野行政というもの、森林の持つている本来的な機能、役割といふものを大事にした上でヒューマン・グリーン・プランの推進にせよ林野行政をやらないと、何だとうものだうと私は思つていています。心配をする懸念をする。今度の法案に対するいろいろな懸念も一連のそういう行動といいましょうか施策の中から出していることを否定できません。前島質問でも指摘されましたように、こうなれば国民や地域住民の理解をするところでは、大部分のゴルフ場は今度はとにかく対象にならない、こう受け取るわけですね。しかし、一般に見られるような形態ですから、一般に見られないような形態があるのかどうか知りませんが、一〇

大臣、本法の施行と同時に一連のヒューマン・グリーン・プランを含めた施策について大臣の決意

リーン・プランを含めた施策について大臣の決意時間があつたらヒューマン・グリーン・プランのことを聞いて質問を終わりたいと思います。

○鹿野国務大臣 森林をいろいろな形で活用していくことの中におきましては、基本的には森林の保全機能を増進していく上におきましても森林制度の保全に十分留意をしていくことが大事なことだ、こういうふうに思つておるところであります。

○前島委員 終わります。

○近藤委員長 次に、石橋大吉君。

○石橋(大)委員 私はきょうは社会党では四人目

ですから、野球でいえば四番バッターで最強力な打棒を發揮することにならねばならぬわけです

が、今前島質問で大体強力打線は終わって、私はきょうは本来の四番バッターとちょっと違いますが、幾つか補足的なことを最初に伺つておきたいと思います。

まず、今度の問題で当面一番関心もある重要なのは、すばり言つてゴルフ場の問題だと思います。そこで、今までかなり詳細にわたつて質問がありました。高木課長も朝日新聞の藤原宇都宮大

学教授の「論壇」での記述に対し反論を書いて

いるわけですが、その中でも、一般に見られるよ

うな形態のゴルフ場は対象にならない、こう明確に言い切つておられるわけであります。午前の

全国森林組合連合会専務理事の泉總能輔参考人の意見でも、森林組合としてもゴルフ場などは今度

の場合全く対象にならぬというふうに受けとめて

いる、こういう明快な参考人の意見陳述もありま

した。また、先ほど来から齋長官の話を聞いてい

ますと、一般に見られるような形でのゴルフ場は

対象にならないと言つておられるわけでありま

す。前島質問でも指摘されましたように、こ

うなれば国民や地域住民の理解をするところでは、大部分のゴルフ場は今度はとにかく対象にな

らない、こう受け取るわけですね。しかし、一般に見られるような形態ですから、一般に見られない

ような形態があるのかどうか知りませんが、その辺ちょっとお答えいただきたい。

○鷹政府委員 私も先ほど来、一般的に見られる

ようなゴルフ場は想定されないと申し上げておりますが、現実に今開設されておりましたりあるい

は造成中のゴルフ場で、この条件を何とか満たせ

るというようなものはございません。したがいま

して、無理無理その基準に合わせてどんなものが

できるかということになりますと、ちょっと想像

できないわけでありますけれども、ゴルフ場とは

何かということにもなるかもしませんけれど

も、ちょっと練習をやるとかいうような規模のも

の等はあり得るかも知れません。ただ、一般にや

はり心配されおります開発なしはそれに伴う

問題が生ずるということで指摘されておりますゴ

ルフ場といったようなケースは、これはこれまで

どおり林地開発許可でありますとか保安林の解除

でありますとか、そういうようなことでやはり行

われていくことになるのではないかと思つております。

○石橋(大)委員 しつこいようですが、もう一つ

念のために聞きますが、とにかく特別に許可しな

きやならぬものの場合はちょっと想像がつかぬ、

こういう話ですが、例えば普通十八ホールのもの

を半分にして九ホールくらいで、練習用のゴルフ

場だと称してそういうゴルフ場を建設しようとした場合には、これはどうなりますか。

それはそれとして、余り時間がありませんからちょっと次に進みますが、問題は、今度できる法律の適用から、さつき長官もちょっと触れられましたように、現在の林地開発許可制度あるいは保安林の解除の手続をとる、この境界はどういうところに線があるわけですか。例えば総量規制でさつきから説明があるような条件を超えたときには、現行保安林地開発許可制度や保安林の解除手続をとる、こういうふうに理解していいのですか、どうですか。

○鷹政府委員 林地にいろいろな施設設備を行つてまいります場合に、この法案に乗るものにつきましては、その区域でございますとか、その基準でございますとか、これが当然適合したものでなければならないわけでございます。そのほかの目

的で森林を転用したいといった一般的に見られる

ようなケースにつきましては、これは大きいもの

はもちろんありますけれども、小さいものにつきましても、林地開発許可なり保安林の解除なり、これまでの手続がこれまでどおりあるわけでございまして、そういう処理になろうかと思います。

○石橋(大)委員 次に、ゴルフ場はほとんど九九%

対象にならぬ、こういうふうに理解していいよ

うな感じの答弁ですが、ゴルフ場ができた場合に

一番心配なのは、御承知のように農薬の汚染です

ね。こういう農薬の汚染について総量規制の関係

があるのかどうか知りませんが、そこらはどうい



今日の大きな規模での減少、地域規模の環境問題とも関連いたしまして、早急に対策を要する課題である、大変重要な課題である、このような認識を持つております。

御承知のとおりに、国内におきましては一千万ヘクタールの人工林の造成実績を有する林業国といたしまして、従来から熱帯林の保全、造成に資するために、専門家の派遣なりあるいは研修員の受け入れなどの技術協力や資金協力等を実施するとともに、国際機関を通じた協力をを行つてまいります。今後とも、今お話をいたしましたとおりに、これまでの海外林業協力の実績を踏まえ、熱帯地域における森林の持続可能な開発と失われた森林の早期開発を図るために、より一層積極的な役割を果たしてまいりたい、このように考へておきまます。

○石橋(大)委員 今の問題に關連しまして、もう一つ二つ伺いたいわけですが、二つ目の問題は、私は、さつき言いましたように厳しい国際環境の中我が国が果たすべき一つの具体的な措置として、国連において国際的な森林の保全と利用に関する国際森林条約(仮称)を制定すること、あるいは輸入木材に対して一定の課徴金をかけて、森林の保全、再生のために運用する国連機関に創設する地球森林基金に提出をして、熱帯林の消失が著しい発展途上国の森林の保全と育成に当たることなどについて積極的なイニシアチブを農林水産省にとつてほしい、こういうように思つておるわけですが、国際条約の問題は農林水産省の枠を越えてもう少し大きな問題のようですからこれは一応別にしましても、今の地球森林基金の問題等に関してはどういうふうにお考えになつておるか、ちょっとこの機会に参考にお答えをいただきたいと思います。

○鷹政府委員 热帯林の保全、環境問題等、積極的に我が国として取り組むべきであるという御意見に対しましては、ただいま大臣からも申し上げましたように、我が国としても積極的に取り組んでいく必要があると考えておきまます。

す。これはおっしゃいますように、国際的な連携のもとに取り組む、こういう面も当然あるわけである、大変重要な課題である、このような認識を持っております。

推進する、こういう努力もいたしております。また、FAOが熱帯林行動計画を定めまして、各国協調した行動を進めておりますが、これにも積極的に参画いたしまして、熱帯林の保全のための活動を進めていく必要があろうと考えております。ま

もう一つ、お尋ねの地球森林基金というふうに

おっしゃいました点でございますが、どういう内

容の、またどういう機能のものか、必ずしも十分

承知しておりませんので、申しわけありませんが、

的確な答へにはならないかと思ひますが、例え

財源として輸入課徴金を課しまして、それを原資

として発展途上国の造林費用等に充てるというよ

うな構想もよく言われるわけでございますが、そ

ういった点につきましては、発展途上国を含めま

してその木材の生産国の立場からどうかという問

題が一つあるかと思ひます。木材生産国から申

しますと、我が国の関税の引き下げ等といった市

場アクセスの改善について日ごろ強い要請があ

るわけでございまして、その課徴金といったもの

についてどういった反応になるものか、また、課

徴金の負担ということになりますと、当然国内の

消費者の納得が得られるかどうかというようなこ

とも考へられるところでございまして、いずれに

しましても慎重な検討が必要ではないかという感

じがいたしております。その点だけ申し上げさせ

ていただきたいと思います。

○石橋(大)委員 さつき言いましたように大変厳しい国際環境のもとにありますので、具体的にひとつこたえられるようことで御検討をいただきたい、こういう要望をしておきたいと思います。

もう一つ、そういう状況の中で、さつきもちょっと言いましたように、最近の我が国の森林は、年平均七千六百万立方メートルずつも蓄積を増加させている。大体外材の輸入量とほぼ同じ、こういう状況なんですね。やはり国際的な批判にこたえていく必要があると考えておきまます。

るためにも、この際、我が国の木材の生産量とい

うか自給率といふのか、これを思い切って大幅に上

げる必要があるのじやないか。穀物自給率六〇%

の提唱もしておるわけですが、この際木材自給率三〇%は当面五〇%ぐらいに十年ぐらゐの間に上

げます。国内生産を向上させて自給率を上げていくべきだといふ御所見でございま

す。国内生産を大いに振興しなければならないと

いうことは、私どもそのとおりと考えております

して、もちろんの林業諸施策をこれまでも講じて

おりますし、今後さらに強力に進めていかなければ

ならないと考へております。その場合、日本の

森林の現段階におきます歴史的な局面と、いうもの

も十分心得て進めなければならないと考へております。

ところでございまして、先生御承知のように、戦

後造林の山が主体でござりますので、この資源の

充実を図りながら本格的な主伐期を迎えるまでに

國産材時代の態勢を整備していかなければならな

いというのが緊急の課題だらうといふに考へ

ておりますところでござります。したがいまして、そ

ういった今後の長期的なもろみの中、國産材

の供給割合をふやす、それによつてまた自給率と申しますが、國產材が主体となる時代を築いてい

かなければならぬと考へているところでござい

ます。

○石橋(大)委員 次に、森林総合整備法の制定について、ちょっとこの際林野庁の考え方を聞いておきたいと思いますが、いづれ私どもも森林総合整備法案なるものについて機会を見て提出をした

い、こういうふうに考へておりますが、今度の森

林保健法案もある意味ではそうですけれども、今

や森林は、所有形態などの違いを越えて国民共有

の財産として維持整備をし、また利用しなければ

いけない、こういう時代の要請になつておると思

うのです。これまで森林は、主として個別所有

による森林経営として市場経済の枠組みの中で造

るためには、このシステムは限界に來ている、こうい

うふうに思ひます。国民が豊かな森林を保有し、その恵みを多様かつ多面的に享受し得

るために、長期的に総合的な視点がますます必

要になつてゐるのではないか、こういうふうに思

います。現在森林資源の維持培養を図るために森

林法がありますけれども、これもさつき言いま

す。さつきから問題になつておりますが、保全林制度

による個別經營を前提としたものですから、時代

の要請にこたえるという点では十分でないんじや

ないか、こういうよう思つてゐるわけでありま

す。さつきから問題になつておりますが、保全林制度

の問題にしましても、いろいろと空洞化をしつつ

あります。きょうから問題になつておりますが、保全林制度

かなければならぬと考えておりまして、諸施策の充実等に取り組んでいかなければならぬと考えております。今後そういうことをいろいろ進めしていく中で具体的に法的な措置も必要になるということがございましたら、当然立法措置等についての検討を加えまして、森林林業政策を一層積極的に展開するといった観点から、森林林業政策全体の中で検討をしていく問題かと思つております。

○石橋(大)委員 次に、地域林業の確立についてひとつ伺いたいと思います。

御承知のよう、農業基本法に対する林業基本法が制定をされまして、いわば構造改善政策を通じて経営規模を拡大をして、都市勤労者世帯の所得に負けないような所得を得る林業を通じて確保しながら林業の振興を図つていく、こういうことで基本法林政ともいふべきものが追求されてきたわけですが、さつきも言いましたように外材の輸入が膨大にふえたこともありまして、結果、残念ながら林業基本法の最大のねらいは実現をできなかつた、こう言わざるを得ないのではないかと思つております。そしてまた、そういう厳しい状況の中でこれから農山村地域の振興あるいは林業の振興を考えたときに、自治体だとか森林組合を中心にして地域で総合的な施策を展開をしていくことがますます重要になつてきておるのではないか、こういうふうに思います。同時に、そういうことを考えたときに、これはちょっと農水省の権限を越える話になりますが、現在の林業構造改善事業あるいは山村振興対策事業、さらには過疎対策事業、こういうものはもう少し統合的に、縦割りの縄張りを越えて総合的な効果が發揮できるようなものに変えていかないともうどうにもならないようなところにきているのではないか、こういう感じを強く持つているわけでございます。そういう意味で、林業基本法はこの際山村総合振興基本法ぐらいに変えて山村あるいは地域の林業の振興をるべきではないか、こういうふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

〔委員長退席、柳沢委員長代理着席〕  
○鹿児島県委員 ただいま林業、山村をめぐる情勢が大変厳しい中で林業と山村地域の活性化を図つていかなければならぬ、そのため既存の法律についてもその再編と申しますか検討を加えていかなければならぬのではないか、こういった御所見でございます。  
地域の振興につきましては、私ども、そのときどきの政策課題ごとに地域の創意工夫等を生かせる形でそれを伸ばしていくことが基本であろうかと思います。そういつた中で施策の展開を図つておるところでございますが、また地域地域の林業事情、これも生産から流通、加工に至るまでその特性に応じた振興方策が必要でございまして、現実にはその法律並びに法律に伴います施策、助成措置等々によって弾力的に地域資源の有効活用、生活環境の整備等の措置も展開をしておるところでございます。そういう意味におきましては、現在の法律の体系の中いろいろ必要な点が網羅されて進められておるというふうにも考えることができようかと思います。今後とも、それぞれ法律のねらうところを各地域の実情に生かしながら効果的な林業施策を進めていく必要があると考えております。

○石橋(大)委員 抽象的な答弁としてはそなれますが、なかなか深刻ですので、山村地域あるいは林業の崩壊に一日も早く歯どめがかかる考えたときに、これはちょっと農水省の権限を越える話になりますが、現在の林業構造改善事業あるいは山村振興対策事業、さらには過疎対策事業、こういうものはもう少し統合的に、縦割りの縄張りを越えて総合的な効果が發揮できるようなものに変えていかないともうどうにもならないようなところにきているのではないか、こういう感じを強く持つているわけでございます。そういう意味で、林業基本法はこの際山村総合振興基本法ぐらいに変えて山村あるいは地域の林業の振興をるべきではないか、こういうふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

中国地方の山間部でありましても自動車関連の工場では時給三千円だというのです。それでもなかなか労働者の確保ができない。下請の関連工場はどこへ行つても同じような話を聞いていました。時給三千円でもなかなか確保できません。あれこれ手を尽くしてやつと何人かの労働者を手に入れてもら、このころの若い人、と言うとまた語弊がありますが、まず週休がきつとある、残業がない、これでなかつたらさつさとやめていく、こういうわけですが、私も週休がきつとある意味では今まで日本人にはない個人主義的な個が確立をしていくという点では歓迎すべきことかもしれません。ですが、私たち違いました、ある意味では、今までの日本人にはない個人主義的な個が確立をしていく日本人にはない個人主義的な個が確立をしていくという点では歓迎すべきことかもしれません。これが非常に豊かな時代に育ちまして、生まれてから成人するまではほとんどハングリーな生活は経験したことがない、手足を汚してみずから働いたという経験をほとんど持たない、こういう世代であり、また現代の若者がたきかなと思いますが、こういう状況が進んでいきますといよいよもって、農業もですが林業で働く若い人たちの確保はできなくなりつてある、いよいよ決定的な状況を迎つてある、こう私は思ひます。

この三月末ですか、農林水産省の発表では、農業に従事した新規学卒者は二千百人ですが、林業は百人おりますかどうか、林業はちょっと新聞に書いてありませんでしたが、恐らく全国でそこの程度じゃないかと思うのです。私は非常に深刻だと思うのです。そういう意味で、自然の労使関係や何かにほつたらかしておくのじゃなくて、七割、八割に及ぶ森林地帯を良好な状態で保全をしていくために、この際やはり若い人たちが積極的に農業や林業に参入できるよう、ある程度の所得保障を考えると、不十分な社会保障制度をきちっと充実をさせるとか、こういうことを今真剣に考えないといかぬところに来ておる、こういうふうに思いますが、この点いかがでしょうか。できたらこれ、大臣にお答えいただくとあります。

私はついこの間、用事がおりまして広島県のマツダ自動車の関連の工場を数社歩きましたが、今、

題、大変深刻ではないかという御意見のとおりかと思います。したがいまして、林業労働力の育成と所得の確保を図つていくために、林業政策の中でも特に力を入れておる分野の一つとして私ども取り組んでまいりたいと考えておるところでござります。そのため、まず地域の林業生産活動、これを活発にいたしまして、持続的にこれを拡大していくことが基本として必要であろうかと思ひます。それを通じてまたあわせてその就業機会を確保する、林業事業体の育成強化も図つていただくことが必要であると考えておるところでございます。  
それで林野庁といたしましてはそういう観点で、造林、林道、林業構造改善事業等の各種事業はもちろんございますけれども、それとあわせまして林業労働者の就労の安定、就労条件の改善、定着条件の整備について指導を強化する、あるいは就労環境の整備、林業従事者の技能習得、安全衛生の確保といった面につきましても、林業労働者が安心して働ける場を整備していくなければならないといふふうに考えております。これからも林業構造改善事業あるいは林業労働者の就労安定対策といった面で力を入れて対処してまいりたいと考えております。また、社会保障制度につきましても、労働省あるいは厚生省といった関係機関とも連携を図りながら、何といつてもまだ各地区社会保険制度への加入率が低いという状況でございますので、就労の安定化をさらに一段進めるといったことなどによりましてその加入促進について積極的に努力してまいりたいと考えております。

○石橋(大)委員 大臣はどう考えておられますか。せつからおられますから……。  
○鹿児島県委員 ただいま御指摘の林業労働者の問題に対する指導とか、あるいは林業労働者の方

が安心して働く場所をつくつていかなければならぬ、こんなような考え方でこれからも努力をしていきたいと思つております。

また、社会保障制度の充実につきましては、たゞいま長官の方から申し上げましたとおりに、労働省なりあるいは厚生省等関係機関ともしつかり連携をとりながら、非常に低い水準でありますいろいろな社会保障制度への加入促進につきまして、これからも積極的に努めてまいりたい、このように考えております。

○石橋(大)委員 非常に深刻な問題ですから、具体的な処置について、直接的な所得保障などを含めて、ひとつ御検討いただきますようにお願ひをしておきたいと思います。

最後に都市と山村の交流の問題についても予定しておりますが、これも時間がありませんので省きます。

最後に、水産庁に質問をさせていただきたいと思います。日本海における韓国漁船の不法操業の問題について伺いたいと思います。

十月上旬の私の地元紙の報道によりますと、山陰沖での韓国漁船の違法操業、島根、鳥取両県の漁業取り締まり船が確認したところでは、日韓漁業協定や日韓漁業自主規制で合意している規制区域内を中心に八月末までで二千五百五十一隻に達し、過去四年間の年間確認数を既に上回つて最高となつてゐる。うちトロール船は昭和五十九年以来最高の千八百四隻。月別では、日本側が沿岸百マイル以内の沖合底引きを禁止している六一八月の三ヵ月間で千六百六十六隻を占めている。韓国漁船が主に違法操業しているのは、隱岐島周辺の期間禁止区域で、トロール漁の中心はカワハギ、底引き網はハタハタ、カレイ、エビ、カニねらいといつてないわけであります。また、漁業秩序の確立をねらつて六十一年六月に設置された韓國慶尚南道と島根、鳥取両県の漁業友好親善懇談会も、韓

国側の都合で第二回会合が一年以上延期されたままになつてゐるわけであります。

そこで、以下二、三点について簡単に伺ひをしたいと思います。

まず一つは、再三の自主規制合意にもかかわらず、ことし特に韓国船の違法操業が激増してゐる理由、背景を水産庁としてはどういうふうにお考えになつてゐるか。二つ目は、水産庁は鳥取、島根両県の要請を受けて現地を視察する、こういうお考えもあつたようですが、その視察の結果は一体どういうふうにお考えになつておるのか。それから三つ目は、さつき言いました十月に鳥取市で開催予定となつておる韓國慶尚南道の間での会の開催はどうなつたか、開かれたとすれば結果はどうなつたのか、開かれたとすれば結果はどうなつたのか、開かれていないとすれば今後の見通しはどうか。四つ目は、韓国漁船の違法操業がこのまま年々増加をしていくとすれば、日本海の漁業資源は急速に枯渇を招くことになりますし、何よりも減る一方の漁業資源を何とかしてふやすために必死になつて努力しておる島根、島根両県の水産試験場や水産当局などの努力は全く水泡に帰してしまつわけであります。こういう点に対しても、水産庁としては一体どういうふうにして今後対処をされようとしているのか、歯どめをかけようとしておられるのか。この点だけは、大変申しわけないですが、ちょっと伺つて終わりたいと思います。

○東谷政府府委員 お話をございました日本海における韓国漁船の違法操業問題でございますが、まずは違反操業、これは日本側の認識であります、山陰、北陸の沖合水域においては、私は集中取り締まりをしていくとか、それから我が方の水域へ出漁する大型トロール船についての略号表示を大型化するとか、それから国内のいば韓國側の取り締まり実務者の会議を東京で開きました、違反の実情について問題を強く指摘し、韓國側の取り締まり強化について申し入れを行いました。これに対して韓國側は、韓國政府としての取り締まりの強化なり、あるいは国内措置の強化について若干の回答を寄せておりますけれども、まだ残された問題もあるわけでございますけれども、日韓の取り締まり実務者の会議を東京で開きました、違反の実情について問題を強く指摘し、韓國側の取り締まり強化について申し入れを行いました。これに対して韓國側は、韓國政府としての取り締まりの強化なり、あるいは国内措置の強化について若干の回答を寄せておりますけれども、まだ残された問題もあるわけでございますけれども、まだ残された問題もあるわけでございます。

こういった状況に対して、関係漁業者も大変不满を表明をしておりますので、私ども各地域に、もちろんこれは、取り締まりの実施に当たりましては関係の県のお力もかりながら、海上保安庁あるいは水産庁の取り締まり船、各県の監視船のお力もかりて総合的に日本側も取り締まりをしておるわけでございませんけれども、やはり韓國側の取り締まり強化も違法操業をなくす決め手にはなつていいわけであります。また、漁業秩序の確立をねらつて六十一年六月に設置された韓國慶尚南道と島根、鳥取両県の漁業友好親善懇談会も、韓

この増加の原因はいろいろあるかと思ひますが、けれども、韓國政府も自主取り締まりにかなり力を入れておりますけれども、末端の漁業活動に依存する関係者の漁業意欲というものが大変強いものがあつて、韓國政府の取り締まり努力にもかかわらずこのような事態を招いておる。我々も大変遺憾な事態であると思っておりまして、機会あるごとに先方に注意を喚起し、また抗議をしておる

のがあります。本年の六月には、我が方の大臣から先方の部長、大臣に対しまして抗議を申し入れ、九月に入りまして、たまたま上旬に日韓議員連盟の総会がソウルでございましたので、その機会に、議員外交の一環といたしまして、韓國側議員及び関係の役所、団体に対して強い申し入れをしていただいたわけであります。さらに九月の末には、国連総会に出席をいたしました双方の外務大臣の間の話の中でこの問題を強く提起をしたわけでございます。また、十月の中旬でござりますが、けれども、日韓の取り締まり実務者の会議を東京で開きました、違反の実情について問題を強く指摘し、韓國側の取り締まり強化について申し入れを行いました。これに対して韓國側は、韓國政府としての取り締まりの強化なり、あるいは国内措置の強化について若干の回答を寄せておりますけれども、まだ残された問題もあるわけでございます。

それから将来に向けての問題でござりますが、先ほど申し上げました実務者レベルで行いました九月中旬の会議で、先方も取り締まり強化のための略号表示を大型化するとか、それから国内のいば韓國側の取り締まり船の隻数をふやすとか、あれば取り締まり措置の一環としまして罰則を強化するいは集中取り締まりをしていくとか、それから我が方の水域へ出漁する大型トロール船についての略号表示を大型化するとか、それから国内のいば韓國側の取り締まり船の隻数をふやすとか、あれば取り締まり措置の一環としまして罰則を強化するといふことを約束をしております。早急にこれを実行していくように我々督促をするといふことを約束をしております。例え同時に、この会議の際に我が方から提起したばかりの問題もござります。そういうものが着実に実現をして、実効性のある取り締まりが確保できるように、引き続き事務レベルでの協議もできれば急にこれを実行していくように我々督促をするといふことを約束をしております。例え同時に、この会議の際に我が方から提起したばかりの問題もござります。そういうものが着実に実現をして、実効性のある取り締まりが確保できるように、引き続き事務レベルでの協議もできれば急にこれを実行していくように我々督促をするといふことを約束をしております。

化あるいは先方に對する申し入れの基礎づくりをしておるわけでございます。今月の初めに私の方の担当部長を山陰地域には派遣をいたしまして、漁業関係者あるいは団体の関係者と話し合いを行つておるわけでございます。今月の初めに私の方の担当部長を山陰地域には派遣をいたしまして、漁業関係者あるいは団体の関係者と話し合いを行つておるわけでございます。



取り組んでおるところでございます。

指導いたしておりますポイントは、やはり登録された農薬を使用してもらわなければいかぬ、同時に、使用方法なり使用事項なりの使用上の注意事項というものをきちんと守つていただきなければならないかぬ、また環境条件を考慮いたしまして必要な危害防止対策ということも十分やつてもらわなければいかぬ、こういうことでの指導を行つております。同時に、毎年都道府県等と連携いたしまして実施いたしております一般的な農業危害防止運動がござりますけれども、こしもその中で、ゴルフ場の農薬の安全使用の徹底ということを行つたつもりでございます。

各県における取り組み、それぞれの地域の事情に応じてさまざまな取り組みがこれまで既に行われてきております。市町村なりゴルフ場なりあるいは農業の販売業者に対しまして文書で指導したとか、あるいはグリーンキーパー等のゴルフ場の管理者の講習会を開催したとか現地指導、そのほかに千葉なり山梨等の県ではゴルフ場に対する指導要綱の制定といったような形をもつた指導も行われております。この間、残念ながら適切を欠くまでの使用が見つかったという事例も一部にございまして、そういう事例については即刻適正を期するような指導が行われたという報告を受けておるところでございます。

私ども、今お話し申し上げましたような考え方で都道府県を通じての指導をこれからも強めてまいりたいというふうに思つておりますが、一方ことしの八月、民間の関係者によりましてゴルフ場等緑地におきます農薬の安全対策を推進するへん国団体いたしまして、任意法人でございますが、緑の安全推進協会というのが結成をされております。したがいまして、こういった団体との連携によりながら、緑地におきます適正な農薬の指導について点をさらに頑張つていただきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○吉浦委員 ゴルフは私やらないけれどもゴルフ場の近所をよく歩くのですが、基準を守つて

物、そういうものが完全に死滅するような状態にはならないと思うのです。そちらに座つていらっしゃる方はほとんどゴルフをおやりの方だと思つたのですが、ゴルフ場には一匹も蚊がいないのですね。一匹も蚊がない、これは普通常識では考えられません。こうなると、今局長答弁にもあります範囲内の取り締まりだけはしなければいかぬ。私も不勉強ですけれども、ゴルフ場が完成されると、これはどこの所管が監督しているわけですか。造成なり農業部門は農蚕園芸局長が今答弁していますが、完全にでき上がったゴルフ場といふのは省庁はどこがやっているのですか。

○堀政府委員 所管の問題で私がしかと申し上げる立場ではございませんけれども、ゴルフ場につきましてはいろいろ行政的な面で通産省がおやりになつてゐることはあると承知しております。

○吉浦委員 飲料水の問題でもう一点だけ伺つておきたいのですが、現に飲料水として水源涵養保安林、これは今後ゴルフコースの造成を行わせるべきではないというふうに私は思いますが、こうした生活に密接に利用されているような水源涵養保安林、これが直接使用しております水源涵養保安林等にお触れになつたかと思いますが、これはもちろんゴルフ場等として開発することは可能な限り避けるよう指導しておるところでございます。ただ、やむを得ずその保安林の地域にかかる場合等にはかわり水源を確保するというふうに、飲料水を利用しておるわけでございます。そういうふうに受ける方の受益者が承知できるような条件を整えた上で保安林の解除の申請をするというような指導をしておるわけでございます。そういうふうに受

益者の同意もあり、申請がありました場合に、用地選定の妥当性、防災施設の設置等の各要件についても厳正に審査をいたしまして、かつ代替保安林の指定も条件にするといったこともいたしました。解説をしておきたいのですが、特措法でなければならぬ、なぜ特措法になさつたのかという点を伺っておきたいと思うのです。なにが問題か、本法案の問題について伺っておきたいのですが、特措法でなければならぬ、なぜ特措法になさつたのか、この点を伺っておきたいと思います。

○吉浦委員 ゴルフ場の件はそれくらいにさせていただきまして、もとへ、本論に戻しましてこの法案の問題について伺っておきたいのですが、特措法でなければならぬ、なぜ特措法になさつたのかという点を伺っておきたいと思うのです。なぜ森林法の改正として提案なさらなかつたのか。

本法案は、農林水産大臣が保健機能の増進を図るべき森林の設定、整備に関する基本的な事項について基本方針を定め、全国森林計画及び地域森林計画等を追加して定めること、また、林地開発許可等の特例を設けること等、諸事項が森林法に対する特別立法的性格をあらわしている、こう思つてあります。国民の保健休養の場としての森林の存在価値は今後ますます増加するものと想われるわけです。そうしますと、森林行政を行つ上から、できる限り一元的に改正する方が国民にわかりやすいのではないか、こう思います。一部には、今回の林地開発許可等の特例を設けたことは、明治三十一年に森林法が制定されて以来、約九十年日本の森林を守ってきた保安林制度が今崩壊の危機にさらされている、こう指摘する向きもあるわけであります。特措法としたその理由を明確にしておく必要があるのではないかと私は考えておりますけれども、長官、どういうふうにお考えかどうか。

○齋藤政府委員 まず、この法案のねらいといったことは、森林の保健機能の増進を行つてまいります。森林に入林する人々の利便性と申しますか快適性と申しますか、そういった角度から、そのための施設を整備するということが欠くことができない要素でございます。ところが、現行の森林計画制度は御承知のとおり森林 자체の施設に関するものでございまして、施設整備については触れられません。そこで、この施設整備を含めて

森林計画制度のものとに森林の保健機能の増進を適切に位置づけまして規制もしていく、というためには、新たな法制度が必要だということになるわけだと思います。この場合の法律として森林法の改正でというお話をどうぞお聞きしますが、その御指摘あつたわけでございますが、どうしても森林法の体系を超える部分が出てくるということをございまして、新法案を特別措置法という形式で提案をさせていただいているところでござります。

具体的に法体系上の問題として森林法を超える部分というのは、例えば森林の保健機能の増進に關しまして農林水産大臣が基本計画を定めるというような点、それから森林組合の事業の利用の特例を設けるというような点、また、森林法の目的に加えまして今回の森林の保健機能の増進といつたことが国民の福祉の向上に寄与するということも目的に掲げているといったこともござります。また、森林法が森林全般についてその対象としておりますのに對し、この法案は、保健機能の増進を図ることが必要だ、こういう角度から、一部の限られた森林を対象としているというようなことがあります。そこで、政府内部でもそういった点を検討いたしまして特別措置法という形式にさせていただいておるところでござります。

ただ、ちょっとお触れになりました保安林制度等が緩められる心配があるという声もあるというところにつきましては、森林計画制度を土台とするといった森林法との連携はしっかりと書き込んでおるところでございまして、それを緩めるとかいうことではないということもつけ加えさせていただきます。

○吉浦委員 わからない点がありますのでお尋ねをいたしているわけですが、本法案で、保健機能の増進を目的とするものであります、こうなつてますのが、その法文でも「保健機能を高度に發揮させること」という文言を使用しているだけであります。その保健機能とは何であるか、明確にこれとは定義されていないのでないかと思うのです。私もその保健機能ということについて考えてみま

したけれども、何と説明していいのか、森林法を見ますと、保健保安林というものがあります。その指定の目的は「公衆の保健」ということになります。また、森林組合法においても類似の用語が使用されているというふうに聞いておりま

すけれども、保健または保健機能もおむね同じ意味だろうというふうに私は思います。そうしますと、森林法に保健保安林制度、こういうものがあるわけですが、こういうものがあるにもかかわらず屋上にまた屋を重ねる本特措法案を提案した根拠が薄れてくるのではないかというふうに思うのです。私はやはり森林の保健機能の定義を明確にしておくべきではなかつたのか、こう思うのですが、この点教えていただきたい。

○鷹政府委員 森林といつもの国土の保全、水源の涵養あるいは保健休養の場の提供等も含めまして公益的な機能を有しているというふうに一般に理解されておるところでございまして、この森林の保健機能というのも公益的機能の一つとして、すぐれた景観あるいは森林浴等の場になるということを通じましてそこに入林いたします人たちにも快適な環境を提供する機能があるわけでございます。これが森林の保健機能ということ一般に理解をされておるところでございます。

法律上どうかというところでございますが、もう、そいつた目的のために森林の施業とあわせて森林保健施設を整備するといったところに眼目がござりますので、森林保健施設としては、森林の他の機能を損なわないものである、こういう前提のもとに政令におきまして具体的には定義をして決めていく、こういう構成をとつておるところでございます。

○吉浦委員 今定義について答弁をお聞きしましたけれども、林野庁として具体的にどのようなものを想定なさつておられるのか。言葉をかえて言いますと、森林の保健機能としてどの程度の範囲まで考えていらっしゃるのか、お答えをいただきたい。

○鷹政府委員 森林保健施設の具体的な定義と中

しますが、どんなものが当たるのかといった点でございます。

これは、今のように政令で定める、こういうことになっておりまして、政令におきましては、各地域がいろいろ工夫をいたしまして保健機能の増進に役立つ施設を考え出してまいりますものはそのまま的に沿つてそれが極力認められていく必要があります」という角度から、休養施設でございますとか、教養文化施設でございますとか、スポーツもしくはレクリエーション施設でございますとか、それらに伴います宿泊施設等という規定をしていくこうと考えておるところでございます。これは現実には各地で既にいろいろ本件についてのお取り組みがございまして、幾つかの事例ないしは蓄積があるわけでございますが、今申し上げましたその施設の中では、やはり多く見られますのは休憩舎でありますとか展望台等、樹木園、体験林施設、野営場、遊歩道、林間広場等、そういった森林と一体となつてこれを利用していくような施設が念頭にございまして、この点でございます。

○吉浦委員 森林の保健機能の増進に関しては、大臣が基本方針を定めて全国森林計画において基本的事項を定めることから、国有林についても本法案の趣旨に則して対応していくべく、本法案の第十条で「国有林野の活用について適切な配慮をするものとする」こうされていいるわけでありますが、具体的にどのようなことを考えておられるのか、お答えをいただきたい。

○鷹政府委員 この法案で森林の保健機能を高めていこうという対象が民有林でございますけれども、隣接する国有林も含めてこれを一体的に整備していくことがその森林の保健機能の増進をより一層進める上で必要であるという場合があるわけでございます。そういった場合には市町村あるいは国有林野を活用してもらいたいという要望が当然あり得るわけでございまして、そういった場合には国有林野事業との調整を図りながらその活用を進めていくという趣旨でござります。その場

合、国有林野あるいは国有林野の活用に関する法律等に基づきまして、具体的には売り払いでござりますとか貸し付けでござりますとか使用許可等を行つていくということになると思います。

○吉浦委員 次に、保安林の指定の解除の場合についてお尋ねをしておきたいのです。

住民の意見書の提出の手続がこういう場合にはされるわけですから、本法案では盛り込まれていないわけですから、この点が保安林制度の改悪につながるという批判もあるわけです。保安林

としての機能が維持されてきていたという理由づけから盛り込まれなかつたということでありまして、ようけれども、最近の諸情勢から見まして、富士山ろくの名水で名高い柿田川と申しますか、ここでさえもその汚染が問題化しておるわけです。ある日突然にそういう大規模な開発がなされるとなつてこれを利用していくような施設が念頭にござりますとか施設の方法でございますとか保健施設の整備に関する事項を決めるわけでございますが、その地域森林計画につきましては、森林法の規定に従つて都道府県森林審議会、関係市町村長の意見が微されることになつておるわけでござります。さらに具体的な制度の運用に当たりましては、市町村長が地域振興の中心でござりますとか施設の方法でござりますとか保健施設の整備に関する事項を決めるわけでござります。その意見を聞くといふよりも県を通じて十分指導してまいりたいと考えておるところでございます。

先ほども問題になつておられたけれども、朝日新聞の「論壇」でこの法案に関する議論を読ませていただいたわけですが、林野庁は、厳しい総量規制、技術的基準を定めることで保安林の機能は維持されるというふうに主張されております。法律に委任されたその総量規制、技術的基準であるから容易に変えられないとは考えられるが、強化することはある程度緩めるようなことはない河流域に委任されたその総量規制、技術的基準であります。それでもそういう点どういうふうに理解していったらいいのか、この点お答えをいただきたいと思います。

○鷹政府委員 御指摘の基準の点でござりますけれども、これは「森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさない」というふうな定目的を損なうことないことが基本的には、これまでも申し上げておりますように、森林の他の機能に支障を認定を行う、こういう仕組みを御提案申し上げておりますが、これは、これまでも申し上げておられることはあつても緩めるようなことはないといふふうに思つておられるのですが、どういうふうにお考えですか。

して決められるわけでございます。これは法律で明定されておる方針でございますので、今後ともこれに反するといいますか、それをないかしろにするような内容の総量規制なり技術的基準は定めることができないということでございます。

この基準そのものは、この法案の趣旨に忠実に沿いまして技術的な観点から、現在の学問的な、あるいは科学的な知見の上に立って定めるわけでございますので、今後そういう科学的あるいは学問的な面での進歩と申しますか、その蓄積によりますので、今後そういった科学的あるいは学問的な面での進歩と申しますか、その蓄積によりますので、今後そういった科学的あるいは

○吉浦委員 この技術的基準は相当厳しい内容を織り込むことを検討されているようですが、それとも、そういうふうに説明を受けたんですが、そうなりますと、この基準にのつとつてゴルフコース等の造成を行うことは不可能になりはしないか、こう思うのですが、そういうふうに解釈しているのですか。

○吉浦委員 私どもが一般的に見ておりますようなゴルフ場は、この基準に合わないであろう。したがつて、私どもはゴルフ場がこの森林保健施設になることはまずなかろう、こういうふうに思つております。

○吉浦委員 この法案の技術的基準が厳しい内容であるとすれば、現存の手法であります林地開発許可基準に則して開発しようとなることになると思われるわけでございますが、それではこの法案をつくる意味が半減するのではないかと思うのです。

また、現存の林地開発許可制度では乱開発の防

止が達成し得ないという問題が生じているところから、林地開発許可基準の強化は図られるべきではないかと考へるが、この点、どのようにお考えなのが、お答えをいただきたい。

○吉浦委員 林地開発許可制度でございますが、これは災害の防止、水源の涵養あるいは環境の保

全等に支障を及ぼさないように配慮しながら、秩序ある適切な森林の開発が行われるように、その適正な運用についてこれまで指導してきている

ところでございます。したがいまして、今後ともこの林地開発許可制度につきましては、森林を言ふなれば転用する、森林でなくするといった面におきます規制としては適正な運用を図つてまいりたいと考えております。

その場合、現在の社会経済の発展につきまして國土の開発が進んでおるところでございますし、森林の有する水源涵養、災害防備、生活環境の保全といった公益的機能の果たすべき役割も急速に高まつておるところでございますので、この林地開発許可制度におきましても一層その重要性が感じられるところでございます。そのため、今後これをどういう運用をしていったらいいか、今回この法案に基づきます具体的な基準等が明らかにされた折でもございますので、この林地開発許可制度を今後どうするかといった点も検討課題であろう

○吉浦委員 現在の法規では、一ヘクタール未満の林地の開発が連続して行われるような場合、いわゆる林地開発許可基準では縛れないといふ現実があるわけですね。こういう大面積の開発を結果的に許してしまつといふに、いわば脱法行為とも見られるような不心得者が出ていたことは限りませんから、山林が虫食い状態になつてしまふ。こうした弊害は何としても防止しなければならない

○吉浦委員 御指摘の不心得者と申しますか、に対するお考えはどういうふうに思つていらっしゃるのかどうか。

○吉浦委員 件ごとの開発行為を明確にさせずに運用で行われるために大規模な造成によって土地の形質がまるつきり変更してしまうようなことが平然となされはしないかと

思つております。

○吉浦委員 ただいま御指摘ございましたよう

ようなことがあります。私どもは、森林の保全

という観点からいたしまして、安易に造成森林の比率が拡大されないようにということでこれまでも指導しております。

ただいま御示唆がございました自然森林と造成森林の割合をはつきり決めた方がきちんととした規制になるのではないかといった点につきましては、先ほど申し上げました林地開発許可の要件もこの際見直し検討をしていただきたいとも考えておりますので、その中でそういったことの可否等も含めまして検討させていただきたいと思っております。

○吉浦委員 現行の法規では、一ヘクタール未満の林地の開発が連続して行われるような場合、いわゆる林地開発許可基準では縛れないといふ現実があるわけですね。こういう大面積の開発を結果的に許してしまつといふに、いわば脱法行為とも見られるような不心得者が出ていたことは限りませんから、山林が虫食い状態になつてしまふ。こうした弊害は何としても防止しなければならない

○吉浦委員 御指摘の不心得者と申しますか、に対するお考えはどういうふうに思つていらっしゃるのかどうか。

○吉浦委員 件ごとの開発行為を明確にさせずに運用で行われるために大規模な造成によって土地の形質がまるつきり変更してしまうようなことが平然となされはしないかと

思つております。

○吉浦委員 ただいま御指摘ございましたよう

考えております。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお答えをいただきたいのですけれども、この法案は國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大変いい面もあります。保健休養の場としての森林への期待が高まつてきておりますし、森林の保健機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱い期待にこたえられるといったような確信のもとに出来ているわけです。

最近の新聞を見てみますと、これは長野県の野沢温泉村の記事が掲載されました。活字の見出しに「大手の資本はゴメン」あるいは「山村にスキーリゾート開発を展開している」という例が報告されておりました。山村が大手資本の食い物となつたり、リゾートだけが栄えて山村、林業が減ぶようならばかけたことにならないようにしていかなければなりませんけれども、惜しまらくは山村 자체に投資する資金がない。やはり助成措置を含めて地方公共団体なり森林組合を事業主体として進めリゾート開発を導入するなど、強力に指導していかなければ成果は得られないのではないか

か、こう考えるわけです。

○吉浦委員 この法案に対する決意のほどを長官並びに大臣にお尋ねして、終わりたいと思います。

○吉浦委員 林業、山村の活性化を図る上で地域がその主体性を十分發揮して進めることが必要であると考えております。このため本法案におきましても森林所有者みずからが計画を樹立することとしているところであります。森林所有者

以外の者が計画の実行に参画する場合がありまして、従来の森林の保健休養の場としての利用の事例から見まして、地方公共団体あるいは森林組合などが大きな役割を果たすことが重要と考えておられます。したがいまして、森林の保健休養の場としての利用を推進するに当たりましては、御指

得ず一時的に土地の形質を変更した後で、これは、

時期、実施場所の相違にかかわらず一体性を有す

るものとの規模であるということを明らかにいたし

まして、今後も適正な運用に努めてまいりたいと

考えております。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

○吉浦委員 最後に、長官と大臣にもあわせてお

答えをいただきたいのですけれども、この法案は

國民が森林浴を初めとして森林に親しむという大

変いい面もあります。保健休養の場としての森林

への期待が高まつてきておりますし、森林の保健

機能と他の機能との調和を図りながら山村の過疎

化を図りたいあるいは山村、林業家の皆様の熱

い期待にこたえられるといったような確信のもと

に出されているわけです。

摘のようすに地方公共団体や森林組合の積極的な参画を促すよう指導していきたいと思っております。

○吉浦委員 ありがとうございました。終わります。

○近藤委員長 次に、藤原房雄君。

○藤原(房)委員 午前中、参考人の質疑がございました。また御意見があつたり、同僚委員からも各方面からいろいろな論議がございました。森林保健機能の増進に関する特別措置法につきまして若干の質問を申し上げたいと思います。あらゆる角度から随分いろいろと検討しなければならぬということがたくさんあるうと思うのであります

が、それぞれの立場でいろいろお話をございましたが、一部重複する点もあるかと思いますが、どうぞひとつ御了解いただきたいと思います。

最初に、山村振興ということ、今日日本の国情について長々申し上げるつもりもないのですが、四全総に象徴されますように、日本の国が東京一極集中のような形のものを多極分散のような形にすべきである、またあると創生といいますか、そういうものに象徴されますように、各山村等についても十分に配慮をすべきであるということも言われております。また最近は、森林の多面的な機能を利用するべきである、こういうことについても四全総等におきまして若干触れられておりわけであります。そういう中でこのたびの法案が出てきたんだろうと思ひますが、それにしましても、山村振興法という法律があつて山村につきましてはそれなりの対策を講じ、そしてまた過疎法がございまして、明年これは改正しなければならない限立法になつておりますが、また新しい策定をしなければならぬだろうと思うのでありますけれども、山村とか過疎地とか、こういうところにつきまして何らかの雇用の場をつくる、こういうことをいたしませんと老齢化がどんどん進み、そしてまた若い人たちがどんどん流出をする、こういうことが言われてもう久しいわけであります。

本来ならば国土の方に来ていただいて、この

辺のことについて十分に現状を把握しながら今後の方等について議論しなければならぬことだ

るうと思うのですが、本日はこの法案審議

として、山村振興ということについてこの法律が

大きく創出したりまたその地域を大きく変えると

いうことではないのかもしれません、それなり

の効果をあらわす、こういうこと等を念頭に置いておきたいと思います。

○堀政府委員 ただいま御指摘のとおり、過疎化

あるいは高齢化に悩む山村の側から、豊かな地域

資源であります森林を活用していく、具体的には保健休養の場として利用するということも含

めましてそれを地域の活性化に生かしたい、こう

いう要望が強いわけでございます。私ども、こ

の法案を提案させていただいているにつきまして

は、こういった山村の活性化に資するという観点

を大きなねらいとしておるところでございます。

確かに御指摘のように、それではこの法案に

よつて各地において一遍にいろいろな盛り上がり

が生ずるであろうということにならないかもしれません。しかしながら、その個々の山村の地域を

とりますと、その地域の森林資源の総合的な利用

が図られ、またその地域の振興に寄与するという

面では大きな役割を果たすことができるであろう

というふうにも考えておりまして、その運用に當

たりましてそういう面を十分考慮して進めたい

と考えておるところでございます。

○藤原(房)委員 この法案を提出いたしましたのは農水省であります。林野行政に携わる立場か

らしますと、森林を大事にといいますか、しっかりと守り抜いていくことが第一義的に意義があ

るうかと思います。そういう中で、こういう森

林の多面的な機能を利用するという都市の方々

の、都会の方々の要望というか、こういうニーズ

といいますか、こういう時代の推移の中で、森林は森林として大事にするということの上に立つて、要求の大きい、要望の大きい、多面的な保健機能というものもあわせてまた進めようということだ

るうと思うのですが、本日はこの法案審議

として、山村振興ということについてこの法律が

大きくなればならぬ、こ

ういうわけではありませんが、あくまでも起點とい

りますか、山を守り木を守るという立場が厳しく

森林を守る、山を守るという山の側に立つ、どつ

ちの側に立つといつて対立する意見を私は言つて

いるわけではありませんが、あくまでも起点とい

いますか、山を守り木を守るという立場が厳しく

法の制定というものの根本になればならぬ、こ

う思うわけであります。大臣、このたびの法案

を提出いたしました当事者としまして、そこであ

たりの御決意のほどをひとつお伺いしておきたい

と思います。

○鹿野国務大臣 <sub>(委員長退席、杉浦委員長代理着席)</sub> おきましては、ただいま先生申されたとおりに、森林の保全に十分留意をしながら一体となつた形で進めていかなければならない、このように考えております。

○藤原(房)委員 進めていかなければならぬと

いうことはもちろんであります。山を守り木を守るというその本質を外れではならぬ、こういう

ことをしつかりと踏まえた上でこのたびの法案

の提出である、そこからあたりのことをお聞きして

いるのですけれども。

○鹿野国務大臣 今先生申されたような御趣旨に

沿つて、森林の保全というところにも十分留意を

しながらしっかりとやってまいりたいと思ってお

ります。

○藤原(房)委員 自然保護団体の方々のいろいろ

な意見もあるわけであります。リゾート法がで

きました二年、その間にいろいろなことが言わ

れているわけであります。非常に大規模なリゾート

地域、各地にいろいろな計画が立てられる。こう

いう中であります。自然保護団体の方々のいろいろな御意見を聞きますと、とかくリゾート法にな

ぞらえるといいますか、ややそれに似た傾向のも

のではないかと思います。

○藤原(房)委員 リゾート法ができましてから、

んでいくという意向がその中にはあるのではないかという危惧が非常にあります。そ

うことを考えるにつきましても、林野庁としまして、リゾート法とは大きな違い

があるのだろうと思う。そこを、違いがあるといふことは私どもそれなりに理解をいたしております。ですが、リゾート法による大規模開発とこの法案との大きな相違点といいますか、このたびのこの法律が持つ意味といいうもの、この点をひとつ明確にいるわけではありませんが、大臣、このたびの法案を提出いたしました当事者としまして、そこであたたけの御決意のほどをひとつお伺いしておきたいと思います。

○堀政府委員 ただいま大臣からも申し上げまし

たように、この法案は、先生のおっしゃるとおり

森林そのものを維持する、保全するという基本的

な立場でその保健休養の場としての利用を促進す

るというねらいを持つておるわけでございます。

○堀政府委員 たたまて、この仕組みの上でも、林業関係

者の間に定着しております森林施業計画を中心と

した森林計画制度を活用する。それから、地域の

森林所有者の主体性のもとに森林施業と施設整備

の計画的あるいは一体的な推進を図るということ

にしておるところでございます。また、施設整備

したがいまして、この仕組みの上でも、林業関係

者との間に定着しております森林施業計画を中心と

した森林計画制度を活用する。それから、地域の

森林所有者の主体性のもとに森林施業と施設整備

の計画的あるいは一体的な推進を図るということ

にしておるところでございます。また、施設整備

したがいまして、この仕組みの上でも、林業関係

者との間に定着しております森林施業計画を中心と

した森林計画制度を活用する。それから、地域の

森林所有者の主体性のもとに森林施業と施設整備

の計画的あるいは一体的な推進を図るということ

にしておるところでございます。また、施設整備

それぞれ大企業を中心としたしまして各地にいろいろな計画を立てる。市町村もまたこのリゾート法にのつとつて我が町の発展をということでいろいろ計画を立てる。そういう中にあります、このたびの森林の保健機能の増進に関する特別法は森林保健という名目にはなっておりませんが、日本の今までの推移を見ますと、日本の国の七割が森林だと言われておりますが、比較的急峻なところにつきましてはなかなか手がつけられない。今日もまだ、平たん地でありましても遠隔地とか急峻なところにつきましては開発がどちらかというとおくれているわけであります。森林の保健機能云々という大義名分はあります。が、比較的開発しやすが奥地の方に追いやられる、と言うのは語弊がありますけれども、奥の方、深部の方にこういう設定がなされるという形で、非常に大事な保安林指定やなんかがあります地域につきまして対象になる、そういう可能性を考えられるわけであります。

こういう法律をつくるときには今までの経緯もあつていろいろ作成されるのであります。ようが、

そういうところについて、具体的にどうようと

これは、奥地というお話をございましたけれども、必ずしもどこどこということはございません。

市町村長等の意見、地元の事情も十分くみ上げた上でのそれを決めていく、こういうことになるわけ

でございまして、そういうものの中いろいろ適切な整備を進めてまいりたいと考えております。

(杉浦委員長代理退席、委員長着席)

市町村長等の意見、地元の事情も十分くみ上げた上でのそれを決めていく、こういうことになるわけ

でございまして、そういうものの中いろいろ適切な整備を進めてまいりたいと考えております。

森林計画の上ででもその基本的な事項を規定してまいりますが、具体的には、各県におきまして森林と一体化いたしました施設の整備等も行いまして成功をしておる、こういう事例がござります。

かという点から申しますと、この制度いたしま

すと、基本計画を大臣が明らかにし、また全国森

林計画の上でもその基本的な事項を規定してまい

ることになりますが、具体的には、各県におきま

して地域森林計画を変更するなり定めまして、保

健機能の発揮の場となる森林の区域でございます

とか具体的なものを決めていくことになるわけ

でございます。

これは、奥地というお話をございましたけれども、必ずしもどこどこということはございません。

市町村長等の意見、地元の事情も十分くみ上げた上でのそれを決めていく、こういうことになるわけ

でございまして、そういうものの中いろいろ適切な整備を進めてまいりたいと考えております。

○藤原(房)委員 これは実際に実施する段になりますと、山林所有者にとりましてはそれなりのメ

リットといいますか効果が出てくるのだと思いま

す。山村、特に林家の方々の現状というのは、私が

長々申し上げるまでもなく、林業白書の中にもござりますように、林業所得、またその林業所得の

家計費充足率というものの見ますと他産業とは比

較にならないぐらい非常に低い状況にあります。

そういう意味では、これは一遍できることでは

なくて慎重に進めていかなければならぬことだ

うと思うのであります。この法律につつましても

それが開かれていないとといった状況の中で、特用

林産物の収入でありますとか、これも山の産物で

ござりますが、そういうものとあわせましてこ

ういった保健休養の場も大いに活用している、こ

れでございます。これはすべて

そういう実態にあるわけでございます。これはすべ

てのところで同時にというわけにはまいりません

けれども、そういう条件のあるところにつきま

おります。もちろんの事例等を私どもいろいろ調べております。その中で多くのケースといたしまして、市町村、森林組合あるいは森林所有者の共同で、森林と一体化いたしました施設の整備等も

おこなわれています。その辺の効果といふものはあるだろうと思います。その辺のことをつつきましては当然お考えになつていらっしゃると思います。

具体的にこれからどういうふうに整備を進める

かという点から申しますと、この制度いたしま

すと、基本計画を大臣が明らかにし、また全国森

林計画の上でもその基本的な事項を規定してまい

ることになりますが、具体的には、各県におきま

して地域森林計画を変更するなり定めまして、保

健機能の発揮の場となる森林の区域でございます

とか具体的なものを決めていくことになるわけ

でございます。

それから、これを実際やる段になりますと、森

林組合、地方自治体が中核となつてやるようなこ

とになるのだろうと思います。先ほど来同僚委員

からもいろいろなお話がございましたが、大企業

といふようなことではなくて、地方自治体、森林

組合、第三セクターのような形でということを言

われておりますが、この今後の運営に当たりまし

て、その地域の林家の方々、また森林組合、市町

村、これらの方々がどういう効果をもたらされ

ます。また今後どのような役割を担うことになるのか、

その辺のことをひとつお伺いしておきたいと思いま

す。

○堀内委員 森林所有者と申しますが林家にとつてのメリットというお話をござります。

これは先ほど先生もお触れになりましたが、山

村の活性化を図つていく上で、その持つておりま

す重要な資源である森林の機能を大いに利用する

ことによって、所得なり雇用の場としてこれを活

用するという点が基本的に重要であろうと考えて

おります。現にこういった事業に取り組んでおり

ます事例が各地で見られますか、その中におきま

しても、これまで林木の生産にのみ依存しておつ

た、それも、まだまだ植えばかりで年月が浅い

わけでございまして、現実に換金できる道はそれ

ほどは開かれていないといった状況の中で、特用

策、こういうよなことで山村の地域に対しまし

てはそれなりにいろいろな事業を進めてまいりま

した。それはそれで一つの山村の活性化の事業と

いうことで今日まで進めてきたわけであります

が、こういう今までの事業と今度のこの新しい法

律の制度によりますものと今後どうふうに地

域の振興に役立たせていくのか。これは、箇所づけとかいろいろなことからいましてあらあらの

ことはわかるのですけれども、そなたさんある

わけじやございませんから。しかしながら、それ

の機能を発揮できるような形で場所を選定し

てこれらの事業を進められてきたのだろうと思いま

す。こういうものと新しいものとが競合するよ

農林水産委員会議録第二号 平成元年十一月十五日

うな形にならないのか、さらにまたそれを推進することになるのか、その辺についてはどうなんですか。

○鹿児島府委員 ただいま御指摘のよう、林野庁  
といったましましては、これまで森林とのふれあい環  
境整備対策事業でございますとか体験の森整備・  
造成事業等の事業を進めまして、保健休養あるいは  
は教育、文化等の森林の機能を高度に發揮させる  
ためのモデル的な森林あるいは施設の整備を進め  
てきておるわけでござります。また、これは今後  
もその趣旨から充実強化を図つていかなければな  
らないというふうに考えておりまして、来年度予  
算等においてもその面でいろいろ考えていかなければ  
はなるまいと考えております。今回この法案に  
よりまして整備対象の森林が明らかにされ、また  
その整備対象の森林の中で具体的な整備も行われ  
ていく、こういうことでございますので、原則的  
に申しますと、そういったところでこの助成事業  
を行いまして、その整備のお手伝いをしてまいる  
ということが望ましいと考えております。

○藤原(秀)委員 次に、先ほども申し上げました  
が、認定要件としての総量規制とか技術基準の考  
え方ということが非常に大事なことになるのです  
が、これは技術的なことですから専門家の方々に  
いろいろ研究をしていただき技術基準を決めた  
んだということになります。

最近の技術的なことというのは、時代の推移、  
また気候の変化、いろいろなことで考えなければ  
なりません。

ならない時点も来るだろ、うと思いますし、地球自体の温暖化なんということも言われて、あす、あさつてのことではないのかかもしれません、このところ森林を守るということの上に立つて厳しくこれを施行するんだという先ほど来の大蔵初め皆さん方のお話を聞きいたしますと、総量規制やまた技術的基準というものは、相当厳しいものでなければならぬと思いますし、それから、林業を守るという立場に立つた林野庁が企画する、立てるつくる法律でありますから、そういう点については十分な配慮がなければならぬ、こう思うのであります。一つ一つ技術基準とかなんか申し上げる時間もないのですけれども、認定要件としての総量規制とか技術基準、これは非常に大事なことで、先ほど来同僚議員からのお話をございましたから、あちらあたりのところが今の危惧の多いところなんですが、これらのことについてどういう基本的な考え方の上に立つてお決めになられたのか、そしてまた、いろいろな要素等考え合わせて非常に厳格にやつた、そういうことだらうと思うのですが、それ辺のことについてひとつお伺いしておきたいと思うのです。

たものを私どもも示していきたいと考えております。  
個々具体的な事柄につきまして、それぞれの専門の立場から検討が加えられておりますのでこの場である申し上げることは差し控えますけれども、総量規制の問題にしましても、その面積の比率は森林の機能が低下するにしても最小限に抑えられる、またその低下分は森林施業の適切な実施によって補完し得る範囲にするという観点がはつきりしておるわけでございます。また個別の技術基準等につきましても、その規模、位置、構造、配置等にわたりまして必要な観点からの検討が加えられまして、その数値がはつきりしておるということを申し上げておきたいと思います。  
○藤原(脇)委員 今のお話に関連するのであります  
が、この技術基準等につきましてはいろいろ説明いただきましてそれなりに、我々は技術的なことになりますと素人みたいなものですからあれですがけれども、非常にシビアになさつておるという感じがするのでありますが、今後またこの問題につきましては厳しく私どもも勉強していきたいと思  
います。  
そういう森林というものをしっかりと補完するん

そういう森林というものをしてかり補完するん  
だということの上に立つていろいろ進めていくと  
いうことがどうしても大前提にあつて、開発行為  
もまたその原点の上に立つてなさるということで  
あります。が、それに付隨しまして、計画認定に當  
たつての異議、意見の提出機会を設けなかつたの  
はなぜかということは同僚委員からもいろいろお  
話ございました。そのお話の中に、答弁では森林  
機能、公益的機能に支障を及ぼすようなことはし  
ないからなんだということを何度も言われておつ  
たのであります。が、そうしますと今申し上げた技  
術基準とか総量規制とかこういうものが完全でな  
ければならぬということになるわけであります。  
こういうことからいつて認定要件というのは非常に  
に重要なことになりますし、また、保安林解除と  
いうことになりますと、保安林解除の申請をする  
手続がダブるとかなんかということよりも慎重さ

が今要求されておるのじやないか。煩わしさとか、そういうこと等も全部あわせて検討した上で計画を認可するということなんだから同じことを二回することはないと御説明だらうと思うのですけれども、それは事務手続やなんかについてもダブルチェックということがあるのでございまますから、またある程度の時間的な差がござりますと検討しなければならないこともありますと、認定要件というのには非常に重要なことになるのだろうと思ひます。

こういうこと等もあわせまして、同僚委員もいろいろお話ししておりましたが、異議、意見の提出の機会を設けなかつたということについてもつと慎重さが必要だつた、私どもそういう感じがしてならないのですけれども、その辺については基本計画のところできちつと勘案したのだからということでのいいのかどうか、ちょっと危惧を抱く面なんですが、どうなんでしょう。

○堺政府委員 この法律のねらいでござります森林の保全という重要な部分を担保するために、慎重な手続をとるべきではないかという御趣旨は私どもよくわかるところでございまして、これが的確に担保されるというために、先ほど来御説明しておりますような計画制度等の仕組みを申し上げておるわけでござります。この計画制度等の手続の中で厳格な要件に適合する場合にのみこれが認められる、こういうことでございまして、これと対応するとなまされまいわゆる森林法の三十四条許可、立木の伐採でございますとか行為の制限等々の場合に、同様に、これは森林性を失わない場合の手続として異議、意見等の手続が規定して問題とされるということがございます。これはないということもまたあわせて申し上げておるところでございます。

ただ一つ、一般に誤解されてときどきお話をございますのは、これまでの保安林解除の手続が複雑で今回の認定の制度によつてなくなつてしまつうだという理解と申しますが、誤解の上に立ちました場合の手続として異議、意見等の手続が規定していないということもまたあわせて申し上げておるところです。

実は、皆さん御心配になります大きなゴルフ場とか森林性を失わせて開発をしていくといったようなケースにつきましては本制度にはのつてまいりません。これまでどおり保安林の解除という世界の話でございますので、そういった心配されるような開発のケースは、保安林の解除というこれまでの制度にのつとり、かつ、その手続に従つて處理をされるということをございます。先生もお触れになりました新聞の御意見等を拝見しましては、明らかにその保安林解除で対応するようなケースを例にとられましてこの法案を批判されると、どうなことをもござりますけれども、それは私どもよく御理解をいただくようにこれからも御説明をしてまいらなければなるまいと考えております。

○藤原(勇)委員 それとまたもう一つ、林地の開発許可等の特例を設けたこと、これは規制緩和ではないか、こういう懸念も抱くわけでございますが、何といいましてもこの保安林につきましては今十一種類ございまして、総森林の三・二%保安林の指定がある。八百万ヘクタールという大きな保安林の網をかぶつているわけであります。それぞれの機能に応じて、特性に応じて指定がなされいるわけであります。こういう非常に重要な意義を持つていてるわけですが、そこ対しましてもやはりこの今までの手続とは違うということなのでしょうか。事前の審査の中でこれらのことについても十分にするということで、一重でアプローチのように行政としてこういう措置をとられた、先ほど来いろいろ説明をいたしておりますけれども、保安林の重要性ということからかんがみまして、もう少し慎重な配慮があつてよかつたのではないか。

それから保安林につきましても、この保安林解除につきまして事前の計画の中にも、やはり自然公園の特別地域みたいなところについては――これはそういうところにかかるわけはないと思うのですが、例えばなのですがれども、そういうところはもちろん禁伐区とすることになるわけはない

だらうと思つて、今までの基準や何かにつきましては同じ制度の中での運用ということになるだらうと思いますが、今までやつた現行法の中での森林法そのもののやつておるものと、今度は新しい法律にのつとつて行われるものとのかみ合わせみたいなものがきちっと整理されませんと、新法だけ見ていてますと、そつちの方でやらないかなと思つたらどうもそつじやないのだというようなことでなかなか理解できない面もあるのじやないかと思ひます。こちら辺についてちょっと御説明いただきたいと思うのです。

○鷹政府委員 手続面におきまして保安林あるいは林地開発許可がこれまでと違う、本法案の手続が違うという御指摘が間々ございますが、先ほど保安林のところで申し上げましたと同様、林地開発許可の場合におきましても、この法案にのつとつてきちんととした位置づけを与えたもの以外、これまでのような開発に属するものはこれまでどおり林地開発許可で対応をするということでござります。

そこで、保安林あるいは林地開発許可を通じまして、これまでの運用と今度定められた基準等との関係はどうか、こういうお尋ねかと思ひますが、れども、何分今回定めようとしておりますような計量的なはつきりした基準というものはこれまでなかつたわけでございまして、今回この法案の体系の中でそれをはつきりさせるということでございますから、それ以外のこれまでの取り扱いをどうするんだということは当然問題になるわけでござります。私どもこれを機会に、これまでの基準については一定の見直しが必要なじやないか、というふうに実は思つております。したがいまして、今回この法案が制定されまして、基準も明定されるというようなことになりますれば、それを受けて、これまでの基準をどうするかという点についても結論を出してまいりたいと考えておるところでございます。

熱帯の森林、年に約一千百万ヘクタールのペースで失われている、こう言われているわけありますが、国際的に地球環境問題が重大な関心を集めている中にありますて、熱帯雨林の保全と再生、そのために我が國の協力が大きい期待をもって待ち望まれておる。今日までも技術援助というのは農水省もいろいろな形で派遣をしてることは、お伺いをしておりますが、最近のカットの動きを見ましても、日本の果たすべき役割というのは国際的に非常に大きいのではないか。そういうことを考えておるにつきましても、日本の国の持つております技術というものについて大いに活用するよう頑張っていただきたい、こんな気持ちを持つておるわけであります。

今具体的に何をどうするということじやございませんが、大臣、一言この考え方について決意のほどといいますか、今後のことについての御決意、お話を伺いたいと思います。

○鹿野国務大臣 これまでの海外林業協力の実績を踏まえまして、熱帯地域における森林の持続可能な開発と失われた森林の早期回復を図るために、この熱帯雨林の減少の問題は大変重要な問題だ、このよくな認識のもとに、関係行政機関等とも連携を図りつつ、より一層積極的な役割を果してまいりたい、このように考えております。

○近藤委員長 次に、水谷弘君。

○水谷委員 同僚委員が具体的な質疑をしていただきましたが、それらと関連した上で、何点かお尋ねをいたします。

本法案の第七条「開発行為の許可の特例」、それから本法案第八条「保安林における制限の特例」、この二つが、この法案がいわゆる開発規制というものではなく開発に特例を設けている、どうしてそういう位置づけというふうに受けとられるわ

そこで、本法案第二条第一項の二号にうたわれております、「森林の現に有する保健機能以外の諸機能」というこの表現、「この諸機能の重要な部分として」、これは何度も指摘をされているわけありますけれども、森林法第十条の二第二項にある三つの規定、すなわち「森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させない、発生させるおそれがあるような開発はダメである。いわゆる諸機能を著しく損すると位置づける。それから二つ目は、「森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある」、これもまたこの諸機能に著しい支障を及ぼすという項目に当たる。またもう一つは、「森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」。この三つの規定が、ここ的目的的規定である第二条第二項の二の「諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る。」というところとびしっとフィットする。政府は、この法の趣旨を踏まえてそのように運用において明確になさることができるのかどうか、お尋ねをいたします。それが一つ。

もう一つは、第八条「保安林における制限の特例」、これについて、本法案の六条の三項の四号、ここに明確に「当該保安林の区域内において行われる森林保健施設の整備が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められること」。このように本法案に規定をしておられます。これは第一号から四号までの形態をとっていますが、その本文で「次に掲げる要件のすべてを満たすときでなければ」とあるわけであります。そういう意味で、保安林における取り扱いについても、また開発行為の林地開発についても、森林法本法の持つてゐるその規定をしつかり踏まえたこの法

律の位置づけであるということを明言できます。

○農政府委員 ただいま先生からの確に御指摘があつたとおりでございまして、これまでの森林開発許可に当たつての森林の諸機能に対する配慮。こういつた点につきましては、「二条二項二号における森林の現に有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないと認められるものに限る」といった点に含まれておると当然解されておりまして、これがこの森林保健施設といふもの的基本になつておるという点でございます。

また、これを担保していくために、これも御指摘がございましたとおり、「六条三項におきまして、森林に係る森林の保健機能の増進を図るために有効かつ適切なものであること。」これは別といたしましても、「二号の『農林水産省令で定める比率、第三号の『農林水産省令で定める技術的基準』が必須要件として満たされなければならない。それと加えまして、第四号が御指摘のとおり「保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさない」と認められなければならぬ」ということでございまして、これらすべてが満たされたときでなければ認定がないということです。これを担保してまいりたいとございます。

○水谷委員 先ほど長官の御答弁の中で、小流域を一区域というような形でおおむね五十ヘクタール程度、こういう御答弁がございましたが、これはいわゆる分母の部分の対象面積の大変重要な部分であります。このことについて、再度それでよろしいのか、確認をさせていただきます。

○農政府委員 ただいまのお話は、総量規制を通してまいります場合に、その対象森林面積が大規模にわたり、この施設が特定の流域に集中することがあつてはならないといった関連で、先ほど私が申し上げた小流域単位にこれを適用してまいるといった点についてお触れになつた問題でございます。

確かにおおむね五十ヘクタールというふうに申

し上げておりますが、これは当然のことでござりますが、地形が異なりますとともに一律というわけにはまいりません。しかしながら、基本的な考え方として、下流域の集落等の分布状況に配慮して、この基準的確な運用上、小流域ごとの適用が相当であるということははつきり申し上げておきたいと思います。

○水谷委員 技術基準に明示されるわけですか。○農政府委員 これは、いわゆる技術的基準、こういうものと並んで総量規制ということで決めてまいり、その中でこれもはつきりさせたいと思っております。

○水谷委員 次に、いわゆる地域住民のこの具体的な事業実施に対する意見を反映させる、市町村並びに都道府県。その手法として、先ほど長官は、全国森林計画の変更、それから地域森林計画の変更。

これは森林法の規定で確かに明確にうたわれております。森林法第五条、その中のこれは第五項になりますが、「地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聞かなければならぬ。」このようになっております。さらには森林計画、第六条。そして第七条は「第五条第六項の規定により公表された地域森林計画に意見がある者は、」ということで、意見の申し立てても森林法の中で規定をいたしております。

よつて、法案の第四条の全国森林計画の変更と第五条の地域森林計画の変更、この二つは確かに、先ほど長官の答弁で、地域の意見、また関係者の意見の申し立ての機会が十分あることと私は判断をしますが、それはそのとおりですね。

○農政府委員 そのとおりでございます。

○水谷委員 次に第六条。実は、具体的な施業計画を持つたいわゆる森林保健機能増進計画の認定の申し出があつたとき、都道府県知事がこれを認定する。

さて、具体的な保健機能施設が明示されてくるわけでありますが、その段階で市町村長の意見を

聞くこと、さらには、それがかなりの広域にわたる場合は都道府県の森林審議会にこれもまた意見を聞くとか、そしてまた、関係者からの意見の申し立てがあつた場合はそれにしつかりと対応する

考え方として、下流域の集落等の分布状況に配慮して、この基準的確な運用上、小流域ごとの適用が相当であるということははつきり申し上げておきたいと思います。

○農政府委員 森林施業計画につきまして都道府県知事が認定を行います際、地域の実情を十分反映するような措置をとるべきである。こういう御指摘につきましては、私どもそのとおり考えております。そこで、先ほどもいろいろ、市町村長が調整に当たられるお立場にもあり、そういうふた意見を十分反映するようにしてまいりたい、こう申し上げているところでございます。

○水谷委員 ちなみに、この計画とは違いますが、林地開発許可制度の運用に当たりましても、その許可の際、都道府県知事が必要に応じまして市町村長の意見を聞く旨、通達で措置をしております。したがいまして、お話をございましたように、本件についても同様の運用を考えていつらどうかというふうにここで申し上げておきます。

○水谷委員 一番肝心なところであります。保安林の機能を持たせながら、そのまま森林保健施設がそこに配置されていく。保安林は保安林としてある。先ほどお話をございました十一の目的に保安林は設定されています。そういうことになると、地域住民と関係市町村との事業をできますと、地域住民と関係市町村との事業をする人たちとの間に認識のずれ、その価値観の分かれ方、これが常にそこに発生してくる恐れがあるわけです。そういう意味で市町村長の意見を聞くこと。きのうの委員会で場外馬券売り場の話があつましたが、あれは市町村長の同意が必要である。同意事項から今度は、議会においてもかなり反対決議がされたりした場合はこれはちよつと難しくこと。

第二条 この法律において「森林」及び「森林所有者」とは、それぞれ、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第一条第一項及び第二項に規定する森林及び森林所有者をいう。

(定義)

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案(目的)

○近藤委員長 次回は、明十六日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十三分散会

以上で終わります。

○近藤委員長 次回は、明十六日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

以上で終わります。

けではありませんけれども、そういう真剣な意見をしつかり吸い上げる行政側の姿勢がないと、どんな立派な事業も円滑に推進できませんので、それに資するような通達並びに運用の段階での指導をしつかりお願いをしておきたいと思うわけでございます。

第三条 農林水産大臣は、中央森林審議会の意見

を聽いて、公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林につき、森林の保健機能の増進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 森林の保健機能の増進を図るべき森林（以下「保健機能森林」という。）の設定に関する基本的な事項

二 保健機能森林の整備に関する基本的な事項

三 その他必要な事項

3 基本方針は、自然環境の保全に適切な考慮が払われたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針に基づき、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、森林の保健機能の増進に関する基本方針の変更について準用する。

（全国森林計画の変更等）

第七条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、森林の保健機能の増進に関する事項を追加して定めなければならない。同項の規定により全国森林計画をたてる場合においても、同様とする。

（地域森林計画の変更等）

第五条 都道府県知事は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、前条の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適當と認める場合には、当該地域森林計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により地域森林計画をたてる場合においても、同様とする。

る。

一 保健機能森林の区域

二 前号の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

三 第一号の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

四 その他必要な事項

（森林施業計画の変更等）

第六条 森林法第十二条第五項の認定を受けた森林所有者（同法第十八条の規定に基づき、数人共同して、同項の認定を受けた森林所有者を含む。）は、当該認定に係る森林施業計画の対象とする前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「対象森林」という。）がある場合には、当該森林施業計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るための計画（以下「森林保健機能増進計画」という。）を当該森林施業計画の全部又は一部として定め、同法第十二条第二項の認定を求めることができる。同法第十二条第一項の規定により森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画について認定を求める場合においても、同様とする。

2 森林保健機能増進計画には、対象森林に係る森林法第十二条第三項に掲げる要件並びにその実施時期並びに当該施設の維持運営に関する事項を記載しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該請求に係る森林施業計画の内容が森林法第十二条第五項各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のすべてを満たすときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 森林保健機能増進計画の内容が対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るために有効かつ適切なものであること。

二 対象森林の面積のうち整備しようとする森

令で定める比率以下であること。

三 森林の施業の方法並びに整備しようとする森林保健施設の位置、規模、配置及び構造が農林水産省令で定める技術的基準に適合すること。

四 対象森林の全部又は一部が森林法第二十一条第一項又は第二項の規定により指定された保安林（以下「保安林」という。）である場合には、当該保安林の区域内において行われる森林保健施設の整備が当該保安林の指定の目的（同法第十号に掲げるものを除く。）の達成に支障を及ぼさないと認められること。

5 第一項の規定により森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画について認定を求める場合においては、同法第十二条第三項において準用する場合を含む。の認定（以下「特定認定」という。）を受けた者（以下「特定認定森林所有者」という。）についての同法第十三条及び第十四条の規定の適用については、同法第十三条中「同項各号に掲げる要件」とあるのは「同項各号に掲げる要件及び森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六条第三項各号に掲げる要件」と、同法第十四条中「森林の施業」とあるのは「森林の施業（特別措置法第六条第二項に規定する事項の実施を含む。）」とする。

6 第七条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従つて森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定は、適用しない。

（国有林野の活用）

第七条 国は、第四条の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図るため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

（附則）

第十条 国は、第四条の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図るため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

（保安林における制限の特例）

第八条 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定は、適用しない。

（保安林における制限の特例）

第九条 森林組合は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のために事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、特定認定森林所有者である組合員がそ

の森林所有者である対象森林と一体として森林の保健機能の増進を図ることが必要であると認められる対象森林（当該森林組合の地区内にあるものに限る。）に係る特定認定森林所有者に同法第二条第八号に掲げる事業を利用させることができる。

（国有林野の活用）

第十条 国は、第四条の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図るため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

（附則）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（理由）

最近における森林の保健機能に係る国民の需要の増大等森林をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林法による計画制度を活用して森林の保健機能を増進するための森林の施業と施設の整備を一体的に推進する制度を整備するとともに、これに基づく施設の整備に関し森林法等につき所要の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文及び第三十四条の二本文の規定は、適用しない。

い。

2 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従つて森林保健施設を整備するために行う森林法第

三十四条第二項本文に規定する行為については、同項本文の規定は、適用しない。

3 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従つて森林保健施設を整備するために行う立木の伐採については、森林法第三十四条第一項本

平成元年十一月二十七日印刷

平成元年十一月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局